

教育委員会会議協議資料

平成30年度教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行状況についての点検及び評価について

総務企画課

- 資料1 平成30年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況
についての点検及び評価について（平成29年度対象）【概要版】
- 資料2 平成30年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況
についての点検及び評価について（平成29年度対象）（案）

平成30年8月24日（金）
（委員会会議室）

平成30年度 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況 についての点検及び評価(平成29年度対象)【概要版】

I 点検・評価の趣旨・根拠等

- 趣旨：効果的な教育行政の推進に資するとともに、教育行政の推進状況に関する県民への説明責任を果たす。
- 根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条
- 要件：①教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに、公表する。
②点検・評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。

II 点検・評価の対象及び実施方法

- 点検・評価対象：平成29年度における「教育委員会の活動状況」及び「教育施策の推進状況」。なお、「教育施策の推進状況」の点検・評価については、「福岡県教育施策実施計画」に掲げられている施策を対象とする。
- 点検・評価の方法：「教育施策の推進状況」については、施策を構成する主な取組・事業等についての点検・評価を通じ、施策自体について点検・評価を実施する。なお、指標については、次の4段階の基準で評価を行う。

◎	既に目標を達成している。
○	目標達成に向けて順調に推移している、または、概ね目標を達成している。
△	目標達成に向けて、取組の強化が必要である。
▲	目標達成のためには、取組の抜本的改善が必要である。

III 教育委員会の活動状況の概要

1. 主な活動実績
 - (1) 教育委員会開催実績
定例会 12回、臨時会 11回、委員協議会 17回開催
 - (2) 教育委員会会議以外の活動
学校訪問 24回、各種行事への出席 34回、総合教育会議への出席 2回、県議会への出席 13回、他の都道府県との協議 7回
2. 成果
 - ・ 定例会のほかに臨時会を積極的に開催し、活発な議論を行った。
 - ・ 教育施策などの重要案件は委員協議会において継続的に協議した上で、会議の議題として十分な議論を行うとともに、各種調査結果の報告なども委員協議会で積極的に議論を行った。
 - ・ 移動教育委員会の実施や、授業視察や教職員との意見交換を行うことで教育現場の実態把握や情報収集に努めるとともに、知事・副知事との意見交換会を行うことで教育行政について共通理解、相互の連携を図った。
 - ・ 総合教育会議では重点的に取り組むべき事項について協議し、知事と意思疎通・連携を図った。
3. 課題
 - ・ 県民の意向を反映した教育行政を実現するためには、教育現場の実態把握等を今後も継続する必要がある、今後も教職員をはじめとした関係者との意見交換に努めていく必要がある。
 - ・ 平成30年度からの新教育委員会制度への移行を踏まえ、今まで以上に会議の透明化を図ることが求められている。また、教育委員会活動が県民により一層理解され、関心を持ってもらうために、今後も継続して積極的な情報発信等に努めていく必要がある。
4. 対応
 - ・ 教育現場の実態把握や関係者との意見交換の拡充を図るため、視察や、情報交換を充実するほか、関係団体主催の協議会等への参加に努める。
 - ・ 教育委員会会議の議事録について、原則としてホームページで公開する。また、県民に分かりやすいホームページとなるよう構成や内容を整理し、速やかな情報更新を行い、今後も継続的に教育委員会活動について情報を発信する。

IV 教育施策の推進状況の概要

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

1 学力の向上

◇ 確かな学力向上のための取組の推進

主な取組・事業	<p>福岡県学力向上推進計画に基づく学力向上総合推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ふくおか学力アップ推進事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度から新たに中 1 を調査対象学年として加え、福岡県学力調査を拡充して実施 「主体的・対話的で深い学び」推進事業 ○ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座の実施 ○ 福岡県立学校「新たな学びプロジェクト」の実施（研究開発校 8 校） <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業改善等に関する実践研究を進め、主体的・対話的で深い学びを推進
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国学力・学習状況調査の小学校の標準化得点は、調査の始まった平成 19 年度と比較して、全ての教科区分において上昇した。 ○ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座では、授業実践をとおした研修を行うことで、新しい学習指導要領が目指す授業の在り方をイメージすることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国学力・学習状況調査において、中学校の標準化得点は全ての教科区分で全国を下回っている。
対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校における組織的な検証改善サイクルの確立及び思考力・判断力・表現力等を重視した定期考査への改善、「無解答」の原因分析と改善に向けた取組を推進する。

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査における標準化得点※の教科ごとの平均値 { 小：国語、算数 } { 中：国語、数学 } ※標準化得点 = (本県の正答数) / (全国の正答数) × 100	小 国語 100.9 算数 99.4 中 国語 99.1 数学 97.3 (H29 年度)	小国語 100 以上 算数 100 以上 中国語 98.9 以上 数学 98.6 以上 (H33 年度)	○

2 体力の向上

◇ 体力向上のための取組の推進

主な取組・事業	<p>福岡県体力向上総合推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学生チャレンジスポーツプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・ 「スポコン広場」地区大会の開催 約 7,200 人参加 ・ 「スポコン広場」県大会の開催 約 1,300 人参加 ○ オリンピアン・パラリンピアン等派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 21 市町村及び 1 特別支援学校体育大会に派遣
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校男子の県平均値は 3 年連続、中学校男子は 2 年連続、小・中学校女子は調査開始以降初めて全国平均値を上回った。また、小学校男女及び中学校男女全ての区分で県平均値が最高値となった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の体育の授業以外で、週 3 日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合が横ばい状態である。
対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校教員を対象とした体力向上指導者研修会の実施や「1校1取組」運動の継続的な実施をとおして、体育・保健体育の授業改善を図るとともに、「スポコン広場」の参加推奨やオリンピック・パラリンピアン等の派遣等により、子どもたちの運動の動機付けと習慣化を図る。

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
子どもの体力の向上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点平均値	小男子 55.01 点 (54.16 点) 女子 55.88 点 (55.72 点) 中男子 43.26 点 (42.11 点) 女子 50.30 点 (49.97 点) (平成 29 年度)	全区分 全国平均以上 (H33 年度)	◎

Ⅱ 「社会にはばたく力」を育成する
1 多様で特色のある能力や個性の伸長

◇ 特別支援教育の推進

主な取組・事業	発達障がい児等教育継続支援事業 ○ ふくおか就学サポートノート（引き継ぎシート）の配布 ・シートによる引継件数 H28:2,396件、H29:5,777件 高等学校等通級指導推進事業 ○ 通級指導員を2校に2人ずつ配置し、高等学校における通級による指導を実施
成果	○ 早期からの一貫した継続的な支援の必要性などを周知し、「ふくおか就学サポートノート」の活用件数や、巡回相談の実施件数が増加した。
課題	○ 県立特別支援学校の在籍者数が増加するとともに、重度・重複化・多様化している。 ○ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を、支援が必要な幼児児童生徒全てに作成する必要がある。
対応	○ 県立特別支援学校の整備を進めるとともに、子どもの障がいの重度・重複化・多様化に対応した教育の充実を図る。 ○ 個別の指導計画及び個別の教育支援計画が、必要とする全ての幼児児童生徒に対して作成されるよう啓発・指導を行う。

指標	指標の概要	現状値	目標値	達成状況
特別支援教育体制の整備	公立の幼稚園・認定子ども園・小・中・高等学校において、特別な支援が必要であると考えられる幼児児童生徒に対する①個別の指導計画及び②個別の教育支援計画の作成の割合	① 95.2% ② 91.7% (H29年度)	① 100% ② 100% (H33年度)	○

Ⅲ 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する
1 郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解

◇ 国際的視野を持つ人材の育成

主な取組・事業	ふくおかグローバルハイスクール事業の実施 ○ スーパーグローバルハイスクール指定校（鞍手高校・京都高校） グローバル化に対応した英語教育の推進 ○ 福岡県英語教員指導力向上研修の実施（年6回 621人） ○ 英語教育強化地域拠点事業（宮若市、那珂川町）
成果	○ 英語活動指導員によるイマージョン授業において、生徒の英語力及び学習意欲が高まった。 ○ 英語教育強化地域において、最終報告会を実施し、実践研究及び小・中・高等学校の円滑な接続についての研究成果を発表・普及できた。
課題	○ 英語に関する生徒の4つの技能を総合的に育成するため、英語教員の指導力と英語力をさらに高める必要がある。 ○ 「CAN-DOリスト」形式の学習到達目標の公表をさらに推進する必要がある。
対応	○ 英語教員指導力向上研修の中で、英語指導スキル向上のための演習と外部検定試験（TOEIC）の受験を実施する。 ○ 英語教員指導力向上研修や校内研修での指導助言を通して、「CAN-DOリスト」の公表の意義等を周知し、公表を推進する。

指標	指標の概要	現状値	目標値	達成状況
生徒の英語力	英検3級程度以上の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合	40.7% (H29年度)	50% (H33年度)	○
	英検準2級程度以上の資格又は相当する力を有する県立高等学校生徒の割合	39.9% (H29年度)	50% (H33年度)	○

IV 生涯学習社会をつくる
1 生涯学習・社会教育の総合的推進

◇ 社会教育活動の推進

主な取組・事業	<p>NPOやボランティア団体との連携・協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム 参加者 135人 ○ 中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会（2日間） 参加者延べ 662人 <p>県立社会教育総合センター等での学習情報の提供及び学習相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ふくおか社会教育応援隊派遣回数 1,225回 ○ ふくおか社会教育ネットワーク アクセス件数 331,978件 ○ メールマガジンの配信 年8回（登録者数約470人）
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会では、行政だけでなく、NPOやボランティア、企業等地域で活動を行う様々な団体等が集い、生涯学習・社会教育に係る実践協議を深めるとともにネットワークを築くことで、地域の様々な課題の解決に役立てることができた。 ○ 「ふくおか社会教育ネットワーク（HP）」において、県内外の社会教育に関する先進事例や研修会情報等、様々な学習情報を提供し、県民の学習ニーズに応える工夫を続けたことで、アクセス件数の増加につながった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭教育や子育て支援、子どもの貧困問題等、現代的な課題の解決につながる研修が求められている。 ○ 県民のニーズに応えられるよう積極的に情報を収集・発信する必要がある。
対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習・社会教育関係者や大学関係者などに対して、学習のニーズを把握し、課題解決につながる学習と交流の場を設定する。 ○ 市町村職員、ボランティア等、社会教育関係者が地域の課題解決や社会教育振興に資する研修の充実を図る。

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
社会教育に関する学習情報提供の充実	「ふくおか社会教育ネットワーク」へのアクセス件数	331,978件 (H29年度)	300,000件 (毎年度)	◎

V 県民の文化活動を盛んにする
1 文化の振興

◇ 県民文化芸術活動の振興

主な取組・事業	<p>県立美術館の機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 展覧会の実施 常設展、企画展、実行委員会展、平成29年度福岡県立美術館所蔵品巡回展「移動美術館展」、第73回福岡県美術展覧会（県展）
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立美術館では、「ディズニープリンセスとアナと雪の女王展」や「追悼水木しげる ゲゲゲの人生展」など県民のニーズに応えた展覧会が開催できたことや広報に力を入れたことにより、入館者数が目標値を大きく上回った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も引き続き県民の美術に関する鑑賞・創作意欲を高めていく必要がある。 ○ 福岡県美術展覧会（県展）については、出品数の減少が続いている。
対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民の芸術的ニーズを重視した実行委員会展を今後も開催するとともに、これまで蓄積した県立美術館の財産やノウハウを生かした展覧会を開催するなど、県民の美術に関する鑑賞・創作活動の更なる促進を図る。 ○ 福岡県美術展覧会（県展）の出品数の増加や集客力を高める取組として、マスコミや民間企業との連携による効果の高い広報や、インターネット等を使った情報発信を積極的に行う。

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
県立美術館の利用	県立美術館入館者数	238,886人 (H29年度)	160,000人 (毎年度)	◎

VI 県民のスポーツ活動を盛んにする

1 大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化

◇ 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進

主な取組事業	<p>ジュニアアスリート育成強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育成システム整備事業 25 団体 ○ 指導者・育成海外派遣事業 2 団体 ○ 中央研修指導者派遣事業 4 団体 ○ 競技用具整備事業 1 団体 ○ トップアスリート育成強化事業 42 人 <p>女性アスリートの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 女性アスリートの県外遠征・主要大会への参加事業の実施 8 回
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導者研修会や選手強化研修会における内容の充実を図ったことで、参加者数が増えた。 ○ 女性アスリート育成強化システムの確立を目指し、強化拠点の整備や有望選手の発掘を行ったほか、強化練習会をはじめ、県外遠征等の参加を充実し活動の機会を増やした結果、国民体育大会女子新種目において、7 競技中ラグビーフットボールが優勝、3 競技が入賞を果たし、合計獲得点が 2 年連続全国 1 位となった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民体育大会男女総合成績の 8 位入賞を逃した。 ○ 女性アスリートの育成について一定の成果を見せたが、強化システムが確立できている競技団体は少ない。
対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民体育大会 8 位以内入賞を目指して、各競技団体における当年度の国民体育大会への強化活動（遠征・合宿等）を重点的に支援する。 ○ 関係機関や団体等の協力を得ながら、強化拠点の整備や有望選手の発掘、女性指導者養成のための研修会等を実施し、女性アスリートの練習環境の充実を図る。

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
競技スポーツの振興	国民体育大会における男女総合成績順位	9 位 (H29 年度)	8 位 (毎年度)	△

VII 人権が尊重される心豊かな社会をつくる

1 人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進

◇ 人権教育・人権啓発の推進

主な取組事業	<p>新人権教育学習教材開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別的な人権課題に関する知的理解を深め、豊かな人権感覚を育成するための小学校低学年、中学年用、高学年用、中学校用及び高等学校用の合計 30 編の学習教材を作成し、各学校へ配布 <p>人権教育指導者養成連続講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開催講座数 年間 8 回、受講者数計 24 人
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の個別的な人権課題に関する知的理解と人権感覚を育成するため小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学校用及び高等学校用の合計 30 編の人権教育学習教材「あおぞら 2」を作成し、各学校へ配布した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の人権意識等に関する調査結果を踏まえた研修体系の見直しを図る必要がある。
対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職経験年数や職務に応じた系統的な研修体系に見直す。

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
人権教育の推進	人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数	380 人 (H29 年度)	370 人 (H29 年度)	◎

V 学識経験者意見について

○ 石丸哲史 福岡教育大学教授

- ・ 全国学力・学習状況調査の結果に対して、これまで全国平均を上回った教科区分数から標準化得点へと指標を替え平成 19 年度との比較による長期的視点に立って点検するなど精緻な分析が行われた。また、主な取組・事業と符合するよう指標を追加するなどした結果、成果と課題が明確になり、対応についても、たとえば高大連携を視野に入れるなど時宜を得て具体的に記されている。このような姿勢で今後とも着実に進めていく必要がある。
- ・ 平成 29 年度の点検・評価は新たな柱と項目によるものであるが、相互に関連する施策が見られる。すなわち、各施策においてさまざまな取組・事業が展開されるなかで、そこで明らかになった課題や対応は他の施策においても有効なものが少なくない。各施策を横断する視角も備え、他の施策を参酌する心構えも必要であろう。

○ 古市勝也 九州共立大学名誉教授

- ・ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点平均値」が小学校男女及び中学校男女全ての区分で県平均値が全国平均値を上回っている。また、小学校男女及び中学校男女全ての区分で県平均値が調査開始以降最高値となった。行政・学校現場・部活動等関係者の努力を高く評価したい。
- ・ 社会教育関係職員・団体等を対象とした研修会をとおして、学習ニーズや社会的課題に応じた学びの場を提供できており、関係者の努力を評価したい。今後は、地域の人材育成・課題解決と社会教育の振興につながる研修の充実がさらに求められる。

○ 村上裕章 九州大学大学院教授

- ・ 特別支援学校に在籍する子どもの数が増加していること等が大きな課題となっている。特別支援学校の整備、個別の指導計画・教育支援計画の作成、医療的ケアの整備などが進められているが、個々の子どもの個別的なニーズに応えうる体制を整備していただきたい。
- ・ 「国際的視野を持つ人材の育成」は、国際コミュニケーション能力が社会人にとって必須となっている中、ますます重要性が高まっている課題である。小学校における英語教育が強化されつつあるが、他教科の学習にも配慮しつつ、効果的な学習方法の確立を目指していただきたい。

平成30年度
教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行状況についての点検及び評価
(平成29年度対象)

(案)

平成30年 月
福岡県教育委員会

目 次

はじめに	1
点検及び評価の概要について	1
○ 教育委員会の活動状況について	3
○ 教育施策の推進状況について	5
I 「学力、体力、豊かな心」を育成する	
1 学力の向上	
(1) 確かな学力向上のための取組の推進	7
2 体力の向上	
(1) 体力向上のための取組の推進	11
(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり	13
(3) 健康教育の充実	15
3 豊かな心の醸成	
(1) 道徳性を養う心の教育の充実	17
(2) 実体験を重視した教育の推進	19
(3) いじめや不登校等への対応	21
(4) 少年の非行防止と健全育成	23
(5) 幼児教育の充実	25
(6) 読書活動の充実	27
4 学校、家庭、地域の連携・協働	
(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備	29
(2) 家庭教育支援の充実	31
5 教育環境づくり	
(1) 多様な教育ニーズへの対応	33
(2) ICTを活用した教育活動の推進	35
(3) 児童生徒の安全確保	37
(4) 学校施設の整備・充実	39
(5) 教育機会の確保	41
(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上	43
II 「社会にはばたく力」を育成する	
1 多様で特色のある能力や個性の伸長	
(1) 個性や能力を伸ばす教育の充実	47
(2) 特別支援教育の推進	49

2	キャリア教育の充実	
	(1) キャリア教育・職業教育の推進	51
III	「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する	
1	郷土の魅力を知り、世界の多様性を理解	
	(1) 国際的視野を持つ人材の育成	53
IV	生涯学習社会をつくる	
1	生涯学習・社会教育の総合的推進	
	(1) 社会教育活動の推進	57
2	生涯学習・社会教育環境の整備	
	(1) 社会教育施設の充実	59
V	県民の文化活動を盛んにする	
1	文化の振興	
	(1) 県民文化芸術活動の振興	61
	(2) 文化財の保存・活用及び継承	63
VI	県民のスポーツ活動を盛んにする	
1	大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	
	(1) 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進	65
VII	人権が尊重される心豊かな社会をつくる	
1	人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進	
	(1) 人権教育・人権啓発の推進	67
○	学識経験者意見	69
○	資料等	
	関係法令	
◎	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	80
◎	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）	
	（抜粋）（19文科初第535号 平成19年7月31日 文部科学事務次官通知）	81
	福岡県教育行政の仕組み	82
	福岡県内学校数等一覧	83

はじめに

このたび、県教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に定めるところにより、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめました。

この点検及び評価は、平成 29 年度における「教育委員会の活動状況」及び「教育施策の推進状況」に関して実施したものであり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、教育行政の推進状況に関する県民への説明責任を果たすことを目的としています。

県教育委員会は、この報告書を議会に提出するとともに、県民に公表することとしています。

また、この点検及び評価の結果を今後の教育委員会活動や教育施策に十分に反映させることで、本県における教育施策が、県民の皆様方の御理解の下に、適切・円滑に推進できますよう、取組の強化を図ってまいります。

点検及び評価の概要について

1 点検及び評価の対象並びに実施方法

本報告書では、「教育委員会の活動状況」及び「教育施策の推進状況」についての点検・評価の結果を掲載しています。

このうち、「教育施策の推進状況」についての点検及び評価の実施方法は、次のとおりです。

(1) 取組・事業評価

「平成 29 年度福岡県教育施策実施計画」に掲げられた施策を構成する主な取組・事業等について、点検及び評価を実施します。

(2) 施策評価

(1) の結果を踏まえ、平成 29 年度の施策の取組状況について点検及び評価を実施します。

2 点検及び評価の方法並びに評価の観点

点検及び評価に際しては、施策の必要性や効率性、有効性や公平性といった観点から客観的な評価がなされるよう配慮しています。

また、対象となる施策を構成する主な取組・事業等の推進状況についての点検及び評価を通じて、施策自体に関する点検及び評価を実施することとしています。

3 教育に関して学識経験を有する者の知見の活用について

次の理由から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項が規定している「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」については、大学等の専門家からの意見書を求める方式を取っています。

- ・ 教育委員会が行うこととなる点検及び評価については、専門的かつ継続的な見地が求められていること。
- ・ 本報告書で実施した教育委員会の活動状況及び教育施策の推進状況についての点検及び評価については、自己評価となることから、大学等の専門家による意見書をもって、客観性を担保する必要があること。

なお、今回の意見書については、次の3名の方に執筆をお願いしました。

福岡教育大学教育学部教授 石丸 哲史 氏

九州共立大学名誉教授 古市 勝也 氏

九州大学大学院法学研究院教授 村上 裕章 氏

4 本報告書の構成

本報告書は、「教育委員会の活動状況」、「教育施策の推進状況」及び「学識経験者意見」の3部で構成しています。

このうち、「教育委員会の活動状況」については、(1)教育委員会の概要、(2)主な活動、(3)成果、(4)課題、(5)対応の5項目で構成しています。

「教育施策の推進状況」については、「平成29年度福岡県教育施策実施計画」が定める教育施策の7つの柱ごとにこれを構成する施策の点検及び評価を行っています。施策ごとの具体的な項目は、(1)施策の基本的なねらい、(2)主な取組・事業、(3)指標、(4)成果、(5)課題、(6)対応としています。「指標」については、「平成29年度福岡県教育施策実施計画」に掲げられた目標値に向けての状況を次の4段階の基準で評価しています。

◎	既に目標を達成している。
○	目標達成に向けて順調に推移している、または、概ね目標を達成している。
△	目標達成に向けて、取組の強化が必要である。
▲	目標達成のためには、取組の抜本的改善が必要である。

なお、「課題」と「対応」については、文頭に番号を付して、それぞれの対応関係を示しています。

※ 関係法令等の資料については、巻末にまとめています。

点検・評価結果

—教育委員会の活動状況について—

○ 教育委員会の活動状況について

教育委員会の概要

1 教育委員会の位置づけ

教育委員会は、知事から独立した行政委員会として位置づけられ、本県教育行政における重要事項や基本方針は、知事が議会の同意を得て任命した6人の委員で組織する教育委員会において決定され、教育長の指揮の下に、教育委員会の事務局等（教育庁各課、出先機関）が具体的な事務を執行しています。

2 教育委員会の所管事務

教育委員会は、学校教育、社会教育、学術、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されています。なお、本県においては、教育に関する事務のうち、大学、私立学校、生涯学習の振興等の事務については知事が担当しています。

3 委員の職務

委員は、教育委員会会議に出席し教育行政の基本方針や重点施策について協議するほか、それらに関する重要事項等を審議しており、そのために教育現場の視察、意見・要望等聴取、教育関係の各種行事への出席、委員協議会（勉強会）等を行っています。

こうした活動を通じて、教育における政治的中立性及び継続性・安定性を確保するとともに、いわゆるレイマンコントロール^{注1)}により、広く県民の意向を反映した責任ある教育行政の実現を図っています。

4 委員の構成

委員は次の6人で構成され、保護者である委員も含まれています。委員の任期は4年で、再任されることがあります。

(平成30年3月31日現在)

職名	氏名	委員としての任期	職業
委員長	清家 渉	H23.10.17～H31.10.16 (2期目)	医師
委員	久保田 誠二	H24.7.16～H32.7.15 (2期目)	農業
委員	宮本 美代子	H25.7.8～H33.7.7 (2期目)	建築士
委員	前田 惠理	H28.10.17～H32.10.16 (1期目)	会社役員
委員	木下 比奈子	H29.8.1～H33.7.31 (1期目)	弁護士
委員(教育長)	城戸 秀明	H26.4.1～H30.3.31 (1期目)	

平成29年度 主な活動

活動内容	実績
教育委員会会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開催実績 計23回 <ul style="list-style-type: none"> ①定例会：12回、②臨時会：11回 ※うち移動教育委員会2回（県立嘉徳総合高等学校・福岡教育事務所） ○ 議決事項 35件 <ul style="list-style-type: none"> ①基本方針・計画の策定：4件、②人事案件：14件、 ③審議会委員等任命・委嘱：8件、④規則の制定・改廃：6件、 ⑤文化財の指定：1件、⑥その他：2件 ○ 協議事項 11件（人事案件等） ○ 報告事項 25件（条例改正、予算関係等） 定例会、臨時会の傍聴者数 24人（報道関係者を除く）
委員協議会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要施策、懸案事項等のほか、委員提案議題の協議等 開催実績 17回、協議等件数 38件
学校訪問（学校行事・式典への出席、視察、懇談等）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校行事・式典（創立記念式典、卒業式）への出席 ○ 校内視察、学校関係者との懇談、意見交換等（県立嘉徳総合高等学校、糸島市立可也小学校） 訪問回数 延べ24回

学校以外における各種行事への出席、視察、意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種行事への出席（福岡県教育文化表彰式、とびうめ教育表彰式、福岡県経済同友会 70 周年記念式典、福岡県戦没者追悼式、福岡県保護司選考会、えひめ国体等） ○ 視察（福岡教師塾：教育センター） ○ 教育関係者との意見交換（※島市教育委員会、福岡教育事務所職員） ○ 知事・副知事、公安委員会及び人事委員会との意見交換 <p style="text-align: right;">出席等回数 延べ 34 回</p>
総合教育会議 ^{注2)} への出席	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重点的に取り組むべき事項についての協議 会議回数 2 回
県議会への出席	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員長及び委員の県議会への出席 出席回数 延べ 13 回
他の都道府県との連携、情報交換の場への出席	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の施策や予算の要望等のほか、「新制度下における教育委員会会議等の活性化について」、「学校現場における働き方改革について（教職員の負担軽減）」をテーマとした協議等 九州地方教育委員協議会、委員総会 全国都道府県教育委員協議会、教育委員会連合会総会 <p style="text-align: right;">出席回数 延べ 7 回</p>

成 果

- ・ 教育委員会会議の開催については、定例会のほかに臨時会を積極的に開催し、活発な議論を行いました。会議の議題については、前年度と同様に、事前に送付された会議資料等により議題への理解を深めた上で会議に臨んでおり、事務局提案の原案についても県民の視点に立った議論を行うことに留意しました。議案を承認する場合も、施策の改善点や要望等を明確に示しました。
- ・ 教育施策などの重要案件や条例・規則の制定、懸案事項等について、委員協議会において継続的に協議した上で、会議の議題として十分な議論を行うとともに、他県との研究協議事項や各種調査結果の報告などについても委員協議会で積極的に議論を行いました。
- ・ 教育現場の実情に応じた施策を展開できるように、移動教育委員会の実施や、県立学校・市町村立学校における授業視察や教職員との意見交換を行うことで教育現場の実態把握や情報収集に努めるとともに、知事・副知事、公安委員会及び人事委員会との意見交換会を行うことで教育行政について共通理解、相互の連携を図りました。
- ・ 総合教育会議では、教育行政において重点的に取り組むべき事項について協議し、知事と意思疎通及び連携を図りました。
- ・ 教育委員会の情報発信について、移動教育委員会や関係者との意見交換会の様子を県のホームページに掲載して充実を図るとともに、速やかな情報発信に努めました。

課 題

- ① 教育委員会会議のさらなる活性化を図るとともに、県民の意向を反映した教育行政を実現するためには、教育現場の実態把握等を今後も継続して行うことが必要であり、今後も教職員をはじめとした関係者との意見交換に努めていく必要があります。
- ② 平成 30 年度からの新教育委員会制度^{注3)}への移行を踏まえ、今まで以上に会議の透明化を図ることが求められています。また、教育委員会活動が県民により一層理解され、関心を持ってもらうために、今後も継続して積極的な情報発信等に努めていく必要があります。

対 応

- ① 教育現場の実態把握や関係者との意見交換の拡充を図るため、視察や、情報交換を充実するほか、関係団体が主催する協議会や研修会等に積極的に参加します。
- ② 教育委員会会議の議事録について、原則としてホームページで公開します。また、県民に分かりやすいホームページとなるよう構成や内容を整理し、速やかな情報更新を行い、今後も継続して教育委員会活動について積極的に情報を発信します。

注釈

注 1) レイマンコントロール：住民による意思決定。専門家の判断のみにならず、住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督し、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現すること。

注 2) 総合教育会議：①大綱（各地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。）の策定、②教育を行うための諸条件の整備など重点的に講ずべき施策、③児童、生徒等の生命又は身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整するための会議。知事と教育委員会で構成され、知事が招集するもの。

注 3) 新教育委員会制度：教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等、抜本的な改革を目的として、平成 27 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、新「教育長」を置くなど新たな体制となった教育委員会制度。本県では経過措置を経て平成 30 年度から新教育委員会制度へ移行した。

点検・評価結果

—教育施策の推進状況について—

○ 教育施策の推進状況について

県教育委員会は、教育基本法の目標を基本に据えつつ、福岡県教育大綱及び福岡県学校教育振興プランを踏まえ、福岡県教育施策実施計画において、本県における教育の基本目標を次のように定めています。

【教育の基本目標】

- ・ 真理を求め、意欲的に学ぶ態度をもち、社会的自立の基盤となる確かな学力、たくましく生きるための健康や体力、豊かな情操と道徳心を備えた県民を育成すること。
- ・ 志と自律心をもち、創造性や個性に富み、生涯にわたって学ぶ県民を育成すること。
- ・ 正義を愛し、他者を思いやり、共に生きる心や公共の精神に基づく強い自覚と実践力をもち、人権を尊重する県民を育成すること。
- ・ 命あるものを尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する県民を育成すること。
- ・ 自ら考え、多様な価値観の人々と協働し、課題を解決していく力を身に付けるとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する県民を育成すること。
- ・ 文化と伝統を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、人類の平和と発展に貢献できる国際性豊かな県民を育成すること。

平成 29 年度は、これらの「教育の基本目標」を達成するために、28 の具体的な施策を掲げました。

そして、これらを体系化し、効果的かつ効率的に推進するため、次ページで示すように、教育施策を 7 つの柱、13 の項目に整理しました。

以下では、28 の施策ごとに、教育施策の推進状況について点検及び評価を行っています。

柱	項目	施策	No
I 「学力、体力、豊かな心」を育成する	1 学力の向上	(1) 確かな学力向上のための取組の推進	1
		(2) 確かな学力向上のための取組の推進	2
	2 体力の向上	(1) 体力向上のための取組の推進	3
		(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり	4
		(3) 健康教育の充実	5
	3 豊かな心の醸成	(1) 道徳性を養う心の教育の充実	6
		(2) 実体験を重視した教育の推進	7
		(3) いじめや不登校等への対応	8
		(4) 少年の非行防止と健全育成	9
		(5) 幼児教育の充実	10
		(6) 読書活動の充実	11
	4 学校、家庭、地域の連携・協働	(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備	12
		(2) 家庭教育支援の充実	13
	5 教育環境づくり	(1) 多様な教育ニーズへの対応	14
		(2) ICTを活用した教育活動の推進	15
		(3) 児童生徒の安全確保	16
		(4) 学校施設の整備・充実	17
		(5) 教育機会の確保	18
(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上		19	
II 「社会にはばたく力」を育成する	1 多様で特色のある能力や個性の伸長	(1) 個性や能力を伸ばす教育の充実	20
		(2) 特別支援教育の推進	21
	2 キャリア教育の充実	(1) キャリア教育・職業教育の推進	22
III 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する	1 郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解	(1) 国際的視野を持つ人材の育成	23
IV 生涯学習社会をつくる	1 生涯学習・社会教育の総合的推進	(1) 社会教育活動の推進	24
	2 生涯学習・社会教育環境の整備	(1) 社会教育施設の充実	25
V 県民の文化活動を盛んにする	1 文化の振興	(1) 県民文化芸術活動の振興	26
		(2) 文化財の保存・活用及び継承	27
VI 県民のスポーツ活動を盛んにする	1 大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	(1) 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進	28
VII 人権が尊重される心豊かな社会をつくる	1 人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進	(1) 人権教育・人権啓発の推進	29

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

1 学力の向上

(1) 確かな学力向上のための取組の推進 <施策1> 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

社会教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 福岡県学力向上推進計画等の下、知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成を目指します。
- ◇ 県内全小・中学校における学力実態、学習状況及び市町村の学力向上の取組状況を調査するとともに、各学校において、学力向上に係る効果的な検証改善サイクルの確立を推進します。特に、中学校の学力向上を目的としたカリキュラム・組織マネジメントの質的向上を図ります。
- ◇ 高等学校においては、生徒や地域の実態に応じて学習内容の確実な定着を図るとともに、コミュニケーション能力や課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の育成及び主体的に学習に取り組む態度の育成に向けた取組の更なる充実を図ります。
- ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて教員研修を推進し、授業の工夫改善を図ります。
- ◇ 地域と学校の連携・協働の下、地域住民等が子どもたちの成長を支えるために様々な活動に参画するネットワーク体制である「地域学校協働本部」の設置を支援し、放課後の学習支援等を実施することで、学力の向上を目指します。

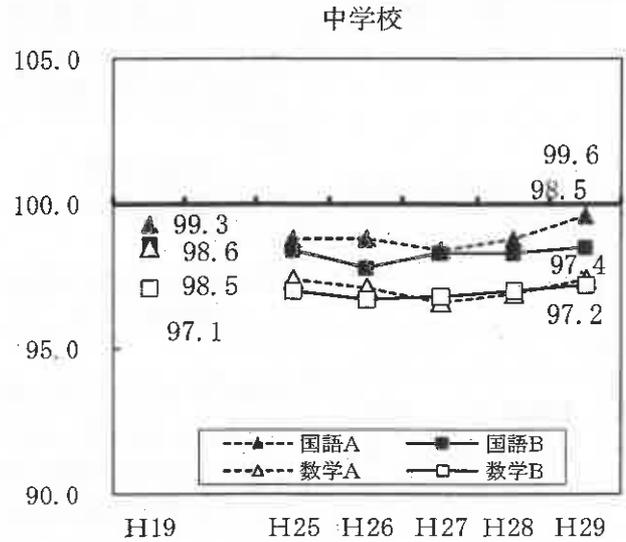
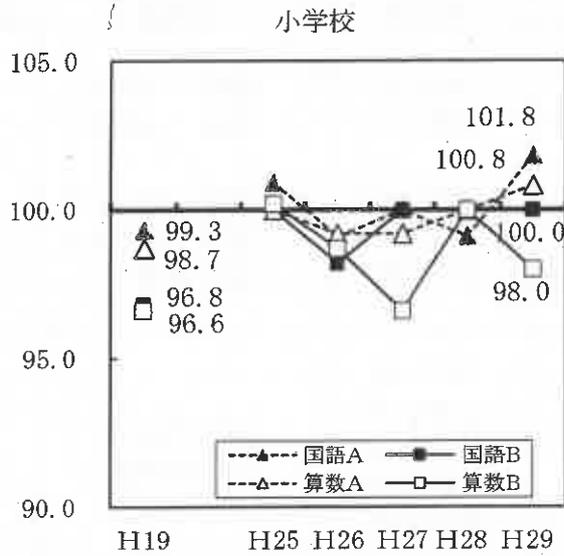
平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
福岡県学力向上推進計画に基づく 学力向上総合推進事業の実施 <重点事業1>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふくおか学力アップ推進事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学力調査の実施 平成29年度から、新たに中1を調査対象学年として加え、福岡県学力調査を拡充して実施 ・ 学力向上推進強化市町村の指定及び非常勤講師の派遣 21市町村及び1学校組合を学力向上推進強化市町村として指定し、非常勤講師128名を派遣 ・ 基礎・基本を含む活用力を育む教材集及び診断テスト 県下全ての小中学校（政令市を除く。）の小4～中3の全学級に教材集を配布。小4～小6を対象に年2回診断テストを実施、Webシステムによる分析結果の活用 ○ 学力向上推進拠点校指定事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学力向上推進拠点校の指定 県内中学校から基礎学力型（6校）と発展学力型（1校）を指定し、学力向上に向けた学習支援員（2名）の派遣や学力向上に係る経費の1/2以内の額を予算の範囲内で補助
高等学校における言語活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育課程研究集会において関連するテーマを設定し、実践発表及び研究協議を実施
「主体的・対話的で深い学び」 推進事業の実施 <重点事業2>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 附属学校講座受講者数 小：国157人、算141人、理184人、中：理150人 ・ 各地区講座受講者数 小：国306人、算380人、中：国163人、数133人 ○ 福岡県立学校「新たな学びプロジェクト」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の大学や県教育センター等と連携を図り、研究開発校8校が学校の特色や教育目標に応じて授業改善や評価に関する実践研究を進め、主体的・対話的で深い学びを推進 ・ プロジェクトの成果を公開授業や実践発表会等にて全県に普及
地域学校協働活動事業における 放課後の学習支援等の実施 <重点事業6>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校支援、放課後の学習支援等の実施 地域人材の協力を得て、県内29市町村161教室で実施

指 標

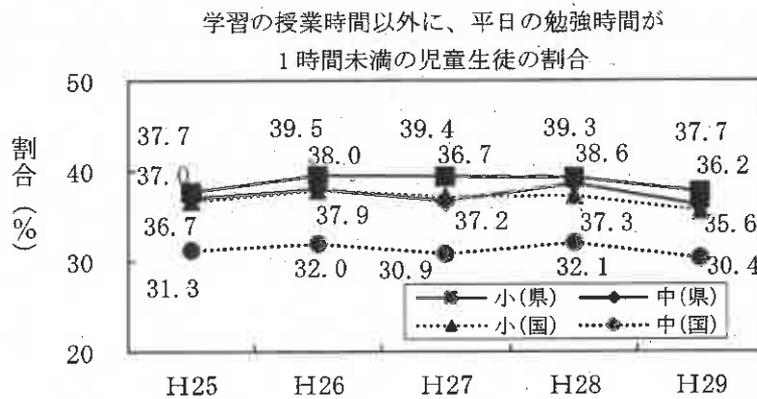
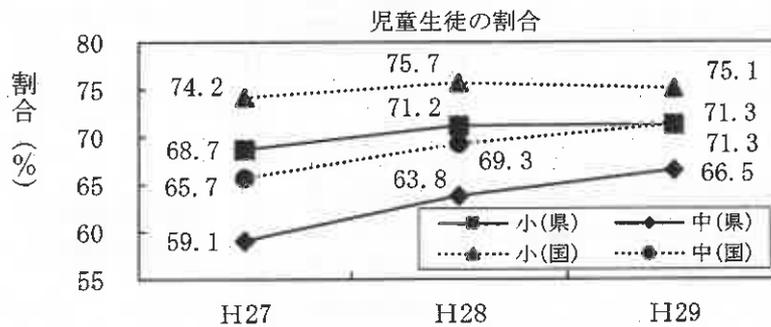
指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
確かな学力の育成	<p>全国学力・学習状況調査における標準化得点*の教科ごとの平均値</p> <p>〔小：国語、算数〕 〔中：国語、数学〕</p> <p>※標準化得点= (本県の正答数) / (全国の正答数) ×100</p>	<p>小 国語 100.9 算数 99.4</p> <p>中 国語 99.1 数学 97.3 (H29 年度)</p>	<p>小 国語 100 以上 算数 100 以上</p> <p>中 国語 98.9 以上 数学 98.6 以上 (H33 年度)</p>	○
課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの活動	授業の中で自分たちで課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思う児童生徒の割合	<p>小 71.3% (全国 75.1%) 中 66.5% (全国 71.3%) (H29 年度)</p>	<p>全国平均以上 (H33 年度)</p>	△
家庭での学習習慣の定着	学校の授業時間以外に、平日の勉強時間が1時間未満の児童生徒の割合	<p>小 37.7% (全国 35.6%) 中 36.2% (全国 30.4%) (H29 年度)</p>	<p>全国平均以下 (H33 年度)</p>	△
学力向上に関する検証改善サイクルの確立	教育課程の改善を図るための一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合	<p>小 24.4% (全国 28.9%) 中 21.5% (全国 25.3%) (H29 年度)</p>	<p>全国平均以上 (H33 年度)</p>	△

全国学力・学習状況調査標準化得点の県と全国の差

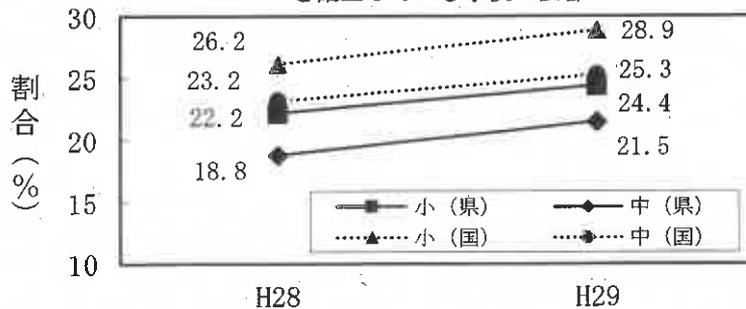


※A問題：主として知識に関する問題、B問題：主として活用に関する問題

授業の中で自分たちで課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思う



教育課程の改善を図るための一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合



成 果 小学校の標準化得点は、国語Bが全国と等しく、国語A、算数Aは全国を上回りました。

- ・ 全国学力・学習状況調査の小学校の標準化得点は、調査の始まった平成19年度と比較して、全ての教科区分において上昇しました。
- ・ 全国学力・学習状況調査の中学校の標準化得点は、全ての教科区分が2年連続で上昇しました。
- ・ 「学校・教員支援」「教育委員会支援」にかかる学力向上事業の積み重ねにより、検証改善の取組の実効性が高まってきています。
- ・ 「学力向上推進拠点校」の指定では、初年度報告会で各拠点校の取組の方向性について共通理解が図れました。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座では、教職経験の年数が短い教員に授業実践をとおした研修を行うことで、新しい学習指導要領が目指す授業の在り方をイメージすることができました。
- ・ 県立高等学校等では、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点に立った授業改善が進み、多くの学校で、思考力・表現力・判断力等の資質・能力育成を目指して積極的に取り組んでいます。
- ・ 地域学校協働活動事業については、地域コーディネーターが学校との連絡・調整を行いながら、地域住民や退職教職員、大学生の協力を得て、年間を通して実施する地域がひろがりました。

課 題 中学校の標準化得点は、全ての教科区分において、全国を下回っています。

- ① 全国学力・学習状況調査
 - ・ 全国学力・学習状況調査の中学校の標準化得点は全ての教科区分で全国を下回っており、平成19年度と、比較して国語Bと数学Bの標準化得点は大きな変化は見られませんでした。
 - ・ 中学校の学校質問紙調査において、教育課程の改善を図るための一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合が、全国平均や本県の小学校を下回りました。
 - ・ 思考力・判断力・表現力等を重視した授業改善を推進する必要があります。
 - ・ 全職員による組織的・協働的な検証改善体制の確立を充実していく必要があります。
- ② 学力向上推進拠点校の取組では、授業改善や組織マネジメント、カリキュラムマネジメントの方向性について全教職員でさらに共通理解を図り、取組を浸透・徹底させる必要があります。
- ③ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座で学んだことをそれぞれの所属校で還元し、研修の成果を広げる取組の充実が必要です。
- ④ 県立高等学校等では、授業改善が進んでいますが、新高等学校学習指導要領を踏まえ、深い学びの実現や評価について、さらに研究を進め、全校に普及する必要があります。
- ⑤ 学校・家庭・地域が連携・協働して取り組むことができる仕組みづくりについて、人材発掘・育成や取組のノウハウ、その効果、運営方法等の啓発を図り、未実施市町村へ拡充していくことが必要です。

対 応 中学校において、思考力・判断力・表現力等を育成する授業づくりを推進します。

- ① 全国学力・学習状況調査
中学校においては、組織的な検証改善サイクルの確立及び思考力・判断力・表現力等を重視した定期考査への改善、「無解答」の原因分析と改善に向けた取組を推進します。
- ② 初年度の課題を受け、年間計画の見直しや重点内容の吟味、改善した実践を行うよう支援します。また、2年次までの取組成果を所管する教育事務所管内に発信する中間報告会を実施します。
- ③ 所属校への還元を促す受講者アンケートを実施するなど、参加者への意識付けを図ります。
- ④ 県立高等学校等では、従来の研究開発校を新たに研究協力校と研究実践校に再編し、県内の大学等と連携の上、更に研究を推進します。また、各研究実践校で地区別実践発表会を開催し、全校普及の完成を目指します。
- ⑤ 地域学校協働活動事業を全市町村で実施するため、未設置市町村に対して事業の意義や効果を伝え、実施方法や体制づくりなどの支援を行うとともに、活動している方々を対象とした研修会を実施します。

1 「学力、体力、豊かな心」を育成する

2 体力の向上

(1) 体力向上のための取組の推進 <施策2>

体育スポーツ健康課

平成29年度 施策の基本的なねらい

◇ スポーツ医・科学の知見を取り入れた体育・スポーツ活動の充実や、オリンピック・パラリンピアン
の活用等により、子どもの運動への動機付けや習慣化の促進を図り、子どもたちの体力を更に向上さ
せます。

平成29年度 主な取組・事業

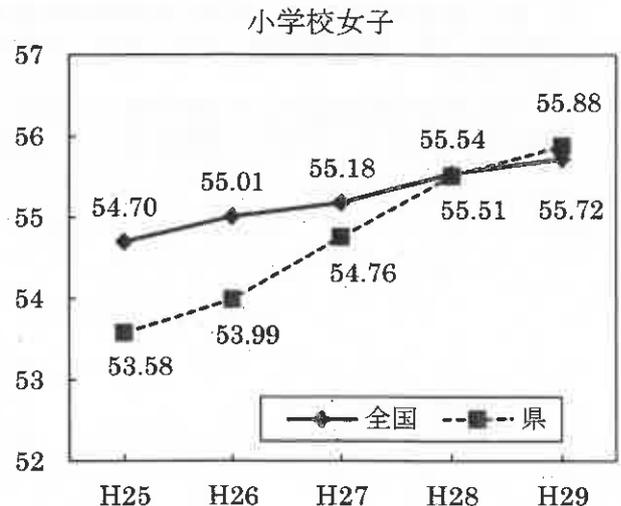
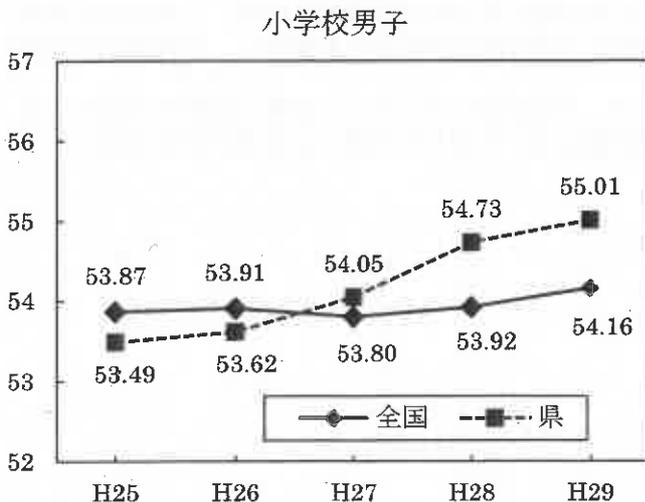
取組・事業名	実績
福岡県体力向上総合推進事業 の実施 <重点事業3>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校体力向上指導者研修会 6回開催 665人参加 ○ 小学校体力向上推進モデル事業 実践校6校 体力向上コーディネーター及び食育アドバイザーを各校3回派遣 ○ 小学生チャレンジスポーツプロジェクト ・「スポコン広場」^{注1)}地区大会の開催 6教育事務所及び北九州市の7地区で計約7,200人参加 ・「スポコン広場」県大会の開催 約1,300人参加 ○ オリンピアン・パラリンピアン等派遣事業 21市町村及び1特別支援学校体育大会に派遣 ○ ラグビートップ選手派遣事業 県内165小学校に派遣

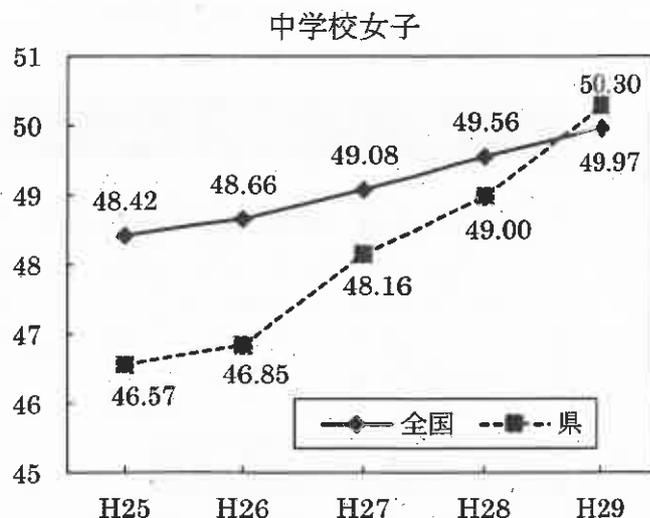
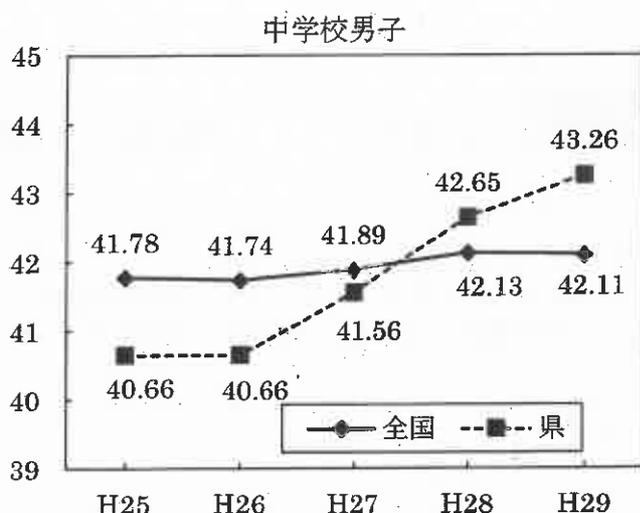
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
子どもの体力 の向上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計 点平均値	小男子 55.01点(54.16点) 女子 55.88点(55.72点) 中男子 43.26点(42.11点) 女子 50.30点(49.97点) (H29年度)	全区分 全国平均以上 (H33年度)	◎
子どもの運動 習慣の定着	学校の体育の授業以外で、 週3日以上運動やスポーツ をする児童生徒の割合	47.40% (H29年度)	50% (H30年度)	△

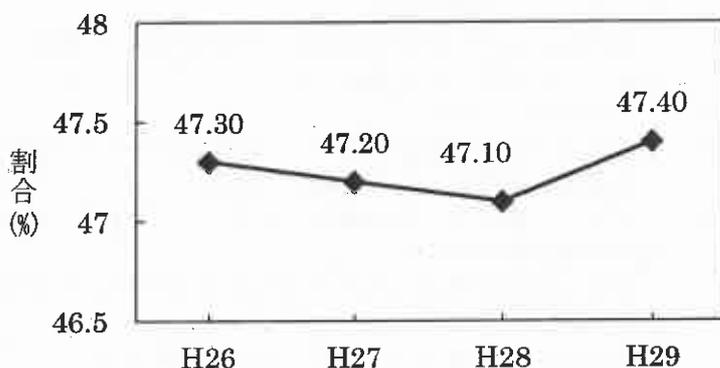
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」体力合計点^{注2)}の県平均値(年度比較)

※小学校5年生、中学校2年生対象(悉皆調査)





学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合（年度比較）



成 果 小学校男女及び中学校男女全ての区分で県平均値が全国平均値を上回りました。

- ・ 小学校男子の県平均値は3年連続、中学校男子は2年連続、小・中学校女子は調査開始以降初めて全国平均値を上回りました。また、小学校男女及び中学校男女全ての区分で県平均値が調査開始以降最高値となりました。

課 題 子どもの運動習慣の定着の割合が依然として目標値に達していません。

- ① 学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合が横ばい状態です。

対 応 運動の動機付けと習慣化を図るため、体育授業の改善を図るとともに、様々な取組を実施します。

- ① 小・中学校教員を対象とした体力向上指導者研修会の実施や「1校1取組」運動の継続的な実施をとおり、体育・保健体育の授業改善を図るとともに、「スポコン広場」の参加推奨やオリンピック・パラリンピアンへの派遣等により、子どもたちの運動の動機付けと習慣化を図ります。

注釈

- 注1) スポコン広場：小学生の運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図ることを目的として、体力向上ホームページ上に開設されたサイトのこと。学級ごとに様々な競技に挑戦し、その記録をインターネット上で競い合うことができる。また、登録校の中から選抜されたチームで競い合う地区大会、県大会が開催される。
- 注2) 体力合計点：50m走やボール投げ等の体力・運動能力を測定する新体力テスト8種目について、各10点満点で採点した合計得点（小・中学校男女それぞれ採点基準が異なる）。

1 「学力、体力、豊かな心」を育成する
2 体力の向上

(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり <<施策3>>

体育スポーツ健康課

平成29年度 施策の基本的なねらい

◇ 運動部活動における適正な運営や外部指導者を活用した指導体制づくりの推進により、それぞれの種目特有の楽しさを味わうことのできる魅力ある運動部活動を構築し、より多くの生徒が運動・スポーツを実践することを通して、体力の向上や健康の保持増進を図るなど、継続的に運動に取り組む運動習慣の定着を図ります。

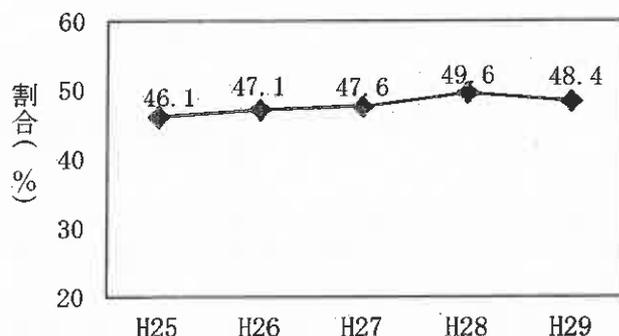
平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
教員の指導力向上のための各種研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ トレーニング指導者研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県立スポーツ科学情報センターと合同で、教員や外部指導者^{注1)}を対象として開催 参加者数 126人 ○ 学校体育における地域人材^{注2)}の活用に関する調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ 武道種目に関する人材の確保と活用 17校に17人を派遣 ・ ダンスに関する人材の確保と活用 7校に7人を派遣 ○ 武道指導者養成研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 武道の指導経験がない又は浅い教員を対象に指導者養成研修会を開催 参加者数 柔道34人、剣道34人、相撲19人
福岡県体力向上総合推進事業における中・高等学校運動部活動活性化プロジェクトの実施 <重点事業3>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中・高等学校運動部活動活性化プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部指導者を、政令市を除く全ての公立中学校及び高等学校に派遣 派遣数 市町村立学校179人、県立学校98人 ○ 運動部活動指導力向上及び運動部活動外部指導者研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動部活動指導者を対象にスポーツ医・科学の研究成果や指導方法等の習得を目指した研修会を開催 参加者数 運動部活動顧問310人、外部指導者68人

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
運動部活動の推進	運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合	48.4% (H29年度)	50.0% (毎年度)	○

運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合



成 果 教員や外部指導者を対象とした指導者研修会への参加者が増加しています。

- ・ 体育・スポーツ活動の充実を図るため、県立スポーツ科学情報センターと合同で、教員や外部指導者を対象にスポーツ医・科学の知見を取り入れた研修会を実施し、指導者の資質向上を図ることができました。
- ・ 中学校の保健体育科の授業に武道やダンスの地域人材を派遣した結果、専門性の高い指導者の的確な指示により、段階に応じた技能を習得できました。
- ・ 中学校保健体育科教員を対象に実技指導を含めた武道指導者養成研修会を実施し、発達段階に応じた指導方法の習得や安全確保の仕方など、教員の資質向上を図ることができました。
- ・ 県立高等学校の部活動加入率は48.4%と前年度と比較するとやや低下したものの、全体的には上昇傾向にあります。
- ・ 運動部活動における不適切な指導の根絶を図り、その適正な運営と活性化を促進するため「福岡県運動部活動運営の指針」(平成26年3月策定)に基づいた指導の徹底を図りました。
- ・ 外部指導者を含む運動部活動指導者を対象に、スポーツ医・科学に立脚した指導方法等に関する研修を行うことにより、運動部活動に関わる顧問及び外部指導者の資質向上を図ることができました。

課 題 運動部活動の適切な運営や教員の指導力向上を図る必要があります。

- ① 地域人材の選定は各学校で行っているため、人材確保が困難となっています。
- ② 地域人材と教員との打合せ時間を確保することや、互いの役割の明確化、学校教育への共通理解等を図ることが必要です。
- ③ 多様な生徒のニーズに応じた運動部活動の適正な運営や教員の指導力の向上が必要です。
- ④ 運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合が若干減少しているため、今後入部率向上に向けた取組が必要です。

対 応 運動部活動の在り方に関する方針の作成と、指導力向上のための研修会を実施します。

- ① 武道やダンスの地域人材を確保するために、各競技団体等に各地域の武道熟練者やダンス指導者のリスト等を作成するよう要請します。
- ② 運動部活動の適正な運営のために、部活動指導員^{注3)}を配置するとともに、運動部活動に係る調査研究委員会を設置し、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁策定)をもとに、本県の運動部活動の在り方に関する方針を作成します。
- ③ 教員及び部活動指導員の指導力の向上を図るために、指導歴が浅い、又は競技歴のない運動部活動顧問及び部活動指導員を対象として研修会を実施します。
- ④ 運動部活動に係る調査研究委員会を設置し、入部率向上も含めた運動部活動の在り方に関する研究を実施します。

注 釈

注1) 外部指導者：県教育委員会が委嘱する福岡県運動部活動外部指導者のこと。公立諸学校の教職員（非常勤講師を除く）以外の者で、運動部活動の指導者として、日常の練習における技術指導及び練習メニューの作成等、様々な技能レベルに応じた指導に従事する。

注2) 地域人材：専門的な知識や技能を有し、地域等で青少年の指導実績のある指導者のこと。

注3) 部活動指導員：学校における部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減のため、学校におけるスポーツ、文化等に係る専門的な知識・技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、福岡県教育委員会が辞令を交付し部活動に係る技術的な指導に従事する指導者のこと。部活動指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職であり、単独での指導や学校外での活動（大会・練習試合等）の引率等の職務に従事することができる。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

2 体力の向上

(3) 健康教育の充実 < 施策 4 >

体育スポーツ健康課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 性や心の問題を早期に発見し適切な措置を講じるため、学校、保護者、専門医が連携し、生徒等の不安や悩みの解決を図ります。
- ◇ 児童生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるために、食に関する指導の充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協働した取組を推進します。

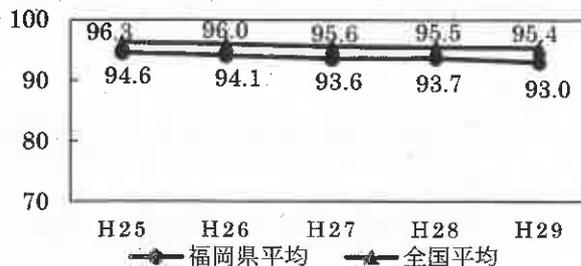
平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
健康教育推進事業 (性と心の健康相談)の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒の性や心の健康問題の解決を図るため、全県立高等学校を対象に専門医(産婦人科医、精神科医)による講演会や相談を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦人科(実施率:92.6% 88/95校) 実施回数:107回(講演40回・相談67回)相談件数:261回 ・ 精神科(実施率:84.2% 80/95校) 実施回数:110回(講演12回・相談98回)相談件数:276回
食に関する指導についての 研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食に関する指導のための教職員(栄養教諭・学校栄養職員等)研修の実施 ○ 福岡県学校給食研究指定委嘱校 食に関する指導の実践校11校 ○ 食に関するイベントによる食育啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県学校給食レシコンクール 1,686点 応募 ・ 福岡県学校給食フェア 700人 来場 ○ 食物アレルギー対応に関する研修会等 <ul style="list-style-type: none"> ・ アレルギー講習会 ・ 食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会 356人参加
子どもが作る「ふくおか弁当の日」 の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ふくおか弁当の日」優良事例報告会の開催 ○ 「ふくおか弁当の日」の実施校数 小学校 304校、中学校 155校
「食育出前講座」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県内公立高等学校及びPTA団体等が開催する食育関連の研修会等へ講師を派遣 実施校数 14校
衛生管理及び安全な食材確保の ための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食の衛生管理等に関する状況調査及び改善指導 学校給食施設 17施設 ○ 学校給食用食材の点検 市町村立学校、共同調理場 29施設(政令市を含む) 県立学校 2校

指 標

指 標	指 標 の 概 要	
食に関する指導	朝食を食べる習慣が定着している児童の割合	
現状値	目標値	達成状況
93%(全国95.4%) (H29年度)	全国平均以上 (H33年度)	△

朝食を食べる習慣が定着している児童の割合(%)



成 果 各学校の実態に応じて、特色ある健康教育が推進されています。

- ・ 専門医による性や心の健康に関する講演や相談を実施したことによって、「正しい知識が深まった」や「医療機関の受診につながった」等の評価を得ており、高校生の心身の健康問題への対応の充実を図ることができました。
- ・ 食に関する年間指導計画が、すべての小学校、中学校で作成され、食に関する指導が充実しています。
- ・ 児童生徒が望ましい食習慣を身に付けられるよう、教職員を対象とした研修会のほか、研究指定校における実践研究を行い、研究発表会等を通して成果を広く周知しました。
- ・ 学校と家庭との食育をつなぐ取組として、弁当の日に取り組む学校は年々増加しており、学校の実態に応じた特色ある取組が推進され、児童生徒の食に対する意識を高めることにつながりました。また、食への感謝の気持ちを育むとともに、食を通じた家族間のコミュニケーションの機会の増加にもつながりました。
- ・ 福岡県学校給食レシピコンクールや学校給食フェア等の食に関するイベントへの参加者が増加し、児童生徒、保護者等の食に関する意識を高めることにつながりました。
- ・ 学校給食衛生管理に関する指導者を学校給食施設に派遣し、施設ごとに実態に応じた改善指導を行ったことで、施設面や体制面での改善・充実につながりました。

課 題 朝食摂取率は低下傾向にあり、望ましい食習慣の定着に課題があります。

- ① 一部の学校において、性と心の健康相談事業を活用できていない状況があります。
- ② 朝食摂取率については、依然として低下傾向にあるなど、児童生徒の望ましい食習慣の定着に課題があります。
- ③ 学校給食の衛生管理等については、市町村教育委員会ごとに、対応や施設設備の改善・充実に差があります。

対 応 朝食摂取率の改善に効果が認められる取組の周知と取組シートの活用を促します。

- ① 性と心の健康相談事業の全校実施に向けて、実施校の取組事例等を紹介するとともに、関係機関との連携を図ります。
- ② 研究指定校等における、学校と家庭が連携した朝食摂取率の改善に効果が認められる取組を、研修会やHP等を活用して県内各学校に周知していきます。また、児童が自分の朝食について、振り返ることができると取組シートを配布し、活用を促します。
- ③ 学校給食の衛生管理等について、設置者である市町村教育委員会や学校給食関係者の意識向上のために、地域の研修会等で指導・改善内容を広めていきます。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(1) 道徳性を養う心の教育の充実 《施策5》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「特別の教科 道徳」の実施に向けて、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような指導の充実を図ります。
- ◇ 他人を思いやる心や、公共のためになることを大切にすることを身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。
- ◇ 我が国と郷土を愛する心や国際社会に貢献する心などを身に付けることができるよう、道徳の時間や各教科などの指導を推進します。

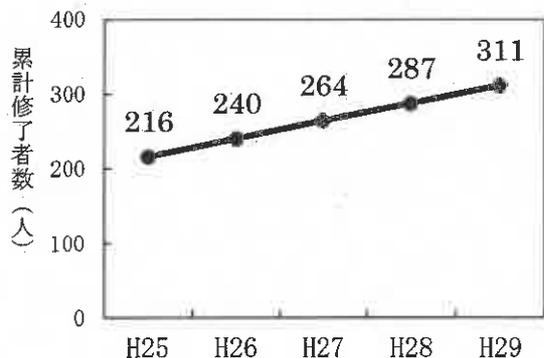
平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
ボランティア活動等の社会奉仕体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動等の体験活動の実施状況（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 83.4%（381校） ・ 中学校 63.1%（128校） ・ 県立高等学校 100%（95校） <体験活動の例> 地域の清掃・美化、福祉施設等訪問、リサイクル活動、自然・文化財等保護、国内及び国際社会への支援協力と貢献
規範的な行動を促す道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県道徳教育地域指導者研修における道徳教育地域指導者^{注1)}の育成 小中学校（政令市を除く。） 各12人 ○ 「道徳教育推進市町村」を指定し、研究成果を普及・啓発（6市町村） ○ 県立高等学校等における「道徳教育全体計画」及び「年間指導計画」の作成 100%

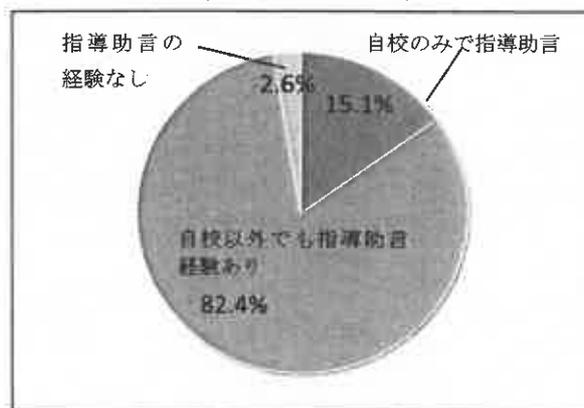
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
道徳教育の推進	各地域の道徳教育の中核となる小・中学校教員の養成研修修了者数の累計	311人 (H29年度)	360人 (H31年度)	○
	研修会の講師等として自校以外で活動した道徳教育地域指導者の割合	82.4% (H28年度)	85% (毎年度)	○

各地域の道徳教員の中核となる小・中学校教員の養成研修修了者数の累計



研修会の講師等として自校以外で活動した道徳教育地域指導者の割合



成 果 道徳教育地域指導者を累計 311 人育成し、活用しています。

- 平成 29 年度に 24 人、累計 311 人の道徳教育地域指導者を育成し、各地域で活用されています。
 - 校内における指導助言 1,637 回
 - 他校における指導助言 466 回
 - 各地区研修会における指導助言等 707 回
- 各学校において「私たちの道徳」^{注2)}が計画的に活用されています。
 - 活用計画の作成状況（政令市を除く。）
 - 小学校 99.7% (456 校)
 - 中学校 99.5% (201 校)
- ボランティア活動等の社会奉仕体験活動は、全ての県立高等学校で実施しています。
- 全ての県立高等学校において、道徳教育の充実のための「全体計画」及び「年間指導計画」を作成し、実施しています。

課 題 道徳教育地域指導者の育成及び幅広い活用が必要です。

- 地域によって、これまで養成した道徳教育地域指導者の活用状況に差がみられます。また、活用場所において、自校内のみの指導にとどまっている状況も見られます。各地域の道徳教育授業研修会等の講師として、より一層の活用が必要です。
- 道徳の時間のねらいに結びつくような体験活動の充実を図ることが必要です。
- 道徳科の趣旨を踏まえた指導と評価の一体化が必要です。
- 県立高等学校等においては、生徒の発達段階に考慮し、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通して行うことにより、生徒が自らの人生観・世界観や価値観を形成し、主体性を持って生きたいという意欲を高める必要があります。
- 高等学校における道徳教育は、中学校の内容項目とのつながりを意識する必要があります。

対 応 道徳指導者養成、研修の充実と指導者の活用について啓発します。

- 平成 29 年度から平成 31 年度までに 73 人、累計 360 人の道徳教育地域指導者を育成し、各地域で道徳教育の講師として活用します。
- 管理職研修会や教務主任研修会等において、道徳性を養うための体験活動の充実や道徳教育地域指導者の活用について啓発します。
- 道徳教育推進事業及び福岡県重点課題研究指定・委嘱事業において道徳科の趣旨を踏まえた多様な指導方法の研究、評価の推進及びその成果の普及を行います。
- 県立高等学校等においては、道徳教育の目標を達成するための「全体計画」及び「年間指導計画」について内容の精選・充実を図ります。
- 「年間指導計画」を作成する際に、指導場面毎に、重点的に指導する中学校の内容項目を記入し、関連付けて指導します。

注釈

注 1) 道徳教育地域指導者：道徳教育に関する基本的な理論研究及び実践研究を行い、その指導技術を習得させることを目的とした年 5 回の「福岡県道徳教育地域指導者研修」を受講した、道徳教育を推進する専門的な資質を持った教員。

注 2) 「私たちの道徳」：文部科学省が作成し、全国の小・中学生に配布されている道徳教育用教材。児童生徒が道徳的価値について自ら考え、行動できるようになることをねらいとしている。

1 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(2) 実体験を重視した教育の推進 <施策6>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

社会教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 子どもの生活習慣の定着、協調性・主体性などを育むため、地域人材を活用しながら「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた体験活動の充実を図ります。
- ◇ 社会教育施設等を活用し、体験活動の充実を図ります。

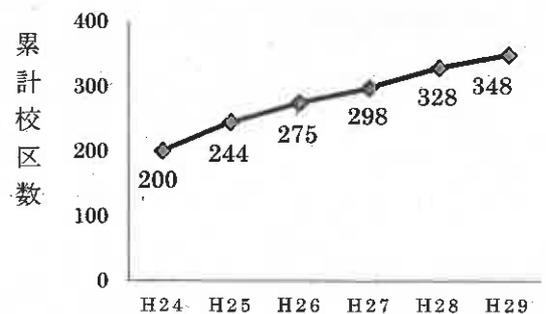
平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
通学合宿推進事業の実施	○ 実施小学校区数 累計 348 校区 (うち新規実施校区数 20 校区 (10 市町))
県立学校集団体験活動推進事業の実施	○ 自立と協働を学ぶ体験活動 実施率 100% (全日制高等学校等) ○ 特別支援学校体験学習 実施率 100% (特別支援学校)
子どもたちの体験活動を推進する地域活動指導員設置事業の実施	○ 地域活動指導員設置市町村数 57 市町村 182 人 ○ 県地域活動指導員研修会の実施 参加者 150 人 ○ 教育事務所主催学習会 参加者 236 人
障がいのある子どもたち・不登校の子どもたちの体験活動の支援	○ 社会教育総合センター 知的障がいのある児童生徒・保護者対象 3回 57 家族 150 名 ○ 英彦山青年の家 聴覚障がいのある児童生徒対象 1回 26 名 ○ 少年自然の家「玄海の家」 視覚障がいのある児童生徒対象 2回 18 名 ○ 社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」 適応指導教室等に通っている中学生対象 4回 54 名

指 標

指 標	指 標 の 概 要	
通学合宿の実施	通学合宿を実施している小学校区数	
現状値	目標値	達成状況
348 校区 /735 校区 (H29 年度)	368 校区 /735 校区 (H29 年度)	○

通学合宿を実施している小学校区数



※ 現状値及び目標値は、平成 21 年度以降新たに通学合宿を実施した校区数の累計

成 果 通学合宿により、地域の各種団体が支援にかかわり、地域が一体となって子どもを育てる体制整備が進んでいます。

- ・ 通学合宿推進事業においては、地域の方々にそれぞれの特色を生かしながら子どもたちの活動の見守りや指導助言をしていただきました。その結果、日常生活における調理や清掃等の生活体験に個人や班で取り組むことで、基本的な生活習慣づくりのきっかけとなり、規範意識や協調性の向上などにつながりました。
- ・ 地域活動指導員設置事業は、特に体験活動等において、指導員が地域住民や子どもたちのニーズを把握し、活動の企画・立案・運営・評価を直接担うとともに、コーディネーターとして関わることで、活動の活性化が図られ、その役割を十分に発揮しています。
- ・ 県立学校集団体験活動推進事業は、全日制高等学校等の第一学年を対象としていますが、従来の集団訓練等に加え、テーマ別協議等、アクティブ・ラーニングを体験し、協働的な学びへと繋いでいく体験活動を実施することにより、多くの生徒が高校生活へスムーズに移行し、集団の中で良好な人間関係を形成し、社会的自立の基礎を身に付けることができました。
- ・ 県立学校集団体験活動推進事業における災害時生活体験、自然体験、集団行動体験等の多様な体験活動を通して、生徒一人一人の基本的な生活習慣の確立に向けた規範意識の醸成や各学校の学校文化の理解、学年集団内の良好な人間関係づくり、帰属意識の高揚、学ぶ意欲・体力の向上への意識改革により、自立と協働の精神を育むとともに、高校生活への早期対応を図ることで、学校不適應の防止に成果が出ています。

課 題 通学合宿推進事業は、参加者の学年に偏りがあることが見られます。

- ① 通学合宿推進事業では、1年生から6年生までの異年齢で活動する良さがある反面、低学年（1、2年生）の児童に対する上級生や支援者の関わりが過度となり、低学年の児童の活動が不足する場合があります。
- ② 地域活動指導員設置事業については、市町村単位で活動しており、活動内容は様々です。家庭教育や自然体験活動における専門性をもった指導員も多く、その能力を県内各地に広げ、多くの地域で発揮されることが期待されています。
- ③ 全日制高等学校等においては、学校行事をはじめとする特別活動と関連させ、集団の一員としての自覚を促しながら、生徒たちが自らの課題や社会が抱える課題を自発的・能動的に解決するためのプログラムを確立し協働活動へと繋げていく必要があります。

対 応 通学合宿推進事業に低学年児童のみを対象とした内容を加え、低学年児童の活動を促進します。

- ① 全学年を対象とした通学合宿事業に、低学年の児童のみを対象としたメニューを加え、地域の実情に応じて実施することで、低学年の児童の活動を促進します。
- ② 地域活動指導員設置事業については、各地で取り組まれている素晴らしい実践を広げ、より一層指導員の資質能力の向上を図るため、実践の情報共有や研修の充実を図ります。
- ③ 全日制高等学校等で第一学年を対象に実施している体験活動事業においては、特に効果があると考えられるプログラムを他の学校へ広報するため、実施に係る評価を行っています。また、全校生徒で取り組む体育大会や文化祭などの特別活動を通して、集団内における良好な人間関係作りや生徒個々の自己有用感の育成に努めながら、社会的自立の基礎を身に付けさせ、協働活動の意義づけを行っていきます。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(3) いじめや不登校等への対応 <施策7>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

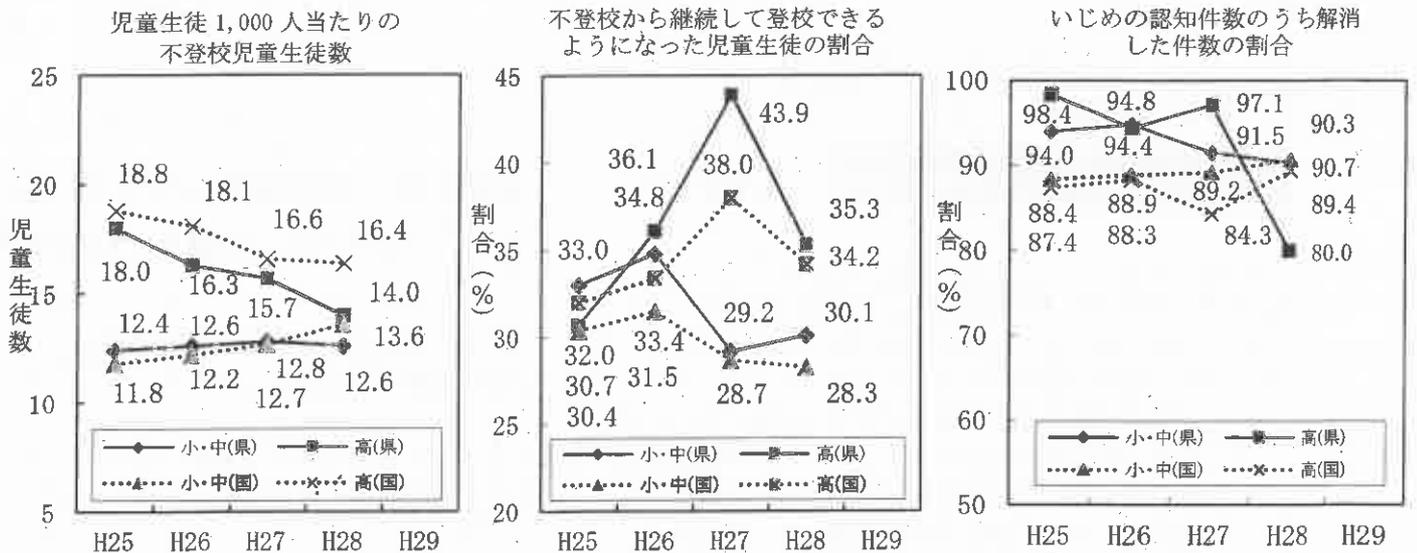
- ◇ いじめ防止対策推進法、福岡県いじめ防止基本方針及び福岡県いじめ問題総合対策（改訂版）に基づき、いじめ防止等の取組を更に推進します。
- ◇ いじめや不登校等を未然に防止し、早期に発見・対応するための取組の強化を図るとともに、外部の専門家や関係機関と連携し、学校が組織的に対応する取組を推進します。

平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
いじめ・不登校 ^{注1} 総合対策事業の実施<重点事業4>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ問題等学校支援チームの設置（委員5人、支援回数0回、連絡会議3回） ○ いじめ問題対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活・環境多面検査の活用 ・ 保護者用リーフレットを作成（全小中学校配布） ○ スクールカウンセラー活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーの配置（全中学校（政令市を除く。）） ・ 中学校のスクールカウンセラーの小学校への派遣（7,784件） ・ スクールカウンセラースーパーバイザーの配置（各教育事務所に2名ずつ） ・ スクールソーシャルワーカーの配置（県内18市町村） ○ 豊かな人間性育成事業 「ピア・サポート活動」等の児童生徒の人間関係づくりの推進 ○ 「子どもホットライン24」相談事業 24時間対応教育相談の実施（総相談件数5,569件） ○ 不登校予防診断チェックリストの配布（チェックリスト、分析ツール、解説書の作成） ○ リーフレット（「福岡アクション3」^{注2}、「保護者のアクション3」^{注3}）を作成（全小中学校の教員、保護者に配布） ○ 関係機関・地域との連携 問題行動及び犯罪被害防止に係る警察と学校間の相互連絡（連絡回数：3,004回） ○ 高等学校不登校・いじめ防止対策事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーの配置（31校） ・ 訪問相談員の配置（13校） ・ スクールソーシャルワーカーの配置（5校）

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
不登校対策	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	小 3.9人（全国 4.7人） 中 30.6人（全国 31.4人） 高 14.0人（全国 16.4人） （H28年度）	全国平均以下 （毎年度）	◎
	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小 30.8%（全国 29.5%） 中 29.9%（全国 27.9%） 高 35.3%（全国 34.2%） （H28年度）	小・中学校 全国平均以上 （毎年度） 高等学校 50% （毎年度）	◎ △
いじめの解消率	いじめの認知件数のうち解消した件数の割合	小 91.3% 中 87.9% 高 80.0% （H28年度）	100% （毎年度）	△



※小・中学校のいじめ・不登校に関する指標は、文部科学省調査に基づき公表。平成 29 年度分の公表は平成 31 年 2 月。

成果 不登校から継続して登校できるようになった割合が全国平均を上回っています。

- ・ 「福岡県いじめ問題総合対策」(改訂版)に基づき、各学校における取組が進み、いじめの未然防止、早期発見及び解消に向けた組織的な対応が図られています。
- ・ 学校でスクールカウンセラー等を活用した教員のカウンセリング・相談技能向上のための校内研修を実施しました。
- ・ マンツーマン方式^{注4)}等の徹底により、不登校児童生徒への組織的取組の充実が図られました。
- ・ 県立高等学校において複雑化・多様化する生徒指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び訪問相談員を配置し、生徒一人一人に応じた、きめ細かな指導の充実を図り、生徒を支援しました。

課題 いじめを認知したものが全て解消しているだけでなく、引き続き危機意識をもって取り組む必要があります。

- ① 児童生徒当たりの認知件数や認知した学校数の割合が全国平均よりも低く、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」との危機意識を持った上で、現在実施している未然防止・早期発見・早期対応の取組を改善・充実する必要があります。
- ② いじめの認知件数のうち解消した件数の割合が、小・中及び高等学校で前年度を下回りました。
- ③ 小中学校において、1,000 人当たりの不登校児童生徒数が、今年度、全国平均よりもやや低くなりましたが、現在実施している取組のよいところを継続し、一層の徹底・充実が必要です。
- ④ 県立高等学校において、不登校から継続して登校できるようになった生徒の割合は、3 年連続全国平均を上回っていますが、まだ目標値には達していません。

対応 「福岡県いじめ問題総合対策」(改訂版)の取組を一層推進し、いじめの解消の指導を徹底します。

- ①② 国のいじめ防止基本方針が 29 年 3 月に改定され、いじめが解消したと判断するにはいじめ行為が止んでいる状況が少なくとも 3 か月継続している等に条件が改められたところですが、「福岡県いじめ問題総合対策」(改訂版)に基づき、学校生活・環境多面検査の活用を進めるとともに、これまで以上に早期発見・早期対応の取組を充実させることで、丁寧な対応と確実ないじめ解消に努めます。また、いじめ防止対策推進法の定義に基づいた正確な認知、国のいじめ防止基本方針の定義に基づいた解消の指導を徹底し、認知されたいじめ事案については、今後も全ての解消に向け指導を継続していきます。
- ③ 新たな不登校を生まないための取組の充実や、不登校予防診断チェックリストの活用等、不登校兆候を示す児童生徒の把握とマンツーマン方式等の徹底に努めます。また、重点課題指定校における不登校対策プランの策定等の取組を支援します。
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び訪問相談員の相互の連携を促進し、より効果的な支援を充実させるとともに、配置の拡充に努めます。

注釈

- 注 1) いじめ：児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
不登校：年間 30 日以上欠席した者のうち、「なんらかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）」をいう。
- 注 2) 福岡アクション 3：不登校の問題への対応のために、不登校対策の 3 つの視点（未然防止、早期発見・早期対応、継続支援）に基づき、「すぐできる」「かならずできる」「みんなでできる」取組等を、学校において重点的に取り組むべきこととして整理示したもので、平成 25 年 4 月から実施している。
- 注 3) 保護者のアクション 3：不登校の問題への対応のために、不登校対策の 3 つの視点（未然防止、早期発見・早期対応、継続支援）に基づき、家庭で具体的にどのように取り組んでいけばいいかを示したもので、平成 26 年 4 月から実施している。
- 注 4) マンツーマン方式：学級担任にこだわらず、不登校児童生徒（兆候を示す者を含む。）と最も信頼関係ができていない教師が担当者となって責任をもち、年間を通して指導・援助するもの。児童生徒の状態に応じたきめ細かで継続的な対応が期待できる。

1 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(4) 少年の非行防止と健全育成 <施策8>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、
体育スポーツ健康課、社会教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

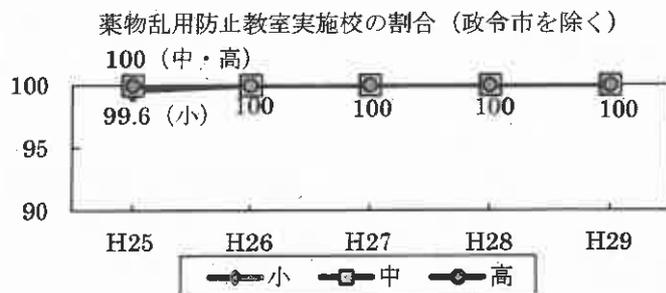
- ◇ 児童生徒の非行行為の未然防止や健全育成及びインターネット等の適正な利用を推進するために、学校と警察が情報共有や啓発活動を行うとともに、学校と家庭が連携し、家庭におけるルールづくりなど児童生徒の規範意識を育成する取組の充実を図ります。
- ◇ 児童生徒の薬物乱用を防止したり、飲酒運転撲滅の意識を高めたりするために、学校における体育科・保健体育科及び関連教科における学習指導をもとに、家庭・地域社会・関係機関と連携し、教育活動全体を通して規範意識を育成していきます。

平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業の実施 <重点事業5>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規範意識育成学習会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の発達段階や校種に応じた学習テーマについて実施 【学習テーマ】 <ul style="list-style-type: none"> ① 「望ましい行動の促進」(接遇教育、法教育、交通安全教育、立腰教育等) ② 「インターネットの適正利用」(ネットによる誹謗中傷、ネットによるいじめ防止等) ③ 「非行防止」(初発型非行防止、薬物乱用防止、性の逸脱行動防止(「デートDV防止」含む。)、飲酒運転防止等) ・ 小学校(3~4年) <ul style="list-style-type: none"> ①・②について児童の実態に応じて年2回以上実施 ・ 小学校(5~6年)及び中学校 <ul style="list-style-type: none"> ①~③について児童生徒の実態に応じて年3回以上実施 ・ 県立高等学校等 <ul style="list-style-type: none"> ②及び③の「薬物乱用防止」は毎年1回実施、「飲酒運転防止」を3年に1回以上(在籍中に1回以上)実施 ・ 公立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ①~③から1テーマ以上選択して実施 ○ 児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会^{注1)} <ul style="list-style-type: none"> 各学校年1回以上、専門家を外部講師として招き、学習会を実施
薬物乱用防止教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬物乱用防止教室の実施について <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から小学校においても原則として第5・6年の児童を対象に、年1回以上開催するよう指導 実施率 小学校 100% 中学校 100% 県立高等学校等 100% ○ 参加体験型学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> 実施率 小学校 74.1% 中学校 49.8% 県立高等学校等 55.2% (政令市を除く。) ○ 教員の資質向上を目指した研修会の実施、参加奨励 <ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用等防止教育指導者養成研修会 参加者数 小中学校 245人 県立学校 141人
飲酒運転防止教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転防止指導者研修会 <ul style="list-style-type: none"> 県立学校教員の飲酒運転防止教育に係る指導力の向上を図るため、指導者研修会を実施 ○ 飲酒運転防止教育の指導資料として「飲酒運転防止に関する指導の手引」を改訂

指 標

指 標	指標の概要	現状値	目標値	達成状況
薬物乱用防止に関する指導	薬物乱用防止教室を実施している学校の割合	小 100% 中 100% 高 100% (H29年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	◎



成 果 全ての小・中・高等学校で薬物乱用防止教室が実施されています。

- ・ 薬物乱用防止教室の実施率は、小学校・中学校・高等学校において 100%であり、薬物乱用防止教育の充実が図られています。
- ・ 県立高等学校等においては、「インターネットの適正利用」と「非行防止」の中の学習内容である「薬物乱用防止」については、毎年度必ず実施するとともに、「非行防止」の中の学習内容である「飲酒運転防止」は、在籍中最低1回は学習することで生徒の規範意識の醸成に役立っています。
- ・ 全小・中学校において、地域の人材や外部講師を活用したり、体験・参加型の学習活動を取り入れたりするなどの工夫により「規範意識育成学習会」や「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」が実施されています。
- ・ 県立高等学校等において、年に1回は、専門的な人材を外部講師として招き、生徒と保護者が共に学ぶ学習会として実施することで、家庭と連携した生徒の健全育成を図ることができています。
- ・ 飲酒運転防止教育指導者研修会において、参加体験型の研修会を実施しています。

課 題 インターネット上でのいじめの他、ネットに対する依存等への対応が求められています。

- ① 薬物が手軽に入手できる状況にあることから、薬物乱用防止教育には、知識を教えるだけでなく、知識を活用する学習活動等により思考力・判断力を育成し、実践力を身に付けさせることが求められています。
- ② 「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」における保護者の参加率が、小学校 36.6%、中学校 8.0%で小中学校共に保護者の参加率が低い状況にあります。
- ③ いじめ未然防止のため、小中学校共に法教育を充実させる必要があります。
- ④ 県立高等学校においては、「生徒と保護者が共に学ぶ学習会」における保護者の参加率が低く、保護者との連携による規範意識育成学習の拡大・浸透を更に推進するため、保護者の参加を促すよう工夫することが求められています。
- ⑤ インターネット利用者数の増加に伴い、ネット上でのいじめの他に、ネットに対する依存等が社会的な問題になっています。
- ⑥ 飲酒運転防止教育をより推進するために、飲酒運転撲滅活動アドバイザー^{注2)}派遣事業の積極的活用が必要です。

対 応 インターネットの利用上の諸問題についての学習を推進します。

- ① 児童生徒に実践力を身に付けさせるために、薬物乱用等防止教育指導者養成研修会において、知識を活用したロールプレイング等を取り入れた参加体験型学習を普及し、教員の指導力向上を図ります。
- ② 「規範意識育成学習会」を年間指導計画に位置付けて実施するよう指導し、計画的な実施を促進します。また、保護者が参加しやすい日時の設定（土曜授業、参観日、PTA行事等）や周知（学校通信、ホームページ掲載等）の方法を工夫するよう助言します。
- ③ 福岡県弁護士会と連携を図り子どもたちに法理解が図られるよう内容を工夫します。
- ④ 県立高等学校等においては、「生徒と保護者が共に学ぶ学習会」において保護者に対してアンケート調査を行い、保護者の考えやニーズに応じた規範意識育成学習を計画・実施します。
- ⑤ 学習テーマのうち「ネットいじめ防止」を「インターネットの適正利用」に変更し、学習内容の範囲を広げることで、インターネット利用上の諸問題について学習します。
- ⑥ 「飲酒運転防止に関する指導の手引き[改訂版]（平成30年2月発行）」の活用を促すとともに、飲酒運転撲滅アドバイザーを積極的に活用し、飲酒運転防止を推進していきます。

注釈

注1)「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」：保護者自身の規範に対する意識や養育に関する責任感を高め、さらに学校と家庭とのさらなる連携を図ることで、児童生徒の規範意識の育成に取り組むことを目的とした学習会。

注2)「飲酒運転撲滅活動アドバイザー」：警察OB、保健師、飲酒運転撲滅活動に携わる事故被害者遺族等、知識と経験を有する専門家。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(5) 幼児教育の充実 < 施策9 >

義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

◇ 生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、家庭・地域社会と連携を図りながら、幼児教育の振興や子育てに関する学習機会の充実を図ります。

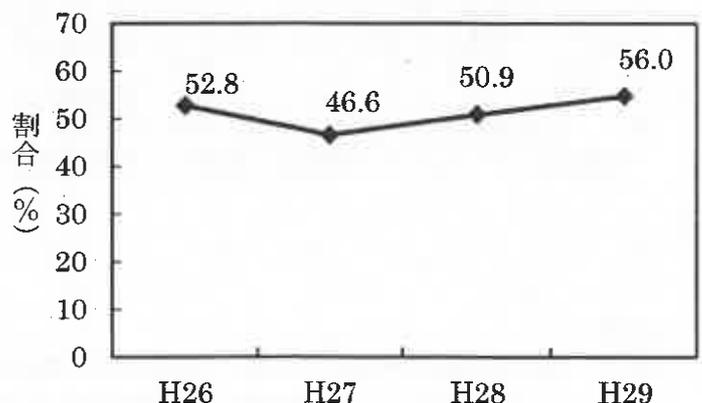
平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
子育てに関する学習機会や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話相談「親・おや電話」(9:00～17:00) 相談件数 579件 ○ 電子メールによる相談 相談件数 18件 ○ ホームページ「ふくおか子育てパーク」 アクセス件数 15,867件 ○ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム 参加者 135人
地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園教育課程研究協議会 参加者 668人(年1回) ・ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課調査官による新教育要領についての説明 ○ 園長等管理運営協議会 参加者 123人(年1回) ・ 幼稚園教員の資質向上に係る保幼小連携の在り方についての協議及び文部科学省調査官による指導助言 ○ 国公立幼稚園連絡協議会の実施(年2回) ・ 各団体、政令市における幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携についての取組状況報告

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
小学校と幼稚園等の連携	幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合	56.0% (H29年度)	60% (H29年度)	○

幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合



成 果 保幼小の合同研修の開催率が上がるなど、保幼小の接続に対する意識が高まっています。

- ・ 保幼小による合同研修を実施した小学校数が前年度よりも増加しており、保幼小連携に係る研修内容で実施している小学校が全体の5割を越えました。
- ・ 「親・おや電話」では、電話相談員、留守番電話、電子メールによる多様な対応方法によって、年間 600 件近い相談がありました。
- ・ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラムでは、テーマカフェ方式^{注1)}の分科会を持つことで、家庭教育支援に関する資質の向上だけでなく、参加者同士の交流の深まりとネットワークの構築が充実してきています。

課 題 保幼小の円滑な接続に課題があります。

- ① 幼稚園・保育所・認定子ども園との円滑な接続を考慮した教育課程の編成や授業を行っている小学校の割合は高いものの、保幼小教員の合同研修を実施した小学校は約5割であり、合同研修を計画的に行う必要があります。平成32年度から全面実施される新学習指導要領では、小学校においてスタートカリキュラムを作成することが義務付けられていることから、小学校と幼稚園・保育所・認定子ども園の教職員が幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を合同研修で共通理解し、教育（保育）課程に反映させるために、合同研修の必要性を周知し実施を求めていくことが必要です。
- ② 相談事業の広報・周知の在り方の検討が必要です。
- ③ 相談内容が多岐にわたっているため、悩みの解決につながる相談対応ができるよう、傾聴力やカウンセリング等相談員の資質の向上が必要です。
- ④ 問題解決に向け、相談機関、関係部局・機関と連携・協力をしながら取り組んでいく必要があります。
- ⑤ 子育て支援団体のネットワークを広げ、地域での取組の中で交流できるよう、みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラムへの新たな参加者を増やすための手立てを検討していくことが求められています。

対 応 保幼小の円滑な接続のための研修等の充実を図ります。

- ① 幼稚園・保育所・認定子ども園及び小学校の管理職に対し、連携の必要性や進め方についての研修を行うことにより、引き続き指導助言を行っていきます。また、小学校との円滑な接続を見据えつつ、幼稚園・保育所・認定子ども園を通じた幼児教育の質の向上を図るため、関係所管部局・団体との連携を強化していきます。
- ② 社会教育主事等が研修会や講演会等において電話相談事業の広報をするとともに、関係団体への周知方法を工夫することで、より多くの方々へ情報が届くようにします。
- ③④ 様々な悩み相談に対応するための相談員の育成や研修の機会を設け、資質の向上を図ります。また、相談会等に参加し、各関係機関と連携・協力を進め、情報交換に努めます。
- ⑤ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラムや子育て・家庭教育支援に関する情報の周知について、ホームページ等で積極的な情報提供を行うとともに、社会教育主事等による各種講義や子育て支援団体を通じた広報・啓発を行います。

注釈

注1) テーマカフェ方式：リラックスした雰囲気の中、少人数に分かれたグループで、テーマについて自由な対話を行い、意見や考え方を分かち合う話し合いの手法。さらに、他のグループのメンバーと入れ替わって対話を続けることで、多くの方の様々な意見を耳に傾ける機会を増やすことができる。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(6) 読書活動の充実 <<施策10>>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「福岡県子ども読書推進計画」^{※1)}に基づき、読書に親しむ態度の育成を図り、豊かな感性や創造力を育てる読書活動を推進します。
- ◇ 公立図書館及び学校図書館等のネットワーク化や公立図書館による学校支援を推進し、子どもの読書活動の充実を図ります。

平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
学校図書館の活用による学校全体での日常的な読書活動の推進及び読書指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全校一斉の読書活動の実施（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 94.5%（432校） ・ 中学校 86.7%（176校） ・ 県立高等学校・中等教育学校 71.6%（68校／95校） ○ 4月23日「子ども読書の日」^{※2)}の取組（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 93.4%（427校） ・ 中学校 84.7%（172校） ・ 県立高等学校・中等教育学校 100%（95校／95校） ○ 司書教諭^{※3)}の配置（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校 367校 ・ 県立高等学校・中等教育学校 95校
市町村子ども読書推進計画の改訂に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未策定市町村に対しての指導・助言、情報提供 ○ 市町村子ども読書推進計画策定状況 策定済 60市町村
読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県子どもの読書ボランティアの集い 参加者 66人 ○ 青少年読書推進講座 受講者 54人 ○ 子ども読書スキルアップ講座 受講者 129人
図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館・図書室間の図書資料の相互貸借^{※4)}及び横断検索^{※5)}システムの拡充 ネットワーク参加状況 58市町村 (うち、横断検索サービス参加 50市町村)
子どもの読書活動充実事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの読書活動充実事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生期：家庭での読書「うちどく」の推進 32市町村 ・ 中学生期：中学生読書活動サポーター養成事業 15市町 ○ 子どもの読書活動交流・研修会の実施 参加者 106人

成 果 中学生読書活動サポーター養成事業に取り組む市町村が増えています。

- ・ 読書推進計画策定の重要性を改めて説明するとともに、指導助言・情報提供に努めたことで、県内全ての市町村における策定につながりました。
- ・ 子どもの読書活動充実事業の取組の意義や効果等を交えながら事業の趣旨を説明したことで、特に中学生読書活動サポーター養成事業に取り組む市町村が増えてきました。また、子どもの読書活動交流・研修会を実施することで、読書に対する関心や意欲の向上につながりました。
- ・ 福岡県子どもの読書ボランティアの集いや子ども読書スキルアップ講座を開催し、参加対象者のニーズに合ったテーマ設定や講師選定を行うことで、より実践的な内容の研修会となり、参加者の更なる意欲の向上につながりました。
- ・ 県立高等学校においては、約7割の学校で、読書の時間を学校教育活動の中に位置付けており、読書の時間を継続的に設けたことにより、読書習慣の定着に一定の効果を上げています。

課 題 市町村「子ども読書推進計画」について、計画の見直しを支援する必要があります。

- ① 市町村「子ども読書推進計画」について、それぞれの地域の読書活動の推進状況等を踏まえた計画の見直しを支援する必要があります。
- ② 県民の読書活動に関するニーズに的確に対応するため、市町村立図書館等の連携・協力・ネットワーク化をさらに強化する必要があります。
- ③ 中学校における全校一斉の読書活動、子ども読書の日の取組の推進が必要です。
- ④ 学校図書館については、学習センター、情報センターとしての機能をより一層強化していくことが必要です。
- ⑤ 本県では、一日当たり全く読書をしない児童生徒の割合が小学生 22.7% (全国 20.5%)、中学生 40.4% (全国 35.6%) と全国平均を上回っています。
- ⑥ 県立高等学校では、読書習慣の改善が進んでいますが、読書活動の価値について、さらに啓発を進めると共に、学校図書館の学習情報センターとしてのより一層の機能強化を図る必要があります。

対 応 市町村「子どもの読書推進計画」の見直しに関して、必要に応じて指導助言します。

- ① 市町村「子ども読書推進計画」の見直しに関して、「福岡県子ども読書推進計画」の改訂内容について研修会等において理解を図り、必要に応じて指導助言します。
- ② 図書館同士の相互貸借サービスやインターネットを利用した遠隔地貸出・返却サービスを推進するとともに、図書館職員の資質向上を図るための研修会を行います。
- ③ 子どもの読書活動を推進する事業を全市町村で実施するために、未実施市町村に対して事業の意義や効果を伝えるとともに、実施方法や体制づくりなどの積極的な情報提供を行います。
- ④⑥ 教員研修等を通して、読書活動の価値や優れた実践事例等について紹介し、引き続き啓発します。
- ⑤ 読書活動の充実と学ぶ意欲の向上事業において読書の質と学習意欲の相関を調べる調査研究を行います。(平成 29 年度から平成 31 年度まで)

注釈

- 注 1) 福岡県子ども読書推進計画：平成 13 年 12 月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、福岡県が平成 16 年 2 月に策定した行政計画 (22 年 3 月、28 年 8 月に改訂版を策定)。家庭・地域・学校・民間での子どもの読書活動の推進を明確に位置づけ、施策推進のための基本的方針を示している。
- 注 2) 子ども読書の日：「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 10 条で定められた日 (4 月 23 日)。子どもの読書活動について、国民の関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられている。国及び地方公共団体はその日の趣旨にふさわしい事業を実施することが求められている。
- 注 3) 司書教諭：学校図書館法の規定により、12 学級以上の学校に設置が義務づけられている学校図書館の専門的職務を掌る教諭。司書教諭講習を修了した教諭をもって充て、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等、学校図書館の運営・活用等の中心的な役割を担う。
- 注 4) 相互貸借：図書館が利用者の求める資料を所蔵していない場合、他の図書館から借用して利用者に提供すること。
- 注 5) 横断検索：図書館資料を検索するとき、インターネットで公開している複数の図書館の蔵書データの中から、一度に検索すること。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

4 学校、家庭、地域の連携・協働

(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備 < 施策 11 > 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を推進するために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働本部の導入・実践に取り組む市町村を支援します。
- ◇ 学校と地域が連携・協働した地域学校協働本部の設置を促進し、地域人材の協力を得て、放課後等の活動の充実を図ります。
- ◇ 学校、家庭、地域が連携・協働し、それぞれが役割と責任を負い地域全体で子どもを育てる体制の整備を図ります。

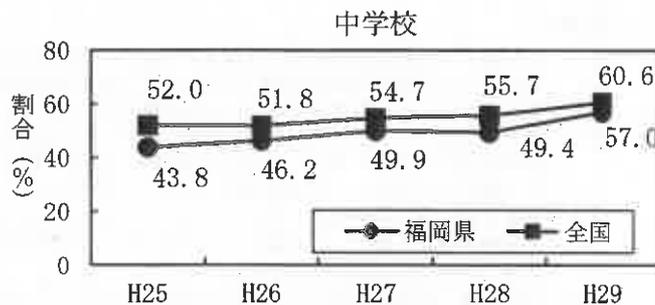
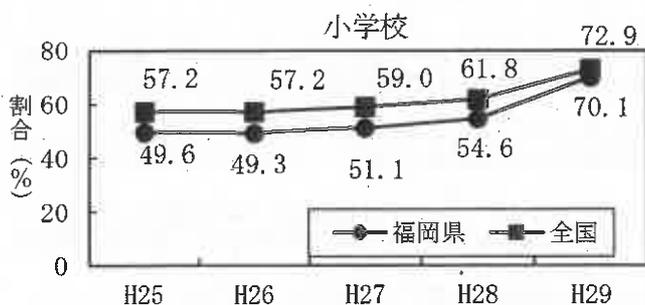
平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
コミュニティ・スクール導入促進事業の実施 <重点事業6>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域とともにある学校づくり」推進のための研修会開催 3会場（未導入34自治体中24自治体が参加） ○ コミュニティ・スクール導入・実践に向けた市町村の取組に対する支援（7市町村） ○ 学校運営協議会を設置している市町村数 29市町村（学校運営協議会を設置している学校数 小学校151校、中学校60校 計211校） ※平成30年4月1日現在
地域学校協働活動事業の実施 <重点事業6>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校支援、放課後の学習支援等の実施 地域人材の協力を得て、県内29市町村161教室で実施
優れた知識・技能を有する社会人の積極的な活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各教科等の指導において地域の人を招いたり、訪ねたりする授業の実施率 小学校99.6%（455校） 中学校95.1%（193校）

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備	P T Aや地域住民が学校の諸活動に積極的に参加している学校の割合	小 70.1% (全国 72.9%) 中 57.0% (全国 60.6%) (H29年度)	全国平均以上 (H33年度)	○

P T Aや地域住民が学校の諸活動に積極的に参加している学校の割合



成 果 コミュニティ・スクール設置への理解が進んでいます。

- ・ CSマイスター(文部科学省が委嘱するコミュニティ・スクール推進委員)による講話や、コミュニティ・スクール先進校教員による実践発表を位置付けた研修会を開催し、コミュニティ・スクール導入への理解と取組の充実を図りました。
- ・ 地域学校協働活動事業については、地域コーディネーターが学校との連絡・調整を行いながら、地域住民や退職教職員、大学生の協力を得て、年間を通して実施する地域がひろがりました。

課 題 コミュニティ・スクールのさらなる啓発を図る必要があります。

- ① 全ての学校に学校運営協議会を設置することを努力義務とした地教行法の改正に基づき、市町村に対してコミュニティ・スクールの導入・実践を促す必要があります。
- ② 学校・家庭・地域が連携・協働して取り組むことができる仕組みについて、人材発掘・育成や取組のノウハウ、その効果、運営方法等の啓発を図り、未実施市町村へ拡充していくことが必要です。

対 応 研修会等を実施するとともに、コミュニティ・スクールの導入に向けた取組を支援します。

- ① コミュニティ・スクール未導入の自治体の教育委員会事務局職員を主な対象者とした研修会を実施し、コミュニティ・スクール導入・実践に向けた市町村の取組を支援します。
- ② 地域学校協働活動事業を全市町村で実施するため、未設置市町村に対して事業の意義や効果を伝え、実施方法や体制づくりなどの支援を行うとともに、活動している方々を対象とした研修会を実施します。

I 「学校、体力、豊かな心」を育成する

4 学校、家庭、地域の連携・協働

(2) 家庭教育支援の充実 <<施策12>>

社会教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子どもを育成する体制の整備を図ります。
- ◇ 家庭の教育力の向上に向けた取組を充実させるため、PTAとより一層の連携強化を図ります。
- ◇ 学校、家庭、地域と連携・協働した家庭での生活習慣づくりを推進するため、家庭教育支援に関わる人材育成などの取組の充実を図ります。
- ◇ 市町村における「家庭教育支援チーム」の設置を促すことで保護者が安心して子育てや家庭教育を行う地域づくりを支援します。

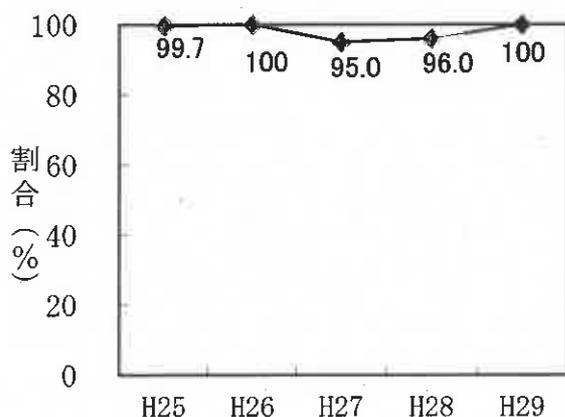
平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
PTAが主体となって取り組む「新」家庭教育宣言への支援	○ 県PTA連合会が推進する「新」家庭教育宣言の広報・啓発 平成29年度宣言校 656校 (100%)
家庭教育支援チーム設置事業の実施 <重点事業7>	○ 「家庭教育支援チーム」の実施 県下6教育事務所に、計18チームを設置 合計163回の学習講座を実施 県内43市町村に派遣

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
家庭の教育力の向上	「新」家庭教育宣言を実施した小・中学校の割合	100% (H29年度)	100% (毎年度)	◎

「新」家庭教育宣言を実施した小・中学校の割合



成 果 学校、家庭、地域の連携・協働による家庭教育支援が進んでいます。

- ・ 県内の全公立小・中学校で「新」家庭教育宣言」が実施されました。
- ・ 県教育委員会と県が人材育成や情報共有等の連携を行い、社会教育主事や地域の子育てマイスター、保育士、保健師などからなる「家庭教育支援チーム」を組織し、要請に応じて、乳幼児検診や入学説明会などの場において、家庭教育に関する内容や基本的な生活習慣づくりなどの講座を開催しました。

課 題 家庭教育支援を担う地域人材の育成と活動効果を普及させていく必要があります。

- ① 県PTA連合会が実施している「新」家庭教育宣言」の全校実施を引き続き目指すだけでなく、その取組における効果的な手法や内容を検討する必要があります。
- ② 家庭教育支援に関する地域人材の発掘や育成を行い、地域に根ざした活動ができるよう支援していくことが必要です。
- ③ 学校・家庭・地域が連携・協働していくための仕組みづくりや活動方法・実施後の効果などについての啓発を図り、未実施市町村へ拡充していくことが必要です。

対 応 家庭教育支援チームの人材育成と積極的な効果の啓発を行います。

- ① 県PTA連合会と連携・協力をさらに進め、家庭教育の充実を図るよう努めます。
- ② 家庭教育支援チーム設置事業における、チームの派遣先の開拓と家庭教育支援を担える地域人材の発掘や育成を図れるよう努めます。
- ③ 家庭教育支援に関する研修会や交流の場を設定して、学校・家庭・地域が連携・協働していくための仕組みづくりや活動方法・実施後の効果などについての啓発を図るよう努めます。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
5 教育環境づくり

(1) 多様な教育ニーズへの対応 《施策1.3》

高校教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生徒の多様な興味・関心、能力・適性、進路希望などに応じた教育を展開するための積極的な改革を推進するとともに、入学者選抜制度の改善・充実を図ります。
- ◇ 県立高等学校等が各地域における人材育成の核として役割を果たし続けることができるよう、地域や時代のニーズに対応した学科・コースの構成等について研究します。

平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
プロジェクトチームの設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育庁内の関係課による県立高等学校の活性化推進のためのプロジェクトチームによる会議の開催 1回 ○ 継続して定員割れが生じている高等学校等、特に特色化・活性化が必要な学校における、学校活性化に向けた取組（人員配置、広報活動等に係る予算の支援等）
専門学科及び特色ある学科・コースの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の特色化・活性化方策に関する調査による現状の分析と改善 ○ 特に特色化・活性化が必要な学校において、学校活性化に向けた取組を実施
入学者選抜制度及び転編入学制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受検生の多様な個性を様々な角度から評価するため、推薦入学制度や各校の特色に応じた学校独自の面接、作文又は実技を行う個性重視の特別試験などを実施

成 果 中途退学者の減少や志願倍率の向上などの改善が見られました。

- ・ 県立高等学校では、継続して入学者選抜における志願倍率が低迷している学校を中心に教育内容の改善や広報活動の強化等に取り組んだ結果、中途退学者の減少や志願倍率の向上など顕著な改善が見られた学校がありました。
- ・ 通学区域における出願可能地域の追加や、先進的な教育内容を取り入れるなど地域や社会のニーズに応じた改編を行うと共に、教育内容が分かり易い学科・コース名の変更を行いました。
- ・ 入学者選抜では、受検生の多様な個性を様々な角度から評価することができました。

課 題 各学校における特色化・活性化を更に充実させていく必要があります。

- ① 一部の県立高等学校において、活性化に向けた取組が志願倍率向上としての成果に結びついていない状況が見られます。
- ② 県立高等学校全体で、各学校が推進している特色化・活性化の取組を引き続き充実させる必要があります。
- ③ 入学者選抜では、学力検査だけでは測り難い受検生の能力・適性をより適切に評価していく必要があります。

対 応 教育内容や指導方法の工夫改善による各学校の魅力向上や入学者選抜の拡充に取り組みます。

- ① 今後も県立高等学校と連携を図りながら、各学校間で有効な取組内容の共有を図り、学校の特色の明確化や広報活動の強化、教育内容や指導方法の工夫改善など、県立高等学校の魅力向上に向けて取組を推進します。
- ② 専門学科及び特色ある学科・コースの現状分析を引き続き行い、各学校の主体的な取組、地域の実情やニーズ、適正配置の観点などを踏まえた検討を行います。
- ③ 各学校・学科の特色や求める生徒像に応じて、受検生の個性や学習意欲等を重視する入学者選抜の拡充を図ります。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
5 教育環境づくり

(2) ICTを活用した教育活動の推進 <施策14>

施設課、高校教育課、義務教育課、

特別支援教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 電子黒板等のICTを活用できる教育環境の整備を進め、学習・指導方法の改善や効率化を行い、教員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの充実を図ります。

平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
電子黒板活用実証研究事業の実施 <重点事業8>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校 119 校に電子黒板を各 1 台配備 ○ 電子黒板の整備費を 25 市町村に補助 (計 290 台分) ○ 電子黒板活用研修を 20 市町村で計 39 回実施

【参考：文部科学省「平成28年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」(平成29年3月現在)】

■本県のICT機器の整備等の状況

	教育用コンピュータ 1台当たりの児童 生徒数(人/台)	普通教室の無線LAN 整備状況(%)	超高速インターネット 接続率(100Mbps 以上)(%)	普通教室の電子黒 板整備率(%)	教員の校務用コン ピュータ整備率 (%)
県	7.6	8.2%	56.7%	15.6%	117.3%
全国平均	5.9	29.6%	48.3%	24.4%	118.0%

■本県教員のICT活用指導力の状況

	教材研究・指導の 準備・評価などにI CTを活用する能力 (%)	授業中にICTを活 用して指導する能 力(%)	児童・生徒のICT 活用を指導する能 力(%)	校務にICTを活 用する能力(%)	平成28年度中にIC T活用指導力の状 況の各項目に関す る研修を受講した 教員の割合(%)
県	81.9%	70.8%	63.6%	75.5%	35.4%
全国平均	84.0%	75.0%	66.7%	80.2%	40.6%

※各項目に対する自己評価の割合

成 果 全県立学校に電子黒板を配備し、授業・指導方法を改善しました。

- ・平成28年度から電子黒板を全ての県立学校に配備し、電子黒板の授業活用に関する研修を実施することで、教員のICT指導力の向上を図りました。また、市町村の電子黒板の配備・活用に対する支援を行いました。
- ・生徒実習用パソコンの更新に合わせて、パソコン教室に無線アクセスポイントを配備し、活用方法の幅を広げました。
- ・無線LAN環境の構築に向け、一部の学校における生徒のスマートフォンを活用したアクティブ・ラーニングの取組を支援し、システムの安定稼働に向けた検証等を行いました。
- ・授業支援システムを一部の県立学校で試験的に導入し、活用方法等について検証を行いました。
- ・テレビ会議システムを利用した多地点間の遠隔授業について調査・研修を行い、他校での単位修得の仕組みづくりについて研究を行いました。
- ・研修会や研究事業を通じて、ICTを効果的に活用した「主体的・対話的で深い学び」を目指す授業づくりを行うための指導方法の開発や教師のICT活用指導力の向上を図りました。
- ・特別支援学校では、ICT機器の活用による幼児児童生徒の実態及び障がいの特性に合わせた指導方法の改善を行いました。
- ・教育センターにおけるICT機器を活用した学習や指導方法に関する研修の充実により、指導力の向上を図りました。

課 題 ICT機器の整備状況が十分ではなく、活用が一部の教員に限られています。

- ① ICT機器の整備を進めてきましたが、学校における整備状況は十分ではありません。
- ② 特別支援教育や病気などによる長期欠席者、不登校者への対応として、ICT機器を活用した遠隔教育が求められています。
- ③ 活用が一部の教員に限られているため、効果的・効率的な活用方法を学校全体で推進していく必要があります。
- ④ 教員によりICT活用能力が異なるため、ICT機器の利用頻度や授業での活用状況に差が生じています。

対 応 ICT機器の導入に向けた検討と学校全体での活用促進を図ります。

- ①② ICTを活用した学習・指導方法の改善・効率化を図るため、ICT機器の整備に関する検討を進めていきます。
- ③ ICTの活用方法に関する研修会の実施などにより、効率的な活用を図ります。
- ④ 校内でのICTを活用した授業を広く普及するために、マニュアル化を図ります。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(3) 児童生徒の安全確保 <<施策15>>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 児童生徒の安全に関する現状や課題を把握し、教職員、保護者、地域及び関係機関が一体となった地域ぐるみの安全体制の充実を図ります。
- ◇ 教育委員会、警察、道路管理者等の関係機関が連携し、総合的に通学路の安全対策を推進します。
- ◇ より実効性のある避難訓練の実施や自助、共助、公助の視点からの防災教育を推進します。

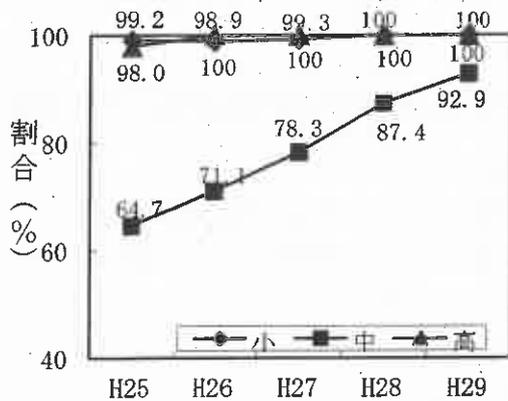
平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
防犯教育推進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学路防犯アドバイザー派遣事業 9市町に延べ14回の派遣 ○ 学校安全に関する研修会（生活安全、交通安全、災害安全） 県立学校対象及び6教育事務所で開催 ○ 学校防犯5項目100%実施 ①防犯教室・防犯訓練 ②安全マップの作成 ③見守り体制の充実 ④通学路の点検整備 ⑤集団登下校
実践的安全教育総合支援事業 (交通安全)の実施 <重点事業9>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学路安全推進委員会開催 2回 ○ 通学路安全対策アドバイザーの派遣（4市町に延べ7回派遣） ○ 交通安全教室の実施
実践的安全教育総合支援事業 (防災)の実施 <重点事業9>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災教育推進委員会開催 3回 ○ 実践校 市町村立小・中学校7校、県立高等学校1校、県立特別支援学校1校、私立学校2校、計11校 ○ 学校防災アドバイザーの派遣 実践校10校に計32回 ○ 実践事例集の作成・配布（県下全ての小・中・高・特別支援学校及び関係機関、関係者に配布）

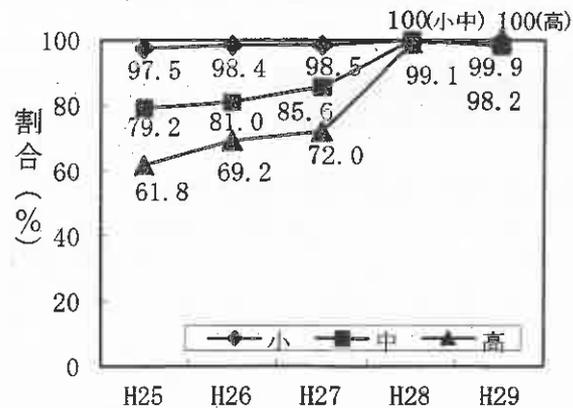
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
交通安全教育の推進	交通安全教室(高等学校は二輪車安全教室を含む。)を実施している学校の割合	小 100% 中 92.9% 高 100% (H29年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	○
防災教育の推進	地震に関する避難訓練の実施率	小 99.9% 中 98.2% 高 100% (H29年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	○

交通安全教室を実施している学校の割合



地震に関する避難訓練の実施率



成 果 児童生徒及び保護者等の安全意識の向上を図ることができました。

- ・ 学校管理下における、学校安全の整備・充実及び子どもたちの周囲の状況に応じ安全に行動する実践力の育成に向けて、学校安全担当者及び地域ボランティア等に対し学校安全に関する研修会（生活安全、交通安全、災害安全）を実施しました。
- ・ 「通学路安全推進委員会」を通して、教育委員会、警察、道路管理者等の関係機関が連携し、通学路の交通安全に係る状況を把握するなど、危険箇所対策及び広域的な交通安全対策の検討を進めることができました。
- ・ 通学路安全対策アドバイザーの立会のもとに通学路の点検を行ったことで、新たな危険箇所を把握することができ、安全対策の検討、立案への指導・助言を行うとともに、新入生を対象とした安全指導を行いました。
- ・ 防災教育推進実践校において、学校や地域の実態に応じた避難訓練の実施や、既存の防災危機管理マニュアルの見直しを行い、実践事例集を作成し成果を普及しました。
- ・ 学校防災アドバイザーによる児童生徒向けの出前授業、保護者や職員向けの講話等により防災意識を向上させ、異校種や地域と連携する等により実効性のある避難訓練を実施しました。

課 題 児童生徒の安全確保に向けた推進体制づくりが必要です。

- ① 学校安全の3領域（生活安全・交通安全・災害安全）の取組は、それぞれが独立したものであったため、より一層の推進のためには、全体として連携が図れる体制づくりが必要です。
- ② 防災訓練の形骸化や防災学習と防災訓練を意図的に関連付けていない学校があり、学校や地域の実態に応じた事件・事故を想定した学校安全計画・危険等発生時対処要領の見直しが十分に進んでいません。

対 応 学校安全推進委員会を設置し、学校安全教育を推進します。

- ① 学校安全3領域（生活安全・交通安全・災害安全）の専門家及び教育関係者等で組織した学校安全推進委員会を設置し、実効性のある学校安全教育を行う上での課題やその解決策についての内容や方法について協議します。
- ② 学校安全に関する研修会等を通して、学校安全計画・危険等発生時対処要領の定期的な見直しを行うとともに、学校や地域の実状に応じたより実効性のある訓練等の実施を指導します。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(4) 学校施設の整備・充実 <施策16> 施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校施設の安全性及び快適性を確保するため、耐震対策を含めた老朽化対策を推進します。
- ◇ 校務の効率化により生徒と向き合う時間を確保し、教育活動の充実を図るため、校務の情報化の推進を図ります。また、情報セキュリティの確保を図ります。

平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
学校施設の老朽化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改築事業 県立高等学校 (校舎等) 17校 (体育館等) 5校 ○ 改修事業 県立高等学校 (校舎等) 23校 (体育館等) 24校 (グラウンド等) 10校 県立特別支援学校 (校舎等) 14校 (体育館等) 2校
校務の情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校ICT副校長・教頭研修会の実施 ○ 県立学校ネットワーク管理者研修会の実施 ○ 教務主任及び進路指導主事の研修会で、校務の情報化及び情報セキュリティ確保について周知

成 果 耐震化工事と併せて老朽対策工事を実施しました。

- ・ 耐震化工事と併せて、計画的に老朽対策工事（改築、外壁改修、屋上防水、内部改修等）を行いました。
- ・ 県立学校の情報環境の仕組みや、セキュリティ確保の基礎知識及び校務の情報化の必要性に関する研修会を実施しました。また校務の情報化に係るシステムの活用について活用例を示しながら周知しました。
- ・ 関係機関と連携して最新のサイバー攻撃の特徴や教育機関が行うべき対策について周知し、情報漏えいや不正アクセス等の防止に関する研修会を実施しました。

課 題 県立学校施設の約 6 割が建設後 30 年以上経過し、老朽化が進行しています。

- ① 県立学校施設の約 6 割が建設後 30 年以上経過しており、老朽化が進行しています。
- ② 管理職やネットワークを担当する教職員に対し、校務の情報化に係るシステム活用の周知や操作スキルの定着が必要です。
- ③ 児童生徒の積極的な活用が想定されている学校の ICT 環境における情報セキュリティについて、学校が行うべき具体的な対策や対処方法について具体的な事例を示し、身近な課題であることを実感させるなど研修内容の充実が必要です。

対 応 福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）^{注1}に基づき、学校施設の長寿命化対策に取り組みます。

- ① 平成 29 年度に策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、学校施設の長寿命化対策に取り組みます。
- ② 校務の情報化を推進していくための新しい仕組みの導入や情報システムに関するマニュアルの整備を行い、研修会にて周知を図ります。
- ③ 情報セキュリティに関する恒常的な情報収集に努めるとともに「教育セキュリティポリシーに関するガイドライン」（文部科学省策定）に基づいた研修会を実施するなど、情報漏えいや不正アクセス等の防止に関する内容の充実を図ります。

注釈

注 1）福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）：平成 38 年度までの県立学校施設の維持管理・更新について、方針と実施内容等を明らかにし、児童・生徒の安全・安心と充実した教育環境を確保することを目的とした計画。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(5) 教育機会の確保 <施策1.7>

財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生徒の学ぶ意欲に応える奨学金事業を円滑に実施します。
- ◇ 全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金事業や返還の必要がない高校生等奨学給付金事業を着実に実施します。
- ◇ 貧困をはじめとする厳しい環境の中で過ごしている子どもに対し、教育環境の改善に向けた支援等の充実を図ります。

平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
高等学校奨学金事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的理由により修学が困難にならないよう高等学校等奨学金事業を実施 延べ17,973人の生徒に奨学金を貸与 ○ 多くの生徒が利用できるよう制度周知の取組実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生進路相談事業（生徒、保護者にチラシ配布） ・ 各種媒体による周知・広報（県のホームページ、広報誌等）
高等学校等就学支援金事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校等就学支援金事業を実施 67,978人の生徒を対象に就学支援金を支給 ○ 全ての対象者が支給を受けることができるよう、制度周知の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学3年生、高等学校在学学生及び保護者等にチラシ配布 ・ 中学生進路相談事業や県のホームページによる周知
高校生等奨学給付金事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金事業を実施 12,670人の生徒を対象に奨学給付金を支給 ○ 全ての対象者が支給を受けることができるよう、制度周知の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学3年生、高等学校在学学生及び保護者等にチラシ配布 ・ 中学生進路相談事業や県のホームページによる周知
チーム学校推進事業の実施 <重点事業10>	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールソーシャルワーカー^{※1)}（以下「SSW」という。）の配置 県内18市町村、県立高等学校3校に各1名 ○ 弁護士を活用した学校危機管理に関する研修の実施 各教育事務所計12回実施 ○ 生徒指導上の諸課題を抱える中学校区への専門スタッフの配置（県内3中学校区） 県内3市町の1中学校区にスクールカウンセラー^{※2)}、SSW、生徒指導支援スタッフ（警察官OB）を各1名配置

成 果 平成 29 年度、延べ 17,973 人に奨学金を貸与し、80,648 人の生徒を対象に就学支援金等を支給しました。

- ・ 奨学金事業について、平成 29 年度は、延べ 17,973 人の生徒に奨学金貸与ができました。
- ・ 経済的理由により修学が困難となる生徒が奨学金を利用できるよう、制度周知の取組を実施しました。
- ・ 生徒や保護者が入学諸費用に関し、不安を抱くことが無いよう、入学支度金を前年度の 3 月末に前倒しして貸与しました。
- ・ 平成 29 年度において、高校生等の修学を支援するため、67,978 人の生徒を対象に就学支援金を支給し、12,670 人の生徒を対象に奨学給付金を支給しました。

課 題 奨学金貸与に必要な予算の確保及び事業内容の充実が重要な課題です。

- ① 貧困をはじめとする経済的に修学が困難な生徒の教育機会の確保のため、奨学金貸与に必要な予算の確保や事業内容の充実が重要な課題です。
- ② 多くの対象者に奨学金事業について認識が深まるよう、制度周知の徹底を図ることが必要です。
- ③ 貧困をはじめとする厳しい環境の中で過ごしている児童生徒に対し、環境改善に向けた支援の充実を図ることが必要です。
- ④ 本県は就学支援金及び奨学給付金の支給対象となっている高校生等の割合が高く、厳しい環境の中で多くの高校生等が就学している実態があります。

対 応 奨学金貸与に必要な予算の確保と共に環境改善に向けた専門スタッフの配置・派遣の充実を図ります。

- ① 学ぶ意欲がある生徒が経済的理由で修学を断念することがないように、今後も奨学金貸与に必要な予算の確保及び時代に沿った事業内容の充実に努めます。
- ② 奨学金制度について、引き続き、市町村教育委員会との連携、中学生進路相談事業の活用及び県のホームページ、県広報誌、新聞等での制度周知に努めます。
- ③ 貧困をはじめとする家庭環境の問題や生徒指導上の諸問題に対応するための専門スタッフ（スクールソーシャルワーカー等）の配置について、効果的な支援を充実させ配置の拡充に努めます。
- ④ 全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料が実質無償となる高等学校等就学支援金事業及び返還の必要がない高校生等奨学給付金事業を着実に実施するとともに、引き続き制度の周知徹底を行います。

注釈

注 1) スクールソーシャルワーカー：問題を抱える児童生徒等が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援などを行う、福祉の専門家。

注 2) スクールカウンセラー：児童生徒等へのカウンセリング、児童生徒等への対応について教職員、保護者への専門的な助言や援助、教育のカウンセリング能力等の向上を図る研修等を行う、心理の専門家。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上 <施策18> 総務企画課、教職員課、施設課、
 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、
 体育スポーツ健康課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 正規職員の割合が低い状況を改善し、優秀な教員を確保するため、採用試験の工夫改善を行うとともに、教員の適切な評価により、人材育成・能力開発や適材適所の人事配置を図ります。
- ◇ キャリアステージに応じた研修体系の見直しや校内研修・自主研修の推進、大学や教職大学院等と連携した研修等の充実を図ります。
- ◇ 校長のリーダーシップ等のマネジメント能力や教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実を図るとともに、メンタルヘルス対策など、教員に対するサポート体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導や支援の徹底を図ります。
- ◇ 校務分掌に関する業務やサービス管理上の事務の管理を標準化し、業務の効率化を図る校務支援システムの整備を進めます。
- ◇ 教員が担うべき業務に専念できるよう、勤務時間管理の適正化や事務機能の強化、部活動の適切な運営など、教員の働き方及び学校の業務の改善を進めます。

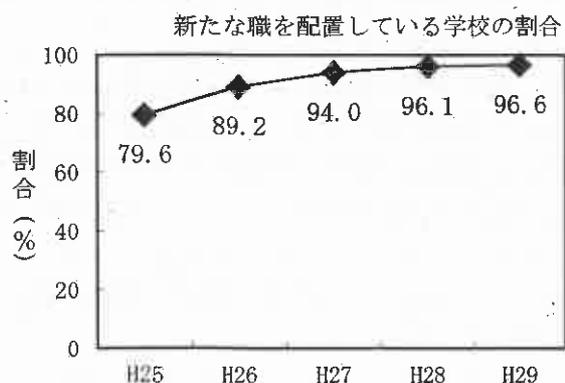
平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
<p>教員採用試験の改善・充実 及び大学等との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間企業人等の多様な面接員による人物評価及び模擬授業等の実施 ○ 選考方法及び基準を要項に明記、問題及び解答例を公表、希望者に対し試験内容の得点及び評価を通知、各試験の主な評価の観点を公表 ○ 全ての試験区分・教科（科目）において、受験資格（年齢）を満59歳以下に変更 ○ 現職教員特別選考を関東地区で実施 ○ 大学と連携した「ふくおか教員養成セミナー」の実施
<p>教員の資質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の経験年数や職務に応じた県立学校等基本研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初任者研修（受講対象者 小学校 481人、中学校 211人、県立学校 204人、市（学校組合）12人） ・ 教職2・5年経過教員研修 ・ 10年経験者研修 ・ 新任校（園）長、副校長・教頭及び新任主幹教諭・指導教諭対象の研修等 ○ 特定の教育課題に関する課題研修や、個々の専門性を高める専門研修を実施 ○ 県教育センター及び県体育研究所における講座を実施 ○ 各教育事務所における教員の指導力向上の研修を実施 ○ 「ふくおか教育論文」事業の実施 応募総数363人 → 優秀賞2人 優良賞5人 佳作賞22人 奨励賞12人

社会体験研修等の 長期派遣研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育機関や施設等に長期にわたって派遣される研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育センター 44人 ・ 県体育研究所・スポーツ科学情報センター 5人 ・ 国立特別支援教育総合研究所 6人 ・ 福岡教育大学附属学校 21人 ・ 国立大学 1人 ・ 教職大学院 1年次9人、2年次8人 ・ 国立大学大学院 1年次5人、2年次0人 ・ 中央研修（中堅教員派遣研修26人、副校長・教頭研修16人、校長研修2人） ・ 長期社会体験等研修 9人
教員評価の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価及び業績評価の実施 ○ 優秀教職員の表彰：33人（小学校14人、中学校7人、県立高等学校8人、県立特別支援学校2人、学校事務職員2人） ○ 教育マイスターの表彰：20人（小学校8人、中学校7人、県立高等学校4人、県立特別支援学校1人） ○ 指導が不適切な教員への指導改善研修の実施：1人（新規1人）
教職員のメンタルヘルス 対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ ストレスマネジメント研修 管理職及び採用後10年を経過した中堅教員を対象に実施 （管理職研修参加者727人/735人 中堅教員研修参加者205人/210人） ○ メンタルヘルス相談事業 複数の相談窓口を設置 心療内科医、精神科医、臨床心理士、教職経験者が対応（相談件数869件）
校務支援システムの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校務に係る業務効率化に関する研修会の実施
教職員の業務改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての県立学校で、校内プロジェクトチームを設置し、教職員の超過勤務縮減に向け、定時退校日の徹底などの取組を実施 ○ 教職員の長時間勤務の改善のために、ICカードによる勤務時間の適正な把握などの取組を示した「教職員の働き方改革取組指針」を策定
学校事務機能強化検討会議 による調査・検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同学校事務室設置モデル地区を指定（6市町）

指 標

指 標	指 標 の 概 要	
新たな職の配置	副校長、主幹教諭及び指導教諭のいずれかを配置している小・中・高等・中等教育・特別支援学校の割合	
現状値	目標値	達成状況
96.6% (H29年度)	100% (H30年度)	○



成 果 教員の指導力・学校の組織力の向上のための取組を実施しました。

- ・ 教員採用試験については、人物評価の充実や試験の透明性を確保する取組、また受験者の身体障がい配慮した選考を行い、適切に実施することができました。
- ・ 教員の経験年数や職務内容に応じた基本研修、特定の教育課題に関する課題研修や個々の専門性を高める専門研修を実施しました。
- ・ 新たな職を対象にした研修会で、組織的・機動的な学校運営の在り方等について協議し学校経営参画の意識が高まりました。
- ・ 主幹教諭による管理職への積極的な提言や教職員への指示によって校務運営の活性化が図られ組織力が向上しました。
- ・ 指導教諭の適切かつ積極的な指導助言により、校内の授業改善の意識の高まりや若年教員の指導力などの向上が図られました。
- ・ ふくおか教員養成セミナーを実施し、「福岡県の魅力ある教育実践」にふれる機会を提供し、大学等との連携を深めることができました。
- ・ 長期派遣研修修了者は、学習指導等における資質・能力の向上に十分な成果が見られます。また、学校現場の校内研修等で研修成果を還元するなど教育活動に大きな成果が期待されます。
- ・ 県内の学校や教職員の優れた教育活動に対し、その努力をたたえ、本県教育の更なる振興を図るため、福岡県公立学校優秀教職員表彰、福岡県公立学校教育マイスター表彰、ふくおか教育論文表彰及び福岡県公立学校優秀校表彰の4表彰の合同表彰式として「福岡県とびうめ教育表彰式」を行いました。
- ・ 各県立学校において、教職員の超過勤務縮減に向けた業務改善の取組が実施されました。
- ・ 既存のシステムを活用した、校務に係る業務効率化に関する研修会を実施しました。

課 題 教員の指導力・学校の組織力をより一層向上させるため、更なる取組の推進が必要です。

- ① 教員採用試験については、教員採用予定者数が増加する中で、志願者数を確保していく必要があります。
- ② 教育課題の多様化に伴い様々なタイプの研修や、社会情勢の変化に対応するための研修内容等の見直しが必要とされています。
- ③ 新たな職の配置による学校の活性化が図られるためには、更に役割を意識した実践と課題解決に向けた研修内容の充実と、長期的展望に立った計画的な人材育成が必要です。
- ④ 長期派遣研修等の研修員の研修成果の還元を一層充実する必要があります。
- ⑤ 教員評価の充実については、教員評価の実施によって、教員の資質能力の更なる向上のみではなく組織力の向上へつなげる必要があります。
- ⑥ 子供と向き合う時間の確保や教育の質の向上を図るため、教職員の長時間勤務を改善する必要があります。
- ⑦ 病気休職者に対する精神性疾患を理由とする休職者の割合は依然として60%前後で推移しています。
- ⑧ 紙による保護者への一斉連絡や、情報共有のために行う会議及び連絡・調整が教員の負担となっています。

対 応 更なる研修の充実や学校における業務改善などの取組をより一層推進します。

- ① 教員採用試験における志願者数確保のために、大学への広報活動（訪問、説明会等）の工夫改善を図るとともに各種特例選考等の見直しを行います。
- ② 研修内容の見直しを図るとともに、教員や学校の実態にあった研修計画を策定します。
- ③ 管理職研修会等において、新たな職の校内組織における役割等についての認識が深まるよう、より一層研修内容等の充実を図ります。
- ④ 各種研修会等において、長期派遣研修修了者の成果を普及する機会を設けます。
- ⑤ 教員評価制度の趣旨や目的について、一層の周知徹底を図り組織力の向上を目指します。
- ⑥ 「教職員の働き方改革取組指針」に基づき、全ての県立学校にＩＣカードによる勤務時間管理システムを導入し、教職員の勤務時間を適正に把握するとともに、業務改善の取組を一層推進します。
- ⑦ 相談体制の充実を図るほか、ストレスチェックについて、県立学校職員への複数回実施、未実施市町村に対する個別の働きかけを行うなど、効果的なメンタルヘルス対策に取り組みます。
- ⑧ 保護者へのメールを用いた一斉連絡機能や教員向けの情報共有システムを導入するなど、業務の効率化により、教員の負担軽減を図ります。

Ⅱ 「社会にはばたく力」を育成する
1 多様で特色のある能力や個性の伸長

(1) 個性や能力を伸ばす教育の充実 < 施策 19 > 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

体育スポーツ健康課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 個に応じた指導のための指導方法や指導体制の工夫改善、校内での研修を行います。
- ◇ 「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた、学力、体力等の能力伸長の基礎となる資質・態度を育成する教育活動を推進します。
- ◇ 科学技術の発展、少子化・高齢化及び情報化などが急激に進む中で、これからの社会を支える意志と実践力をもった児童生徒を育てる教育の充実を図ります。

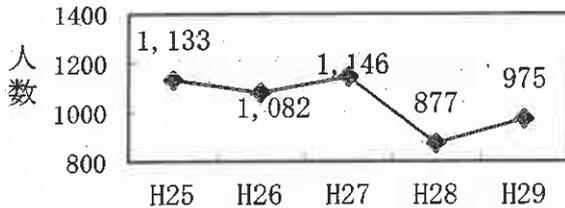
平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績								
少人数指導や習熟度別指導の推進	<table border="0"> <tr> <td>【少人数指導】</td> <td>【習熟度別指導】</td> </tr> <tr> <td>小学校 99.1% (453校)</td> <td>小学校 97.3% (445校)</td> </tr> <tr> <td>中学校等 100.0% (208校)</td> <td>中学校等 94.7% (197校)</td> </tr> <tr> <td>県立高校等 60.0% (57校)</td> <td>県立高校等 91.6% (87校)</td> </tr> </table>	【少人数指導】	【習熟度別指導】	小学校 99.1% (453校)	小学校 97.3% (445校)	中学校等 100.0% (208校)	中学校等 94.7% (197校)	県立高校等 60.0% (57校)	県立高校等 91.6% (87校)
【少人数指導】	【習熟度別指導】								
小学校 99.1% (453校)	小学校 97.3% (445校)								
中学校等 100.0% (208校)	中学校等 94.7% (197校)								
県立高校等 60.0% (57校)	県立高校等 91.6% (87校)								
小・中学校の連携強化による一貫性のある教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校と合同で研修会を実施した中学校 96.6% (196校) <研修会の内容> 授業研究 77.8% (158校) 学習規律 72.9% (148校) 生徒指導 54.7% (111校) ○ 小中一貫教育を実施している市町村 11市町村 (53小学校、27中学校、2義務教育学校) 								
高校生知の創造力育成セミナー事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふくおか高校生知の創造塾 参加者：生徒 41校・187人、高校教員 16人 プレセミナー1日、セミナー合宿(2泊3日)の実施 								
次世代の科学技術を担う人材育成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高校生科学技術コンテスト^{※1)} ファーストステージ(筆記競技) 受験者 975人 セカンドステージ(実技競技) 受験者 40人 ○ 高校生科学技術講演会 参加者 50人 ○ 科学の甲子園ジュニア 参加数 152チーム 								
専門高校生実践力向上事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県高校生産業教育フェアの開催 来場者数 19,116人 ○ ものづくりコンテストの開催(九州大会入賞者数4人) 								
今日的な課題に対応した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県金融広報委員会との連携による金融教育研究校の指定 ○ キャリアアップ講座(消費者教育)教員対象 延べ36人 ○ 政治参加を推進する取組(模擬選挙等)の実施(95校/95校) ○ 公民科・家庭科・特別活動等における消費者教育の充実(県立高校) ○ 悪質商法被害から若者を守るための若年者啓発出前講座事業(県立高校への講師派遣校：95校/95校) 								
「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業の実施 <重点事業11>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「鍛えよう!ほめよう!」プロジェクト推進校の指定 小学校 21校、中学校 11校(両指定都市含む) ○ 「読書活動」と「運動」を通じた鍛ほめプロジェクト 研究協力校 12校(小学校 10校、中学校 2校) 								

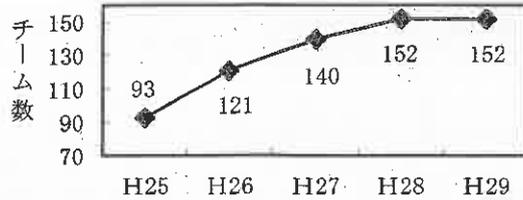
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
科学技術系人材の育成	高校生科学技術コンテストの受験者数	975人 (H29年度)	1,200人 (毎年度)	△
	科学の甲子園ジュニア(中学生対象)の参加チーム数	152チーム (H29年度)	150チーム (毎年度)	◎

高校生科学技術コンテストの受験者数



科学の甲子園ジュニア（中学生対象）の参加チーム数



成果 科学学習部門においてチャレンジ意欲の高い中高生が育っています。

- ・ 小中連携・一貫教育においては、指導内容や指導方法等に関して系統的な教育を行うことで、児童生徒の学習意欲の向上や生徒指導上の諸課題の解決について成果が見られました。また、各中学校区では授業研究、授業交流、合同研修等における教員相互の共通理解が図られています。
- ・ 高校生科学技術コンテスト・ファーストステージの参加者数が約100名増加しました。
- ・ 高校生科学技術コンテスト・セカンドステージでは、科学の甲子園を見据え、生活と関連する内容を題材とした課題解決型の問題にチャレンジさせました。29年度の科学の甲子園^{※2}では、前年度に引き続き10位台を維持しました。(前々年度24位→前年度11位→18位)
- ・ 科学の甲子園ジュニアの参加者数が2年連続目標を達成しています。
- ・ 福岡県高校生産業教育フェアでは、各学校における日頃の学習活動で身に付けた高度なものづくりの技術や技能等の成果を発表することで、産業教育を学ぶ意義を明確にするとともに、専門高校で学ぶ自信と誇りを持ち、自ら学ぼうとする学習意欲を向上させることができている。
- ・ ものづくりコンテスト九州大会において、本県代表校は3名程度の入賞者を常時輩出しています。
- ・ 福岡県金融広報委員会や県消費生活センターなどと連携し、啓発資料の配布や教員対象のセミナーの開催、金融教育研究指定校による公開授業実施など、消費者教育の充実を図りました。
- ・ 「鍛えよう！ほめよう！」プロジェクト推進校及び研究協力校において、子どもが抱える本質的な4つの課題のうちのいずれかを主なねらいとする取組を行い、その解決に効果が見られました。
- ・ リサーチグループによって「学ぶ意欲」や「自尊感情」、体力・学力の向上を目指す「運動プログラム」が企画され、各協力校による実践で、少しずつ効果が見られてきました。

課題 各種事業の更なる内容の充実と参加者増に向けた広報活動の強化が課題です。

- ① 高校生科学技術コンテストの参加者増を図るとともに、実技競技の内容及び分野のさらなる充実を図り、科学の甲子園（全国大会）において上位入賞を目指す必要があります。(平成29年度実績全国18位)
- ② 消費者教育・金融教育の充実に向け、啓発資料及びワークシート等の教材普及、教員研修の機会を確保する必要があります。
- ③ 全ての高校において、政治参加を推進する取組を実施しましたが、18歳投票率の向上につながる様に、今後も模擬選挙等のさらなる充実を図っていくことが必要です。
- ④ 「鍛えよう！ほめよう！」の実践・普及が図られたが、さらなる推進を図るためには、研修会等を通じた「鍛えよう！ほめよう！」の理念の具体的な理解やより効果的な取組の提示が必要です。
- ⑤ 「学力向上を図るための読書活動の在り方」や「運動と学習の相関」を分析するまでには至っていません。

対応 各種事業の更なる内容の充実と計画的・継続的な広報活動を行います。

- ① 高校生科学技術コンテストについて、更なる周知と参加校の増加を図るとともに、実技競技の実施内容を充実させ、科学的に探究する能力を育成します。
- ② 福岡県金融広報委員会や県消費生活センターなどの関係機関と連携を深め、啓発資料・ワークシート等の教材の更新と教員対象の研修を継続的に行います。
- ③ 政治参加を推進する取組が全ての高校で実施され、18歳の投票率向上が図られるよう、教員対象の研修会を実施します。
- ④ 「鍛えよう！ほめよう！」実践の手引きの周知を図り、校内研修での一層の活用や各種研究会での広報等を通して、「鍛えよう！ほめよう！」の理念の具体的な理解やより効果的な取組の提示に取り組み、各学校における取組の充実を図ります。
- ⑤ 「運動プログラム」の効果について、運動と学習の相関を分析するための分析方法等をリサーチグループを中心に検討し、成果を検証していきます。

注釈

- 注1) 高校生科学技術コンテスト：科学技術の振興に寄与する人材の発掘を目的とし、県内の高校生及び中学校3年生を対象として、科学技術の知識を活用する試験を行うもの。
- 注2) 科学の甲子園：平成23年度から国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施している取組で、全国の科学好きな高校生が集い、競い合い、活躍できる場を構築するため、高等学校等（中等教育学校後期課程、高等専門学校を含む）の生徒チームを対象として、理科・数学・情報における複数分野の競技を行うもの。

Ⅱ 「社会にはばたく力」を育成する
1 多様で特色のある能力や個性の伸長

(2) 特別支援教育の推進 <施策20>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進します。
- ◇ 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指し、就学前から学校卒業後までを見通した、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図ります。
- ◇ 障がいのある子どもが安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進します。
- ◇ 障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性向上と組織体制の整備を図ります。

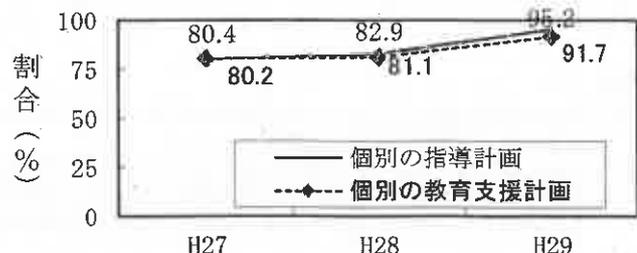
平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
特別支援学校の教育環境の整備	○ 「県立特別支援学校の今後の整備方針について」(平成28年11月策定)に基づき、新設校の候補地について検討
特別支援学校医療的ケア ^{注1)} 体制整備事業の実施	○ 看護職員の配置(14校31人) ○ 運営協議会の実施 研修会の実施 運営協議会 年2回 看護職員研修会 年2回 校長部会 年3回 教員研修会 年2回 ○ 特定行為 ^{注2)} 実施校(2校/14校)
発達障がい児等教育継続支援事業の実施	○ 専門家による巡回相談 ^{注3)} の実施530件(保育所25件、幼稚園38件、小学校348件、中学校97件、高等学校等22件) ○ 5歳児のいる家庭への継続支援に関する理解・啓発リーフレットの配布(50,000部) ○ ふくおか就学サポートノート(引き継ぎシート)の配布 引継ぎシート等による引継件数(H28:2,396件、H29:5,777件)
高等・中等教育学校における特別支援教育の充実	○ 全ての県立高等学校・中等教育学校に「サポートヒントシート」の活用を促す文書を配布 ○ 特別支援教育ボランティア ^{注4)} を8校に配置
高等学校等特別支援教育推進事業の実施	○ 特別支援教育支援員を5校に配置 ○ 特別支援教育就職支援コーディネーターによる就労先の開拓(企業訪問223社)、就労支援(面接指導等521件)の実施
高等学校等通級指導推進事業の実施 <重点事業12>	○ 通級指導教員を2校に2人ずつ配置し、高等学校における通級による指導を実施 ○ 在籍学級支援員を1校に配置
特別支援学校専門スタッフ強化事業の実施 <重点事業13>	○ 心理に関する専門スタッフ(スクールカウンセラー)の配置(5校:週7時間、年間35週 15校:週4時間、年間35週) ○ 医療・保健等に関する専門スタッフ(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)の活用(20校:1回7時間、年間6回)

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
特別支援教育体制の整備	公立の幼稚園、認定子ども園、小・中・高等学校において、特別な支援が必要であると考えられる幼児児童生徒に対する①個別の指導計画及び②個別の教育支援計画の作成の割合	① 95.2% ② 91.7% (H29年度)	① 100% ② 100% (H33年度)	○

幼稚園・認定子ども園・小・中・高等学校において、特別な支援が必要であると考えられる幼児児童生徒に対する① 個別の指導計画及び②個別の教育支援計画の作成の割合



成 果 障がいのある子ども一人一人のニーズに応じた指導・支援の一層の充実が図られました。

- ・ 県立特別支援学校において、日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒数の増加に伴い、必要な数の看護職員を配置（H28年度から3名増）することができました。
- ・ 各種研修会を通して、早期からの一貫した継続的な支援の必要性や発達障がいの可能性のある幼児児童生徒への支援の重要性を周知し、「ふくおか就学サポートノート」の活用件数や、巡回相談の実施件数が増加しました。
- ・ 学校生活において特別な支援を必要とする生徒の介助や学習支援を行う特別支援教育支援員を県立高等学校5校に配置しました。
- ・ 県立高等学校2校を拠点校として、発達障がい等のある生徒に対して通級による指導を実施しました。
- ・ 県立特別支援学校全校において、心理、医療、保健等の専門スタッフの配置及び活用が行われ、幼児児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導・支援に関する教職員の専門性向上と、地域における特別支援教育のセンター的機能の強化が図られました。

課 題 県立特別支援学校の在籍者数が増加するとともに、重度・重複化、多様化しています。

- ① 県立特別支援学校の在籍者数が一貫して増加傾向にあります。
- ② 児童生徒等の障がいの重度・重複化、多様化に伴い、県立特別支援学校で実施可能な医療的ケアを拡充する必要があります。また、医療的ケアの安全性と医療的ケアに関わる教員の専門性をより一層高める必要があります。
- ③ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を、支援が必要な幼児児童生徒全てに作成する必要があります。また、障害者差別解消法の趣旨に基づき、個別の教育支援計画に合理的配慮を明記し、組織的な指導・支援を進めていく必要があります。
- ④ 生徒がより身近な地域で、専門性のある教員から通級による指導を受けることができる体制を整備していく必要があります。
- ⑤ 福祉機関等と連携した支援が必要な幼児児童生徒が増加しており、各学校がスクールソーシャルワーカーをより活用しやすい仕組みを整える必要があります。

対 応 県立特別支援学校の整備を進めるとともに、子どもの障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育の充実を図ります。

- ① 「県立特別支援学校の今後の整備方針について」に基づき、県立特別支援学校の整備を進めます。
- ② 人工呼吸器の管理や酸素療法を必要とする幼児児童生徒に対して、専任の看護職員を配置してケアを実施します。また、看護職員の配置数について、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の数だけでなく、医療的ケアの内容や頻度に応じて配置するなど実施体制の整備を行うとともに、教員に対する専門的な研修を充実させます。
- ③ 個別の指導計画及び個別の教育支援計画が、必要とする全ての幼児児童生徒に対して作成されるよう啓発及び指導を行います。また、対象となる幼児児童生徒への一貫した継続的な支援が実施されるよう、情報の適切な引き継ぎの必要性を研修会の内容に積極的に位置付け、教員及び関係者等への啓発を行います。
- ④ 通級による指導を行う高等学校（拠点校）の数を増やし、生徒がより身近な地域で指導を受けることができるようにします。また、小・中学校の通級指導担当教員を対象とした研修会に、高等学校の担当教員も対象者として加え、専門性の向上を図ります。
- ⑤ 各学校がスクールソーシャルワーカーを活用しやすくするため、緊急配置に関する手続を定めるなど仕組みを整えます。

注釈

- 注1) 医療的ケア：保護者が日常的に実施している医行為（たんの吸引、経管栄養、導尿等）。特別支援学校においては、医師の指示の下、看護職員が実施することを基本としている。
- 注2) 特定行為：医療的ケアのうち、一定の法定研修を修了した者が一定の条件の下に実施できると規定された行為。
- 注3) 巡回相談：障がいについて専門的知識を持った専門家等が、幼稚園、小・中・高等学校等を巡回し、教員等に対して、障がいのある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する指導助言を行うこと。
- 注4) 特別支援教育ボランティア：発達障がいのある生徒等に対し、学習支援やコミュニケーション能力など社会生活上必要なスキルを身に付けるための支援を行うボランティア。

Ⅱ 「社会にはばたく力」を育成する

2 キャリア教育の充実

(1) キャリア教育・職業教育の推進 <施策21> 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 様々な教育活動を通じ、基礎的・汎用的能力を身に付け、生涯にわたって社会的・職業的自立ができるよう、地元の企業・経済団体と連携したキャリア教育の充実を図ります。
- ◇ 企業が求める実践的な人材育成、継続的な育成環境を整えるため、地域の企業や市町村等と連携し、地域産業のニーズに応じた新たな教育内容の取入れを図ります。

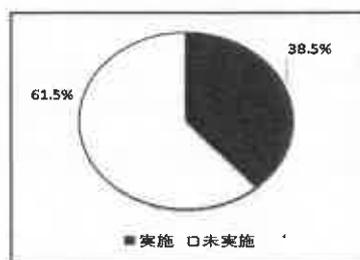
平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
地域の企業・経済団体等と連携したインターンシップ等の推進	○ 福岡経済同友会と連携し、インターンシップ企業の紹介、社会人講演会の実施 ○ 職場体験活動の実施状況（政令市を除く。） 小学校 22.2%（92校）中学校 97.0%（197校）
県立高校・特別支援学校キャリア教育支援事業の実施	○ 県立高校におけるインターンシップ実施校 95校/95校 ○ デュアルシステム支援員の配置 県立特別支援学校3校
未来を切り拓く人材育成事業の実施	○ 他者と協働しながら体験的で創造的な活動を伴う取組を通じて、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、多様性を尊重する態度を育成 実施校：県立高等学校 60校 県立特別支援学校 20校
県立工業高校産業人材育成事業の実施	○ 生徒の企業における教育・訓練 2,160人 ○ 企業の高度熟練者による学校での実践的な実習指導 433時間 ○ 教員等の企業における技術研修 29人 ○ 学級単位の企業訪問 2,102人
新規高卒者の就職支援の充実	○ 新規高卒者就職面談会（福岡労働局と共催） ○ 学校挙げての求人開拓
地域産業教育連携推進事業の実施 <重点事業14>	○ 地域企業や職業訓練施設等と連携し、講師を高校に招へい ○ 連携企業等の施設設備を活用した実習を実施
高校生みらい支援事業の実施 <重点事業15>	○ 県立高等学校10校に10名の進路支援コーディネーターを配置 面談者数400人

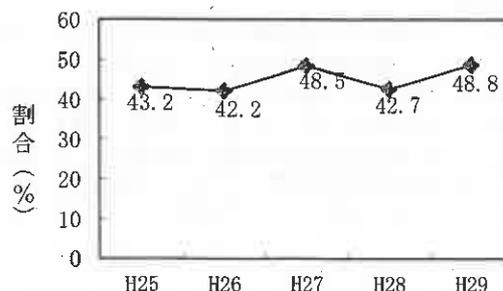
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
キャリア体験活動の実施	県立高等学校における職業や進路研究等に関する体験活動への参加率	38.5% (H29年度)	100% (H33年度)	△
デュアルシステム型現場実習の実施	県立知的障がい特別支援学校高等部における就職希望率	48.8% (H29年度)	50% (H33年度)	○

県立高等学校における職業や進路研究等に関する体験活動への参加率



県立知的障がい特別支援学校高等部における就職希望率



成 果

進路支援コーディネーターの活動で、生活困窮世帯生徒等を含む進路支援が必要な生徒に、きめ細かな対応ができるようになりました。

- ・ 地域企業、経済同友会の協力により、生徒がインターンシップを実施することができました。
- ・ 経済同友会の協力により、社会人講演会（出前講座）を16校で実施しました。
- ・ 県立特別支援学校においては、デュアルシステム支援員により、19社においてデュアルシステム型現場実習^{※1}を実施しました。
- ・ 未来を切り拓く人材育成事業においては、各学校における児童生徒の体験的で創造的な活動を伴う取組を通じて、自主性や社会性を育むとともに、専門性と実践力を兼ね備えた人材の育成を行いました。
- ・ 県立工業高校では、地元産業界と連携した人材育成事業を実施し、県内就職者の内、自動車関連企業への就職率が向上し、前年度比3ポイント増の26.6%になりました。
- ・ 公立高等学校の就職決定率は97.8%と高水準を維持しています。（平成30年3月31日現在）
- ・ 地域産業教育連携推進事業においては、地域企業等と連携した取組の実施により、地域産業を支える人材育成を行いました。
- ・ 学校全体で進路支援を必要とする生徒の実態を情報共有することができ、進学を希望しながら、就職せざるをえない生徒に対しても給付型の奨学金制度等の情報提供する等、第一進路実現につなげる支援を行うことができました。

課 題

進路支援を必要としている生徒へ対する低学年時からの指導と卒業までの継続的な支援体制を確立する必要があります。

- ① 普通科や総合学科の生徒のインターンシップの体験率を上げる必要があります。
- ② 県立特別支援学校においては、能力のある生徒の一般就労を一層支援する必要があります。インターンシップについては、2週間程度では、必ずしも生徒の職場適応能力の向上に結びつかないため、関係機関との連携を更に強化する必要があります。
- ③ 未来を切り拓く人材育成事業では、各学校の取組により児童生徒の何事にも主体的に取り組もうとする意欲や多様性を尊重する態度等を育成することが課題です。
- ④ 県立工業高校産業人材育成事業については、連携企業の拡大や各地区推進委員会の充実により、産学官の連携体制を強化する必要があります。また、教員等の企業における技術研修を充実させ、教員の技術力・指導力の向上が課題です。
- ⑤ 地域産業教育連携推進事業では、各校の取組に応じた進路実績づくりを推進する必要があります。
- ⑥ 生活困窮世帯生徒等の支援は、保護者の理解、連携を図りながら行う必要があります。

対 応

進路支援コーディネーターを配置し、進路支援の一層の充実を図ります。

- ① インターンシップやオープンキャンパスなど生徒自身のキャリアについて自ら考える機会を有効に生かせるよう指導体制を図っていきます。
- ② 県立特別支援学校では、就職に必要な実践的な知識や技能、態度を養う学習会を重点的に実施します。また、知的障がい特別支援学校高等部において、デュアルシステム型現場実習を推進し、生徒や保護者の勤労に対する意欲と自信を高め、経済的な自立ができる一般就労を目指す生徒の増加を図ります。
- ③ 特に専門高校や定時制高校の取組において、各学校の企画段階で指導・助言を行い事業のより効果的な実施を促進するとともに、評価委員会において各学校の取組を適切に評価します。
- ④ 県立工業高校産業人材育成事業については、各地区推進委員会の委員間の連携を密にし、生徒のインターンシップ、教員の技術研修等の事業内容の充実・改善を進めるとともに、生徒の専門知識や技術・技能の高度化、教員等の技術力、指導力の向上を図ります。
- ⑤ 学校と地域企業等との連携強化を支援し、取組内容の充実を図っていきます。
- ⑥ 進路支援コーディネーターを活用し、進路支援を必要とする生徒に適切な情報提供を行うとともに指導体制の改善を図っていきます。

注釈

注1) デュアルシステム型現場実習：従来の単発的な実習ではなく、学校と企業が密接に連携しながら繰り返し実習を行うもの。

Ⅲ 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する

1 郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解

(1) 国際的視野を持つ人材の育成 《施策22》 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 英語教員の英語力向上を図るとともに、「聞く・話す・読む・書く」の4つの技能を総合的に育成する授業改善を進め、グローバル化に対応した英語教育の充実を図ります。
- ◇ 小学校における英語教育の早期化・教科化に向けた効果的な指導体制の整備を進めます。

平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
世界に挑む 人材育成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 留学促進チラシ配布(説明・報告会) 県内高校1・2年生全員 ○ 留学助成金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期派遣 給付者数 30人 留学1年程度の生徒に対し、最大30万円の助成金給付 ・ 短期派遣 給付者数 31人(2校) 留学2週間以上1年未満の学校単位の留学プログラムに対し、一人当たり6万円の助成金給付(高校生等奨学給付金受給者は5万円を上限として加算) ○ 高校生海外留学説明会 1回(5月) 留学に役立つ講演、留学に関する説明会・相談会 参加者数 178人 ○ 高校生海外留学報告会1回(9月) 留学体験報告、留学に関する説明会・相談会 参加者数 29人
ふくおか グローバルハイスクール 事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内高校のスーパーグローバルハイスクール指定校 (現在2校：平成27年度から5年間) <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立鞍手高等学校 「筑豊から世界へ！グローバルシティズンシップを持った『たくましく前進者』の育成」 ・ 県立京都高等学校 「国内外の農業問題に挑むグローバルリーダーの育成」
グローバル化に対応した 英語教育の推進 ＜重点事業16＞	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国語指導助手(ALT)の配置(平成30年3月現在、政令市を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校対象 191人 (教育事務所16人、義務教育課1人、市町村教育委員会174人) ・ 高等学校対象 73人 (高校教育課1人、県立高等学校71人、県立中等教育学校1人) ○ 配置校以外へのALTの派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生 Fukuoka English Camp 14人 ・ 特別支援学校60回、高等学校60回、高等学校英語合宿14人 ○ ALT研修会 年6回 ○ ALT指導力等向上研修 年1回(2日間) ○ 英語活動指導員を高等学校に2人配置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 理数科目等を英語で教えるイマージョン教育^{注1)}を実施 ・ イマージョン教育研究授業の実施 年間4回 参加者152人

- 英語教育推進リーダー研修（教員）
14人を計10日間、中央研修に派遣
(小学校7人、中学校4人、高等学校3人)
- 米国大学研修への派遣（教員）
2か月研修1人、3か月研修2人、6か月研修1人
- 福岡県英語教員指導力向上研修の実施
年6回 621人（小学校309人、中学校141人、高等学校171人）
がモデル研修、メソッド研修、フィードバック研修に参加
県立高等学校参加者はTOEICを受験
- 外部検定試験（英検、TOEIC）に係る受験費用補助（新規採用英語教員等）
- 英語教育強化地域拠点事業（宮若市、那珂川町）
連絡協議会（1回）、最終報告会（各地域で実施）、強化地域間交流、
大学教授による指導助言、公開授業

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
高校生の海外留学 の啓発	留学説明会の参加者数	178人 (H29年度)	200人 (H33年度)	○
	留学報告会の参加者数	29人※ (H29年度)	200人 (H33年度)	△
生徒の英語力	英検3級程度以上の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合	40.7% (H29年度)	50% (H33年度)	○
	英検準2級程度以上の資格又は相当する力を有する県立高等学校生徒の割合	39.9% (H29年度)	50% (H33年度)	○

高校生の留学説明会、留学報告会の参加者数

年 度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
説明会	102人	130人	143人	190人	213人	150人	178人
報告会	34人	105人	157人	177人	105人	112人	(29人)※

※悪天候に伴う参加者減

英検 3 級程度以上の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合

H 2 8		H 2 9	
全国	福岡	全国	福岡
36.1% (18.1%)	33.7% (14.3%)	40.7% (22.0%)	40.7% (19.9%)

英検準 2 級程度以上の資格又は相当する力を有する県立高等学校生徒の割合

H 2 8		H 2 9	
全国	福岡	全国	福岡
36.4% (13.0%)	39.4% (15.5%)	39.3% (15.0%)	39.9% (16.8%)

※ () の数値は、資格を取得している生徒の割合

成 果 「聞く」「読む」「話す」「書く」力を育成する英語の授業改善が図られました。

- ・ チラシ・ポスターやHPを見て留学説明会・報告会に対する県内での認知度は年々高まっています。県立高等学校・中等教育学校（高等部）における留学者数については、平成 28 年度まで 20 人台で推移していましたが、平成 29 年度は 38 人に増加しています。
- ・ 英語活動指導員によるイメージング授業において、生徒の英語力及び学習意欲が高まりました。教員の関心も高く前年度に比べて研究授業参加者が 2.4 倍に増えました。
- ・ ふくおかグローバルハイスクールについて発表会を行い、その研究成果を還元しました。
- ・ 英検準 1 級程度以上を有する英語教員の割合が増えました。（高等学校：平成 28 年度 57.8%→平成 29 年度 68.9%）
- ・ 高等学校の必修科目英語コミュニケーション I の授業の半分以上英語を使って指導している英語教員の割合が増えました。（高等学校：平成 28 年度 39.3%→平成 29 年度 49.8%）
- ・ 小学生英語体験ひろばに参加した児童の実際の場面での英語を活用することへの関心・意欲の高まりがみられます（事前 69%→事後 85%）。
- ・ 中学生 Fukuoka English Camp に参加した 3 年生生徒の 87.8% が中学校卒業までの間に英語検定 3 級以上を取得しています。
- ・ 「CAN-DO リスト」^{注2)}形式の学習到達目標を設定している中学校の割合は 100%（政令市を除く。）、学習目標の達成状況を把握している中学校の割合は 94.7%（政令市を除く。）でした。
- ・ 英語教育強化地域において、最終報告会を実施し、3 年間取り組んできた小学校中学年での外国語活動や高学年での外国語科の実施を見据えた実践研究及び小・中・高等学校の円滑な接続についての研究成果を発表・普及できました。

課 題 生徒の 4 つの技能を総合的に育成するため、英語教員の指導力と英語力をさらに高める必要があります。

- ① 説明会・報告会の参加者の関心を高め、県立高校生徒の留学者数のさらなる増加につなげなければなりません。
- ② ふくおかグローバルハイスクール対象校に対し、運営指導委員会における適切な指導、助言及び評価を継続的に行う必要があります。
- ③ 授業の半分以上英語を使って指導している英語教員の割合は増加していますが、授業改善を一層充実させ、生徒の「聞く・話す・読む・書く」の 4 つの技能を総合的に育成する必要があります。また、英語教員の英検準 1 級程度以上の取得者数を増やす必要があります。
- ④ 英検 3 級程度以上を取得する中学生の割合を高める必要があります。

- ⑤ 「CAN-DO リスト」形式の学習到達目標を公表している中学校の割合は67.0%（政令市を除く。）です。生徒自身が英語の到達目標を意識したり、家庭での支援が得られるなどの効果が期待できることから、今後、さらなる公表の推進を図る必要があります。

対 応 英語教員指導力向上研修の中で、英語指導スキル向上のための演習と外部検定試験（TOEIC）の受験を実施します。

- ① 説明会・報告会の内容を充実させ、高校生の海外留学への興味・関心を高めるとともに、短期留学に対する助成金の周知に努め、留学者数の増加へとつなげていきます。
- ② ふくおかグローバルハイスクールについて公開授業や運営指導委員会に出席し、実施状況や生徒の学習状況の確認を行い、適切な助言を行うことのできる体制を作ります。
- ③ 英語教員指導力向上研修の中で、英語関係企業と連携した英語指導スキル向上のための演習と外部検定試験（TOEIC）の受験を実施します。
- ④ 児童生徒のコミュニケーション能力育成事業の成果及びノウハウを市町村へ提供し、児童生徒が実際に英語を使用する機会が広がるよう促します。また、教員の英語力や指導力を向上させる研修を実施し、聞く力・読む力・話す力・書く力をバランスよく育成する教育活動の実践に努めます。
- ⑤ 英語教員指導力向上研修や校内研修での指導助言を通して、「CAN-DO リスト」の公表の意義等を周知し、公表を推進します。

注釈

注1) 英語イマージョン教育:英語以外の授業を英語で学ぶことで、より実践的な英語力の向上を目的としたもの。

注2) CAN-DO リスト:4 技能（「聞くこと」「読むこと」「話すこと」及び「書くこと」）別に設定した、学年、学期ごとの学習到達目標の一覧。

IV 生涯学習社会をつくる

1 生涯学習・社会教育の総合的推進

(1) 社会教育活動の推進 <施策23>

社会教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 高度化、多様化する県民の学習ニーズに応えるため、よりよい学習環境を提供します。
- ◇ 県民の学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供するとともに、学習成果を活用する機会の充実を図ります。
- ◇ 県民の学習に対する意欲を高め、主体的な学習活動を促進するため、関係機関、団体（PTA・子ども会など）との連携・協力体制を強化します。

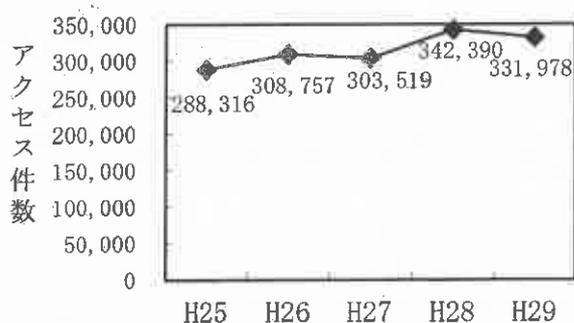
平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
NPOやボランティア団体との連携・協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム 参加者 135 名 ○ 中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会の開催（2日間） 参加者延べ 662 人
社会教育関係団体等に対する育成支援・補助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共性のある適切な活動を行う社会教育団体への助成 10 団体
社会教育関係職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村新任社会教育関係職員研修（2回）参加者延べ 142 人 ○ 社会教育専門研修（3回）参加者延べ 136 人 ○ 県社会教育主事等研修会 参加者延べ 182 人
県立社会教育総合センター等での学習情報の提供及び学習相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふくおか社会教育応援隊派遣回数 1,225 回 ○ ふくおか社会教育ネットワーク アクセス件数 331,978 件 ○ メールマガジンの配信 年 8 回（登録者数約 470 名）
現代的な課題に関する学習機会の提供とボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現代的課題対応研修 「学校とともにある地域づくり・人づくり推進セミナー」（2回） 参加者延べ 138 人 ○ 環境ボランティア養成研修 in 英彦山（2回） 参加者延べ 59 人 ※九州北部豪雨のため 1 回中止

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
社会教育に関する学習情報提供の充実	「ふくおか社会教育ネットワーク」へのアクセス件数	331,978 件 (H29 年度)	300,000 件 (毎年度)	◎

ふくおか社会教育ネットワークへのアクセス件数



成 果 社会教育関係職員・団体等を対象とした研修会をとおして、学習のニーズや社会的課題に応じた学びの場を提供することができました。

- ・ 中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会では、地域の様々な課題を解決するため、行政だけでなく、NPOやボランティア、企業等地域で活動を行う様々な団体等が集い、生涯学習・社会教育に係る実践協議を深めるとともにネットワークを築くことで、地域の連携・協力体制の充実と教育環境整備、地域の様々な課題の解決に役立てることができました。
- ・ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラムでは、家庭教育や子育て支援に関わる個人や団体、行政担当者が集い、学習や交流を通して、家庭教育や子育て支援等の在り方を考えるとともに、参加者同士のネットワークの構築を図ることができました。
- ・ 社会教育関係団体へは、助成を行うだけでなく積極的な情報提供等を行うことで、各団体の特色ある活動を生かした地域における社会教育振興につながりました。
- ・ 市町村や学校等からの要望に応じて社会教育主事を派遣し、家庭教育支援や青少年教育等、社会教育に関する情報提供や学習方法の提供を行いました。また、「平成 29 年度福岡県社会教育関係事業事例集」を作成し、各市町村・関係機関等に配布することで、事業内容の周知につながりました。
- ・ 「ふくおか社会教育ネットワーク (HP)」において、県内外の社会教育に関する先進事例や研修会情報、講師情報や調査研究結果等、様々な学習情報を提供し、県民の学習ニーズに応える工夫を続けたことで、アクセス件数の増加につながりました。
- ・ 県民の学習ニーズや社会的課題に対応するための基礎研修や専門的研修を実施することで、参加者の資質・能力の向上を図るとともに、関係者同士のネットワークづくりにもつなげることができました。

課 題 地域の人材育成・課題解決と社会教育の振興につながる研修の充実が求められています。

- ① 家庭教育や子育て支援、子どもの貧困問題、環境問題等、現代的な課題の解決につながる研修が求められています。
- ② 社会教育関係団体等と密に情報交換を行ながら、さらなる連携・協働を図る必要があります。
- ③ 県民のニーズに応えられるよう積極的に情報を収集・発信する必要があります。

対 応 学習情報の提供、学習の場の充実を図ります。

- ① 生涯学習・社会教育関係者やNPO団体、さらには大学関係者や企業等様々な立場の人々に対して、学習のニーズを把握し、課題解決につながることを目的とした学習と交流の場を設定していきます。
- ② 社会教育関係団体に対して学習情報の提供を適切に行い、より多く情報交換を行えるよう努めます。
- ③ 市町村職員、ボランティア等、社会教育関係者が地域の課題解決や社会教育振興に資する研修の充実を図ります。

IV 生涯学習社会をつくる
2 生涯学習・社会教育環境の整備

(1) 社会教育施設の充実 <施策24>

社会教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

◇ 社会教育を振興する県立社会教育施設の機能充実と利用促進を図るとともに、県民のニーズに対応できるよう社会教育関係職員の専門性を高めます。

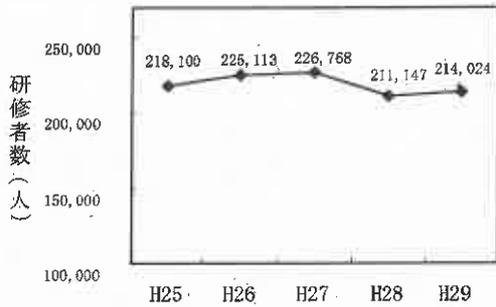
平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
県立社会教育施設の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立社会教育施設における事業内容改善、体験プログラムの開発 ○ 県立図書館 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔地サービス利用数 14,037 冊 ・ 学校貸出図書セット 6,920 冊 (173 セット×40 冊) ・ レファレンス受付数 64,416 件 ○ 県立図書館および公立図書館等の相互ネットワーク構築 貸出借受冊数 22,422 冊
県立社会教育施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民の利用促進を行うため、企業や大学等への周知、広報活動の充実と開所日数の増加 社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」の開所日数 1,012 日 (計画 999 日から 13 日増) ○ 県立社会教育施設 (社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」、3 施設) 研修者数 214,024 人 ○ 県立図書館 図書館貸出冊数 459,961 冊 入館者数 375,160 人 ○ 青少年科学館 入館者数 301,660 人
社会教育施設職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ プレイリーダー^{※1)}研修 (福岡県子ども会育成連合会と共催) <ul style="list-style-type: none"> ・ プレイリーダー1級 (少年自然の家「玄海の家」において2回開催) 受講者数 35 人 ・ プレイリーダー2級 (6 教育事務所において各1回開催) 受講者数延べ 253 人 ○ 専門研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郷土資料研修 参加者 24 人 ・ 参考調査業務研修 参加者 26 人 ・ 「子どもと読書」研修会 参加者 134 人 (入門講座 35 人、専門講座 99 人)

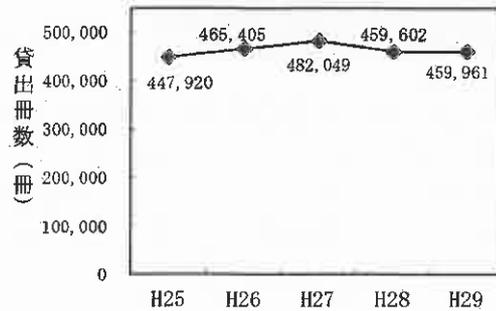
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
県立社会教育施設の利用	県立社会教育施設の利用者数 (社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」)	214,024 人 (H29 年度)	223,000 人 (毎年度)	○
県立図書館の利用	県立図書館の図書貸出冊数	459,961 冊 (H29 年度)	460,000 冊 (毎年度)	○
	県立図書館の図書貸出利用者数	173,243 人 (H29 年度)	171,000 人 (毎年度)	◎
青少年科学館の利用	青少年科学館の入館者数	301,660 人 (H29 年度)	318,700 人 (毎年度)	○

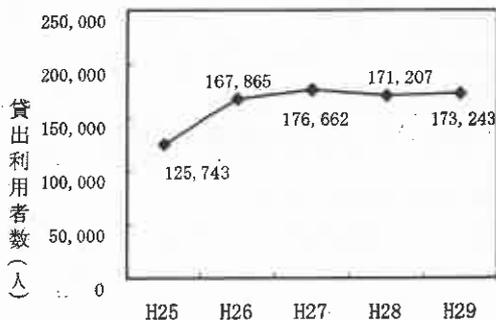
社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」の利用者数



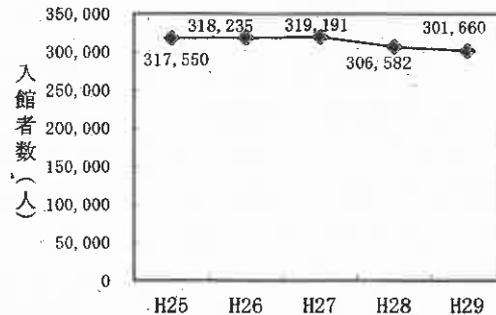
県立図書館の図書貸出冊数



県立図書館の図書貸出利用者数



青少年科学館の入館者数



成果

県立社会教育施設では、県民のニーズに応える事業内容の改善やプログラムの開発に取り組みました。

- ・ 県立社会教育施設では、県民のニーズに応える事業内容の改善や各施設の特徴を活かしたプログラムの開発に取り組むなど、利用促進に努めたことで、自然災害の影響はありましたが、利用者数が21万人を超えました。
- ・ 県立図書館では、学校貸出図書セットの貸出や遠隔地サービスの充実、利用者サービスの向上によって、図書館貸出冊数を目標値に近づけました。
- ・ プレイリーダー研修を県内6か所で実施したことで、多くの専門的な知識や技能を修得した指導者を養成することができ、関係団体の活性化につながりました。

課題

施設の特徴を生かし、県民のニーズに更に応えるための施策が必要です。

- ① 社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」においては、子どもの体験活動の一層の充実や指導者養成など、県民のニーズに更に応えるための施策が必要です。
- ② 県立図書館においては、福岡市東図書館や大学の移転等がありましたが、貸出利用者数は維持しています。今後の利用者増を図るためにも、更なる図書館の利用促進が必要です。
- ③ 青少年科学館においては、民間の専門機関との連携・協力を視点に、利用者のニーズに応じた、より効果的な事業運営に努める必要があります。

対応

施設利用者を増やせるようサービスの充実に努めるとともに施設の機能の充実を図ります。

- ① 社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」においては、今日的課題に対応した研修内容の充実や立地条件を生かした体験活動プログラムの開発に努めます。また、施設間や地域との効果的な連携事業等を実施することで県域での事業の活性化を推進します。
- ② 県立図書館については、市町村立図書館等との連携強化を一層図るとともに、県立図書館の特徴や魅力を発信し、利用者へのサービスの充実に努めます。
- ③ 青少年科学館については県民のニーズを的確に捉え、リニューアルに伴う企画や特別展、プラネタリウム番組等の充実を図ります。

注釈

注1) プレイリーダー：県において定められた内容の研修を受講し、修了証を取得した者であり、安全に配慮しながら様々な体験活動、子どもの成長に合わせたものづくりや屋外での遊び等を指導する者。

V 県民の文化活動を盛んにする

1 文化の振興

(1) 県民文化芸術活動の振興 <<施策25>>

社会教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

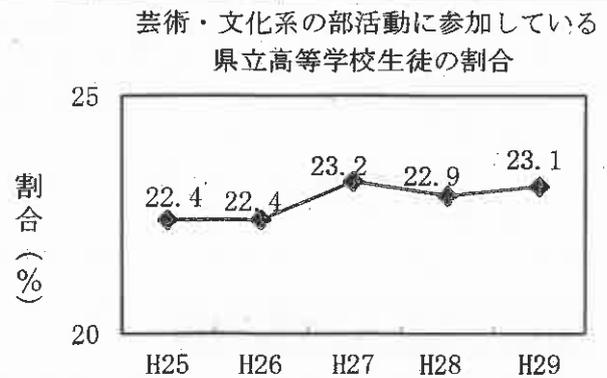
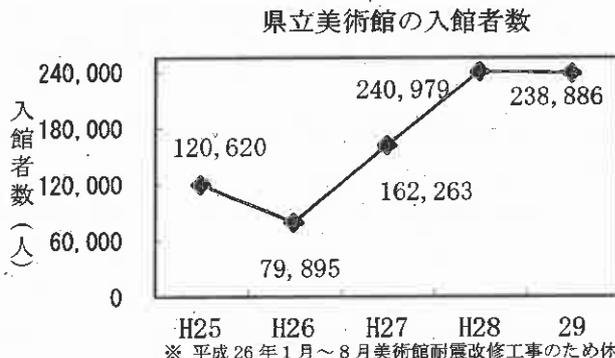
- ◇ 次代を担う子どもたちの創造性を育み、多様な個性と豊かな人間性の形成を図るため、関係機関との連携を強化しながら、子どもの文化芸術活動を推進します。
- ◇ 県立美術館の機能充実に努め、県民の鑑賞・創作活動の促進を図ります。

平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
「子ども文化事業」及び「芸術体験講座」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民文化祭「鑑賞・発表事業」の実施 3市1町 ○ 県民文化祭「芸術体験講座」の実施 20校 (小学校15校、中学校1校、特別支援学校4校)
中学校文化連盟 ^{注1)} 、高等学校芸術・文化連盟 ^{注2)} への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県芸術・文化活動事業補助金の交付 ○ 総合文化祭の開催に関する広報協力など
県立美術館の機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 展覧会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設展 <ul style="list-style-type: none"> (コレクション展Ⅰ) 「特集：生誕120年 中村琢二 瑞々しき画布の輝き」 (コレクション展Ⅱ) 「特集：風景をとらえる」 (コレクション展Ⅲ) 「特集：美術館は動物園！」 ・ 企画展 <ul style="list-style-type: none"> 「郷土の美術をみる・しる・まなぶ 番外編 ARS/NATURAー「風景」の向こう側ー」 「没後50年 中村研一展」 ・ 実行委員会展 <ul style="list-style-type: none"> 「POWER OF PRINCESS 「ディズニープリンセスとアナと雪の女王展」 「追悼水木しげる ゲゲゲの人生展」 ・ 平成29年度福岡県立美術館所蔵品巡回展「移動美術館展」 (飯塚市で開催) ・ 第73回福岡県美術展覧会(県展) (出品総数 3,235点、入選総数 1,347点) ○ 県民の芸術活動発表の場としての展示室貸出(54団体) ○ 美術館レター「とっぷらいと」の発行(年3回)及び美術教養講座等の実施 ○ スクール・ミュージアム事業(アートコース)の実施(30校)

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
県立美術館の利用	県立美術館入館者数	238,886人 (H29年度)	160,000人 (毎年度)	◎
文化部活動の推進	芸術・文化系の部活動に参加している 県立高等学校生徒の割合	23.1% (H29年度)	23% (毎年度)	◎



成 果

県立美術館において、県民の芸術的ニーズに応えた展覧会を開催できたことにより、入館者数が目標値を大きく上回りました。

- 県民文化祭において、知事部局と連携し、「鑑賞・発表事業」を県内市町村で、「芸術体験講座」を県内の小・中・特別支援学校で実施しました。特に「芸術体験講座」において、楽器演奏、能楽、和太鼓等の体験及び鑑賞を行ったことが、児童生徒から好評価を得ています。
- 福岡県高等学校芸術・文化連盟及び福岡県中学校文化連盟の主催する総合文化祭の開催等に対し支援を行ったことにより、生徒の文化芸術活動の充実が図られました。
- 県立美術館においては、「ディズニープリンセスとアナと雪の女王展」や「追悼木木しげる ゲゲゲの人生展」など県民のニーズに応えた展覧会が開催できたことや広報に力を入れたことにより、入館者数は目標値を大きく上回りました。

課 題

福岡県美術展覧会（県展）については、出品数の減少が続いています。

- 今後も引き続き県民の美術に関する鑑賞・創作意欲を高めていく必要があります。
- 福岡県美術展覧会（県展）については、出品数の減少が続いています。

対 応

マスコミや民間企業との連携による効果の高い広報や、インターネット等を使った情報発信を積極的に行います。

- 県立美術館において、県民の芸術的ニーズを重視した実行委員会展を今後も開催するとともに、これまで蓄積した県立美術館の財産やノウハウを生かした展覧会を開催するなど、県民の美術に関する鑑賞・創作活動の更なる促進を図ります。
- 福岡県美術展覧会（県展）の出品数の増加や集客力を高める取組として、マスコミや民間企業との連携による効果の高い広報や、インターネット等を使った情報発信を積極的に行います。

注 釈

- 注1) 中学校文化連盟：県内の中学校及び特別支援学校中部部の生徒の文化活動の振興・発展を図ることを目的に、福岡県中学校総合文化祭等の事業を行っている団体。美術や音楽等11の専門部を有する。
- 注2) 高等学校芸術・文化連盟：県内の高等学校及び高等部を設置する特別支援学校における芸術文化活動の振興を図ることを目的に、福岡県高等学校総合文化祭等の事業を行っている団体。演劇や吹奏楽等19の専門部会を有する。

V 県民の文化活動を盛んにする

1 文化の振興

(2) 文化財の保存・活用及び継承 < 施策 26 >

文化財保護課

平成29年度 施策の基本的なねらい

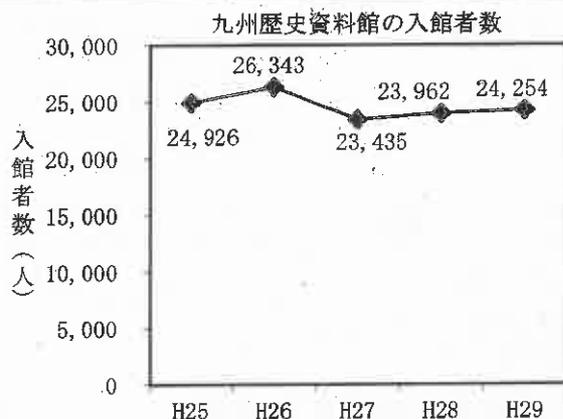
- ◇ 歴史と伝統に培われた貴重な文化財を永く後世に伝えるため、福岡県文化財保護基本指針を踏まえ、保護活動の充実を図り、情報提供や文化財に対する理解を深める施策を推進します。
- ◇ 地域の文化や特色を伝承する民俗芸能及び伝統工芸技術を確実に保存し、積極的に活用しながら後世への継承を図るとともに、大宰府関連史跡を始めとする重要大規模遺跡等の保存・整備・活用を進めます。
- ◇ 子どもたちが郷土と日本の歴史、文化、伝統などに対する理解を深め、これらを大切に思う心を育成します。

平成29年度 主な取組・事業

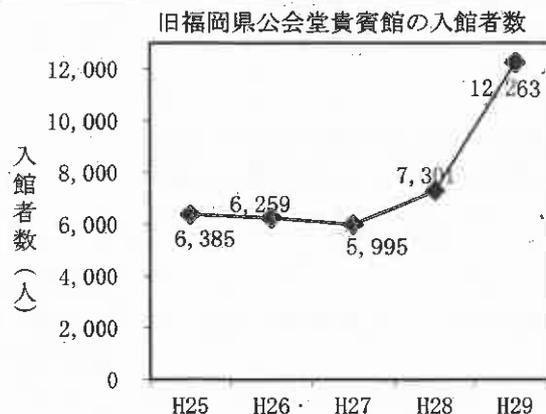
取組・事業名	実績
文化財保護指導委員による保護活動の充実と文化財保護思想の普及啓発	○ 文化財保護指導委員 (17人) による県内の文化財巡視 年間延べ 1,494 件
九州歴史資料館の利用促進、調査・研究の充実	○ 特別展 (1回) 「霊峰英彦山ー神仏と人と自然とー」 ○ 企画展 (10回) 「きゅうおにとタイムトラベル」 「五ヶ山～山のくらし、いのり、そして埋納銭～」 「堅粕薬師と東光院の古仏たち」 「炭鉱と学校の昭和史」 「船原古墳出土馬冑・ガラス装金銅製辻金具」等 ○ パネル展 (8回) 「福岡鉄道遺産ものがたり5～筑豊本線・日田彦山線編～」 「日本列島の城」 「ユネスコ無形文化遺産～山・鉾・屋台行事」等 ○ 教育普及講座 (38回) 名誉館長講座、九歴講座、九歴ゼミ、夜のギャラリートーク、特別展開催記念講演会等 5,042 人参加 ○ イベント (19回) 七夕イベント、ナイトミュージアム等 3,841 人参加 ○ ボランティアによる古代体験・バックヤード解説 5,358 人参加 ○ 小中学校の来館学習、出前講座等 3,408 人参加
旧福岡県公会堂貴賓館の利用促進 < 重点事業 17 >	○ 展示・案内解説等の充実 解説板・案内サイン等の設置、多言語による音声解説、ミニシアターコーナーやレトロ映像再現コーナーの整備 ○ 壁紙・絨毯の復原・張替及び屋外テラスの整備等 ○ 指定管理者によるフラワー教室、朗読会、コンサート等自主事業 (34件) の実施
大宰府関連史跡の公有化の推進等重要大規模遺跡の保存・整備・活用	○ 大野城跡ほかの公有化 (H29 実績: 43,825.85m ²) への県費補助 ○ 大野城跡・水城跡の環境整備の推進 ○ 重要大規模遺跡の保存・整備・活用に関する市町村が進める各種事業への助言

指 標

指 標	指 標 の 概 要	
九州歴史資料館の利用	九州歴史資料館入館者数	
現状値	目標値	達成状況
24,254人 (H29年度)	35,000人 (H33年度)	△



指 標	指 標 の 概 要	
旧福岡県公会堂貴賓館の利用	旧福岡県公会堂貴賓館入館者数	
現状値	目標値	達成状況
12,263人 (H29年度)	6,800人 (毎年度)	◎



成 果

旧福岡県公会堂貴賓館は、目標値を大きく上回り、過去最高の入館者数を記録しました。

- 文化財保護指導委員による定期的な巡視は、県内文化財の毀損や問題点等を早期に発見することができるなど、文化財の適切な保存管理や防災・防犯に必要な対応策を講じるためにも有効な活動でした。
- 九州歴史資料館では、常設展をはじめ、特別展、企画展、教育普及講座、各種イベントや九歴ボランティア^(※1)による古代体験等により、発掘調査の成果や大宰府史跡等の歴史文化遺産の魅力を様々な方法で発信しました。
- 旧福岡県公会堂貴賓館では、指定管理者による自主事業の開催回数の増加やカフェ・売店などの新規事業の開始、積極的な広報活動などにより、入館者数は過去最高を記録し、大幅に目標値を超えることができました。また、展示・案内解説等の充実、内装や屋外テラス等の整備を行うことにより、観光資源としての魅力を高めることができました。
- 大宰府史跡公有化事業により、史跡指定地の更なる保存が図られました。また、大野城跡・水城跡の環境整備や重要大規模遺跡における各種事業への助言により、史跡の保存・整備・活用を推進しました。

課 題

九州歴史資料館では、新たな入館者の開拓につながる取組が必要です。

- 九州歴史資料館では、多彩なイベントや展示を実施しており、入館者は横ばいで推移しているものの、目標値を下回っている現状があります。館周辺の開発も進んでおり、近隣住民を含む新たな入館者の開拓につながる取組が必要です。
- 旧福岡県公会堂貴賓館については、今後もより多くの方へ、その価値や魅力を発信していく必要があります。

対 応

九州歴史資料館においては、市町村や学校、民間企業等と連携した展示やイベントを実施します。

- 九州歴史資料館においては、入館者の拡充を図るため、県内市町村や他県施設と連携した展示や講演会等を開催するとともに、学校や民間企業等と連携したイベントを実施します。
- 旧福岡県公会堂貴賓館については、指定管理者と連携協力しながら、貴賓館の魅力を生かした事業を実施するとともに、ホームページや各種媒体を活用した積極的な情報発信を行います。

注 釈

注1) 九歴ボランティア：九州歴史資料館では、土曜、日曜、祝日に、歴史体験イベントや館内案内に必要な知識・技能を身に付けたボランティアによる研修講座や体験イベント、バックヤード解説を行っている。平成30年3月現在、32人が登録されている。

VI 県民のスポーツ活動を盛んにする

1 大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化

(1) 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進<施策27>

体育スポーツ健康課

平成29年度 施策の基本的なねらい

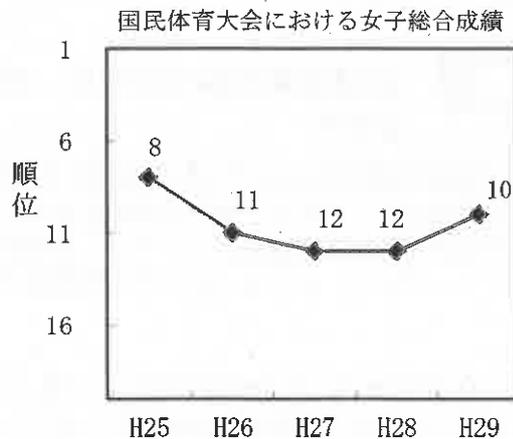
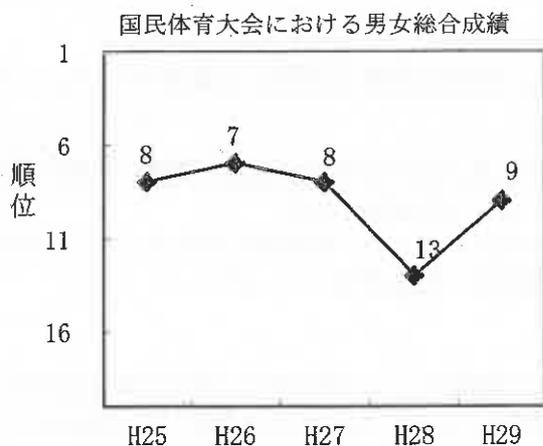
- ◇ 県民に夢や感動を与えるトップアスリートを育成し、本県の競技力向上を図るため、関係機関・団体と連携して、一貫指導システムの構築を推進するとともに、指導者の資質向上やスポーツ情報の活用促進などに取り組みます。
- ◇ ジュニアや女性アスリートの育成を図るとともに、県立体育・スポーツ施設の整備に取り組みます。

平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
競技スポーツ振興事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選手強化指導者研修会 103人 ○ 選手強化研修会（選手対象） 68人 ○ 競技力強化事業 41団体
県立体育・スポーツ施設の整備と活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ トップアスリート育成強化拠点整備事業（4施設） ○ スポーツに関する情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ふくおがスポネット」^{※1}による情報提供 アクセス 308,631件 ・ 「福岡スポーツウェブ（fs-web）」^{※2}による情報提供 18回
ジュニアアスリート育成強化事業の実施 <重点事業18>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育成システム整備事業（25団体が実施） ○ 指導者・育成海外派遣事業（2団体が実施） ○ 中央研修指導者派遣事業（4団体が実施） ○ 競技用具整備事業（1団体が実施） ○ トップアスリート育成強化事業 42人
女性アスリートの育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 9競技10種目の強化活動に必要な拠点づくり整備 ○ 競技の特性にそった有望選手の発掘事業の実施 2回 ○ 女性アスリートの県外遠征・主要太会への参加事業の実施 8回 ○ 女性コーチの研修会「女性コーチサミット」の開催 1回

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
競技スポーツの振興	国民体育大会における男女総合成績順位	9位 (H29年度)	8位 (毎年度)	△
女性アスリートの育成	国民体育大会における女子総合成績順位	10位 (H29年度)	8位 (毎年度)	△



成 果 国民体育大会女子新種目の合計獲得点が2年連続全国1位となりました。

- ・ 指導者研修会や選手強化研修会における内容の充実を図ったことで、参加者数が増えました。
- ・ 女性アスリート育成強化システムの確立を目指し、強化拠点の整備や有望選手の発掘を行ったほか、強化練習会をはじめ、県外遠征や主要大会の参加を充実し活動の機会を充実させました。その結果、国民体育大会女子新種目において、7競技中ラグビーフットボールが優勝、3競技が入賞を果たしました。

課 題 国民体育大会男女総合成績の8位入賞を逃しました。

- ① 平成25～27年度の本県の大きな得点源であった少年種別において、平成28・29年度は獲得点が低下しています。
- ② 獲得点がとれなかった競技団体においては、当年度の国民体育大会への強化活動が十分に行われていない状況が見られます。
- ③ 女性アスリート育成事業は、平成29年度までに競技の普及やアスリートの育成について一定の成果を見せたが、強化システムが確立できている競技団体は少ない状況です。

対 応 国民体育大会8位以内入賞を目指して強化事業を充実させます。

- ① ジュニアアスリートの育成強化を目的に、県内高校生に対する海外遠征等の経費を助成するなど、ジュニア期からトップレベルの競技体験をさせることで、競技力向上を図り、成長の可能性の幅を広げます。
- ② 各競技団体における当年度の国民体育大会への強化活動（遠征・合宿等）を重点的に支援します。
- ③ 引き続き、関係機関や団体等の協力を得ながら、強化拠点の整備や有望選手の発掘、女性指導者養成のための研修会等を実施し、女性アスリートの練習環境の充実を図ります。

注釈

- 注1) ふくおかスポネット：平成12年6月に県立スポーツ科学情報センターにおいて開設したホームページ。子どもの体力向上に係る動画や個人体力診断システムをはじめ、スポーツ指導者及びスポーツ団体の活動等の情報を発信している。
- 注2) 福岡スポーツウェブ (fs-web)：県内外のスポーツや、子どもの体力向上等、体育・スポーツに関する最新情報を、市町村教育委員会、学校、部活動の指導者及び各競技団体等に発信するメール配信システム。

Ⅶ 人権が尊重される心豊かな社会をつくる

1 人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進

(1) 人権教育・人権啓発の推進 <<施策28>>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

人権・同和教育課

平成29年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校の教育活動全体を通して、児童生徒の学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する知識や意欲・態度、実践力を身に付けるための教育を系統的、効果的に推進します。
- ◇ 教職員の人権意識や人権教育に関する指導力及び学校の組織的な取組への意識等の実態を把握し、人権教育の指導力の向上等に関する研修の改善・充実に生かすとともに、今後の施策・事業等の充実に図ります。
- ◇ 県民の人権尊重理念の理解・体得のために、体験活動を重視した学習プログラムなどの開発や、情報提供を行います。
- ◇ 地域の実情に応じた人権教育推進のための担当者研修会や指導者の育成を計画的、効果的にを行い、市町村における人権教育・啓発を支援します。

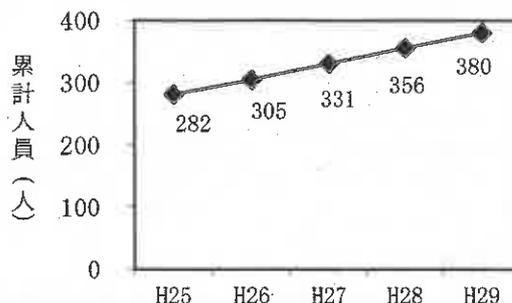
平成29年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
新人権教育学習教材 開発事業の実施 <重点事業19>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教材作成のための執筆委員会（7回）及び検討委員会（3回）を実施 ○ 個別的な人権課題に関する知的理解を深め、豊かな人権感覚を育成するための小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学校用及び高等学校用の合計30編の学習教材を作成し、各学校へ配布
人権教育実践交流会・ 人権教育指導者養成連続 講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育実践交流会（福岡県人権教育研修会） 研修会実施回数 2回 研修会参加人数 延べ2,001人 ○ 人権教育指導者養成連続講座 開催講座数 年間8回 受講者数 計24人 (小学校13人、中学校9人、県立学校2人)
教職員の人権意識、 人権教育に関する調査 の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査結果の分析 ○ 調査結果及び考察を報告書としてまとめ、市町村教育委員会や政令市を除く学校等へ配布
人権教育コーディネーター ^{※1} 養成講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連続講座として年間5回 受講者 24人（地区別内訳 福岡：7人、北九州：0人、北筑後：7人、南筑後：5人、筑豊：4人、京築：1人）
男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校において、「男女共同参画教育指導の手引」（改訂版）を活用し、豊かな心、性差の正しい認識、実践的な態度などの資質・能力を育てる教育活動を実施 ○ 家庭科や特別活動における男女相互協力の必要性の理解促進
男女共同参画についての 教員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新任校（園）長、新任教頭を対象に男女共同参画教育の基本的な考え方やねらいなどの理解、具体的指導力を高める研修を実施 ○ 管理職をはじめ教職員を対象にした各種研修会において「男女共同参画教育」に関する内容を実施

人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数

指標

指標	指標の概要	
人権教育の推進	人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数	
現状値	目標値	達成状況
380人 (H29年度)	370人 (H29年度)	◎



成 果 人権教育学習教材「あおぞら2」を作成し、各学校へ配布しました。

- ・ 新人権教育学習教材開発事業では、児童生徒の個別的な人権課題に関する知的理解と人権感覚を育成するための小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学校用及び高等学校用の合計30編の人権教育学習教材「あおぞら2」を作成し、各学校へ配布しました。
- ・ 福岡県人権教育研修会において、教職員を対象とした研修会では、県内全ての公立学校(政令市を除く。)から参加がありました。市町村の人権教育担当者等を対象とした研修会では、県内44市町村(政令市を含む。)の社会教育における人権教育担当者等105人、学校関係者153人の参加がありました。
- ・ 人権教育指導者養成連続講座では、平成29年度に小・中・県立学校24名の教員が受講を修了し、累計380人に達する等、目標を上回っています。講座修了者は、自校のみならず、異校種間や地域における人権教育研修の企画・運営、研修講師として携わっています。
- ・ 「教職員の人権意識、人権教育に関する調査」結果及び考察を報告書としてまとめ、市町村教育委員会、政令市を除く県内の小・中・高等学校、特別支援学校等へ配布しました。
- ・ 人権教育コーディネーター養成講座では、講座修了者が市町村や地域における人権教育研修の企画・運営の担当者や研修講師等を務めたりするなど活躍しています。
- ・ 県立高等学校においては、生徒の指導に当たって、教科や特別活動で、男女が互いに尊重しあい、社会の対等な構成員として責任を担う意識を向上させることができました。

課 題 教職員の人権意識等に関する調査結果を踏まえた研修体系の見直しを図る必要があります。

- ① 新たに作成した人権教育学習教材集「あおぞら2」の周知を図るとともに、各学校での効果的な活用の推進を図る必要があります。
- ② 人権教育をめぐる動向は日々変化しており、常に国や県、市町村の地域の現状や大幅な世代交代等の教職員の実態を踏まえた研修を実施する必要があります。
- ③ 教職員の人権意識、人権教育に関する調査結果・考察を踏まえ、実態に合わせた抜本的な研修体系の見直しを図る必要があります。
- ④ 各市町村や地域における人権教育研修の企画・運営の中心となるコーディネーターや研修講師等の育成、特に経験の浅い担当者の育成を継続的に行う必要があります。
- ⑤ 県立高等学校においては、男女の別なく生徒が自らのキャリアを考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校教育全体を通じて取り組む必要があります。

対 応 教職経験年数や職務に応じた系統的な研修体系に見直します。

- ① 各種研修会において、各学校種に応じた効果的な活用についての説明・協議・周知等を行います。
- ② 福岡県人権教育研修会や人権教育指導者養成連続講座で、先進的な人権教育の理論・実践についての講演や具体的な実践事例の報告、学校現場のニーズに応じ、LGBT等新たな個別の課題について研修を実施します。また、市町村の人権教育担当者等を対象とした研修会では、参加者一人一人の気付きや学びにつながる研修を実施します。
- ③ 調査結果等を踏まえ、引き続き関係機関と連携し、教職経験年数や職務に応じた系統的な人権教育の研修体系に見直します。
- ④ 人権教育コーディネーター養成講座では、本講座の意義・目的やこれまでの成果について周知し、市町村からの受講推薦を促しつつ、市町村や地域の実態や課題を踏まえ、その課題解決に向けて特に経験の浅い参加者の育成を促すため、講座内容を充実・改善します。
- ⑤ 県立高等学校においては、生徒が男女相互協力の意識を持ち、自らのキャリアを考え進路を主体的に選択できるよう、インターンシップ等の体験的な活動を通じて男女共同参画教育の充実を図ります。

注釈

注1) 人権教育コーディネーター：地域社会に密着し、人権教育に関する専門的知識を持ち、体験的参加型学習等の多様な手法を取り入れた研修の企画・運営ができる市町村の指導者のこと。

学識経験者意見

○学識経験者意見 1

福岡教育大学教育学部教授 石丸哲史

I 点検・評価の実施方法等について

このたび、福岡県教育委員会が「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の趣旨により、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行った。これは、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくことが趣旨とされているが、そのために、実施に関する要綱を定め、点検・評価の際に求められる客観性、合理性、具体性、実効性を追求し続け、弛まぬ改善意欲によって、今や公正・妥当な点検・評価となった。また、「教育委員会の活動状況」及び「教育施策の推進状況」に分け、とりわけ後者については県民に分かりやすい構成、表現になるように努めており、教育行政に対する県民の関心を高める上で意義が大きいといえる。

平成29年度から福岡県の最上位計画である総合計画が新たになったことにより、「福岡県教育振興基本計画」に基づいた「平成29年度福岡県教育施策実施計画」の主な取組・事業等についても、28の教育施策を新たに7つの柱に再編し13の項目に整理された。このことによっても、より効果的な点検・評価が実現され、実効性あるものになったといえる。

II 点検・評価書の形式等について

「教育施策の推進状況」については、施策の基本的なねらい、主な取組・事業、指標、成果、課題、対応の項目で点検・評価に取り組んでいる。各項目の記載について、客観性や説得力に乏しい点が散見されていたが、改善を重ねるうちにこの点がほとんど払拭された。たとえば、指標選定の適切さ、指標とする目標値設定の合理性、課題と対応の整合性などに疑問を抱くところがほとんどなくなり評価できる。毎年度替える必要はないとしても、指標選定および目標値設定などについて、その妥当性を今後とも検討していく必要はある。

III 個別の点検・評価結果について

1 「教育委員会の活動状況について」

レイマンコントロールのもと、教育委員が保護者や各方面でご活躍の方々によって構成されていることは、多面的・多角的に教育を議論することができ県民の信頼につながっている。定例会の回数に匹敵するほどの臨時会の開催、県議会への出席や新教育委員会制度に向けた準備を課題として挙げるなど、教育委員の日々の努力がうかがえる。

2 「教育施策の進捗状況について」

(1) 施策 1 確かな学力向上のための取組の推進

全国学力・学習状況調査の結果に対して、これまで全国平均を上回った教科区分数から標準化得点へと指標を替え平成 19 年度との比較による長期的視点に立って点検するなど精緻な分析が行われた。また、主な取組・事業と符合するよう指標を追加するなどした結果、成果と課題が明確になり、対応についても、たとえば高大連携を視野に入れるなど時宜を得て具体的に記されている。このような姿勢で今後とも着実に進めていく必要がある。

(2) 施策 3 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり

知・徳・体のバランスを重視すべく県立高等学校が「運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合」を 50%と目標を定め努めている。目標値にほとんど到達しているという成果も上げているが、前年度より 1.2 ポイント低下している原因を究明し対策を講じていく必要がある。

(2) 施策 4 健康教育の充実

食に関する年間指導計画や児童生徒の食に対する意識の高揚に努めるなど食に関する指導が充実してきたにもかかわらず、朝食摂取率が依然として低下傾向にあるという課題が明らかとなっている。全国平均と拡大していることから、家庭と連携するなど今後改善が求められている。

(3) 施策 6 実体験を重視した教育の推進

地域の各種団体が支援にかかわる通学合宿の実現により地域が一体となった子育て体制の整備が進んでいるという成果を上げている。課題として挙げている参加者学年の偏りの対応については、内容そのものに踏み込んで記載しているのでこの点に留意しながら改善を進めていく必要がある。

(4) 施策 8 少年の非行防止と健全育成

「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業の実施」が重点事業として位置づけられているが、指標としては、薬物乱用に関する指導が挙げられている。薬物乱用防止教室は、ここ数年、全ての学校で実施されており新たな数値目標を設定し施策の取組を深化させる必要がある。本来であれば、教育施策実施計画の見直しを行った当該年度を機に、指標も検討すべきであったと考えられるが、今後の見直しに期待したい。

(5) 施策 12 家庭教育支援の充実

家庭教育の重要性に鑑み、学校、家庭、地域の連携・協働による家庭教育支援が進んでいるという成果が記載されているが、この取組については家庭教育支援を担う地域人材

の育成と活動効果を普及させていく必要があるという課題が明らかになっており、そういう意味では、「家庭教育支援チーム」の活動に関する指標を設定し、目標を明らかにするなど、今後、改善が求められている。

(6) 施策 1 8 教員の指導力・学校の組織力の向上

教員の年齢構成の変化とこれに係る資質の向上や教員採用試験の改善・充実等、教員の働き方及び学校の業務改善は喫緊の課題といえる。本事業はその解決に向けた中核といえるだけに、成果と課題、対応について広範に記載されている。教員の指導力・学校の組織力の向上とともに、「対応」として挙げている学校における業務改善などの取組を深めるなど、今後ともこれを着実に進めていく必要がある。

(7) 施策 2 1 キャリア教育・職業教育の推進

前年度、指標の見直しを行い「県立高等学校における職業や進路研究に関する体験活動への参加率」としたことは、適時適切な点検・評価をめざしたものであるとして評価できるが、38.5%である現状値に対して平成33年度に100%とする目標を立てており、両者の乖離が著しい。したがって、単年度の目標や推移の見込みなどを検討したうえで取組を深めていく必要がある。

IV 教育委員会の活動・施策及びその成果等について

以上、各施策について、今回は主として指標の選定・設定を中心に管見を申し述べた。ひとつの施策のなかに複数の取組・事業があり、そのなかに重点事業がある場合、指標の選定や目標値の設定には相当の吟味や検討が必要とされる。毎年度指標を見直すことは経年変化や推移を看取できないだけに、係る作業においては細心の注意を払うべきである。

先述のように、平成29年度の点検・評価は新たな柱と項目によるものであるが、相互に関連する施策が見られた。すなわち、各施策においてさまざまな取組・事業が展開されるなかで、そこで明らかになった課題や対応は他の施策においても有効なものが多い。たとえば、施策1の地域学校協働活動事業について、未設置市町村に対して事業の意義や効果を伝え、実施方法や体制づくりの支援を行う方針は、施策11のコミュニティ・スクール導入促進事業にも当てはまる場所である。各施策を横断する視角も備え、他の施策を参酌する心構えも必要であろう。このことが、福岡県教育大綱及び福岡県学校教育振興プランを踏まえた、教育の基本目標を達成する王道と思う。

以上

○学識経験者意見 2

九州共立大学 名誉教授 古市 勝也

I 点検・評価の実施方法等について

県教育委員会（以下「県教委」と言う。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の定めにより、事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った。これは法に基づき、その結果を議会に提出するとともに県民に公表するものである。この方法は、「教委」の責任体制を明確にしながらかく県民への説明責任を果たすとともに、県民の理解の下に、今後の「県教委」活動や教育施策に十分に反映させることができるという点検・評価の在るべき姿になっている。

本報告書が、「教育委員会の活動状況」と「教育施策の推進状況」に分けて点検・評価結果を掲載していることや、また、「教育施策の推進状況」について「平成29年度福岡県教育施策実施計画」の主な取組・事業等についての点検・評価になっており、県民に分かりやすい構成になっている。

II 点検・評価書の形式等について

福岡県は、平成29年3月新たな「福岡県総合計画」（平成29年度～平成33年度）を策定した。この新たな「総合計画」における教育分野が福岡県の教育行政の指針となるものであり、教育基本法第17条に定める新たな「福岡県教育振興基本計画」として位置付けられている。注目は、「福岡県教育大綱（ふくおか未来人財育成ビジョン）」（平成27年11月知事策定）及び「福岡県学校教育振興プラン」（平成27年12月県教委策定）の理念・内容を反映させた「平成29年度福岡県教育施策実施計画」の点検・評価になっていることである。国の定めを踏まえ、知事部局と意志の疎通を図りながら策定されていることは評価できる。これで、県教委と県が一体となって教育施策の推進に取り組む姿が県民に理解されやすい。

さらに、県教委が、国の教育基本法の教育の目標を基本に捉えながら、福岡県教育施策実施計画において、6つの「教育の基本目標」を定め、この目標を達成するために教育施策を7つの柱、13の項目に整理し、28の施策ごとに教育施策の具体的な進捗状況について点検・評価を行っており、県民に分かりやすい形式等になっている。

III 個別の点検・評価結果について

1 教育委員会の活動状況について

委員は6人で、弁護士・医師や女性委員（3人）等で構成され、保護者である委員も含まれている。各方面の声が反映される構成になっており、県民の信頼につながると思われる。また、教育委員会会議の開催は、定例会12回、臨時会11回（うち移動教育委員会2回）を開催し、活発な議論がなされており適切である。

さらに、移動教育委員会や学校訪問による教育現場との意見交換、知事・副知事、公安委員会、人事委員会との意見交換等により教育行政についての共通理解や相互連携が図られ、その活動状況が県民に理解しやすくなっており評価できる。

2 教育施策の推進状況について

(1) 施策1 確かな学力向上のための取組の推進

「地域学校協働活動事業における放課後の学習支援等」の実施については、29市町村161教室で実施され昨年を上回っている。関係者の努力を評価したい。さらに、事業の拡充を図るため、地域学校の協働の仕組みづくり、地域人材の発掘・養成、取組の手法、運営方法等の啓発を推進することが求められる。特に、家庭での学習習慣の定着も学力向上の大事なポイントであり、学校・家庭・地域が一体となった取組が喫緊に求められる。関係者のさらなる取組に期待したい。

(2) 施策2 体力向上のための取組の推進

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点平均値」が小学校男女及び中学校男女全ての区分で県平均値が全国平均値を上回っている。また、小学校男女及び中学校男女全ての区分で県平均値が調査開始以降最高値となった。快挙である。行政・学校現場・部活動等関係者の努力を高く評価したい。

一方、子どもの運動習慣の定着の割合が依然として目標値に達してないことは課題である。学校・家庭・地域の協働による三者相互の啓発と「スポコン広場」等の参加奨励による、子どもたちへの運動の動機付けと運動習慣化へのさらなる取組が求められる。

(3) 施策3 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり

魅力ある運動部活動を構築し、より多くの生徒が運動・スポーツを通して、体力向上や健康増進を図ることは重要である。教員や外部指導者を対象とした指導者研修会への参加者が増加しており、関係者の努力を評価したい。今後、地域人材を活用した運動部活動の在り方に関する方針の作成が急がれる。また、教員及び部活動指導員の指導力向上のための研修会の実施もさらに求められる。

(4) 施策6 実体験を重視した教育の推進

通学合宿を実施している小学校は348校で年々増加傾向にある。通学合宿により、地域の各種団体が支援に関わり、地域が一体となって子どもを育てる体制整備が進んでいる。その結果、基本的な生活習慣づくりのきっかけとなり、規範意識や協調性の向上につながっている。通学合宿は福岡県が発祥の地と言われており、関係者の地道な努力を評価するとともに、全国モデルとなるさらなる成果を期待したい。一方、通学合宿推進事業は、参加者の学年に偏りがあるとの課題が出されている。今後、低学年児童のみを対象とした内容に加え、低学年児童の活動促進に期待したい。

(5) 施策11 学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置している市町村数は29市町村である。

また、学校運営協議会を設置している学校数は、小学校 151 校、中学校 60 校 計 211 校である（平成 30 年 4 月 1 日現在）。また、PTA や地域住民が学校の諸活動に積極的に参加している学校の割合は、小学校（福岡県 70.1%、全国平均 72.9%）、中学校（福岡県 57.0%、全国平均 60.6%）ともに全国平均に近づいている。

コミュニティ・スクール導入促進事業等の実施により、設置への理解が進んでおり、関係者の努力を評価できる。今後、さらなる啓発を図り、「地域とともにある学校づくり」が期待される。

（6）施策 12 家庭教育支援の充実

「新」家庭教育宣言」を実施した小・中学校の割合は 100% である。学校、家庭、地域の連携・協働による家庭教育支援が進んでおり、関係者の努力を評価したい。さらに今後は、家庭教育支援を担う地域人材の育成と活動方法・活動効果等の啓発が求められる。

（7）施策 23 社会教育活動の推進

ふくおか社会教育ネットワークへのアクセス件数が目標値を達成しており、関係者の努力を評価できる。また、「中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会」では、福岡県の行政・実行委員会等が中核になり NPO やボランティア、企業等の地域活動団体が集い、中国・四国・九州地区の広域の実践協議を深めている。関係者の努力は高く評価できる。

さらに、社会教育関係職員・団体等を対象とした研修会をとおして、学習のニーズや社会的課題に応じた学びの場を提供できており、関係者の努力を評価したい。特に、「平成 29 年度福岡県社会教育関係事業『事例集』」の関係機関団体への配布は好評であり評価したい。今後は、地域の人材育成・課題解決と社会教育の振興につながる研修の充実がさらに求められる。

（8）施策 24 社会教育施設の充実

県立社会教育施設では、県民のニーズに答える事業内容の改善やプログラムの開発に取組などして利用促進に努めており関係者の努力は評価できる。また、県内研修会等での社会教育施設や教育事務所等の社会教育主事の活躍は好評であり、関係者の努力を高く評価したい。さらに、県立図書館の図書貸出利用者数が目標値を達成しており評価したい。今後は、施設の特徴を生かし、県民のニーズにさらに応えるための施策が求められる。

（9）施策 25 県民文化芸術活動の振興

県立美術館入館者数が目標値を大きく上回っており、関係者の努力を高く評価できる。今後、マスコミや民間企業との連携による広報や、インターネット等を使った情報発信が求められる。

（10）施策 27 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進

国民体育大会女子新種目の合計獲得点が 2 年連続全国 1 位であり、関係者の努力を高く評価したい。一方、男女総合成績 8 位以内を逃したことは残念である。次年度の達成に期待したい。特に、東京オリンピックにおいて実施が予定されている競技の強化拠点づくり

や女子有望選手の発掘、女性アスリートの練習環境の改善等が求められる。県民は、東京オリンピックでの福岡出身選手の活躍を夢見ている。さらなる強化に期待したい。

(11) 施策 28 人権教育・人権啓発の推進

人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了者した教員の累計人数が目標値を達成し、関係者の努力は評価できる。今後は、教職員の実態に応じ、研修体系の見直しが求められる。

IV 教育委員会の活動・施策及びその成果等について（自由意見）

「人生100年時代構想会議（中間報告）」（平成29年12月）では、「100年という長い期間をより充実したものにするためには、生涯にわたる学習が重要である」としながら「スポーツや文化芸術活動・地域コミュニティ活動などに積極的に関わることも、個人の人生や社会を豊かにする」としている。まさに今後は、「知・徳・体」バランスある教育や「学校・家庭・地域」の連携協働による教育実践の強化が求められる。これは、人生100年を生き抜く基礎基本を培う福岡県独自の『鍛ほめ福岡メソッド』の理念そのものであり、その成果が期待される。

以上

○学識経験者意見 3

九州大学大学院法学研究院教授 村上 裕章

1 点検・評価制度について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく点検・評価の制度は、教育委員会の責任体制を明確化することを目的として、同委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表するものである。

前年度までと同様、点数評価ではなく、文章表現により具体的な課題を指摘する評価形式がとられている。このような手法は、表面的な評価にとどまらず、内容面について立ち入った実質的評価を行うのに適している。もっとも、この方式には、客観的な評価が難しくなるという短所もある。しかし、具体的な統計や指標の達成状況を示すグラフ等が多数掲載されており、上記のような短所がカバーされている。

2 教育委員会の活動状況について

定例会（12回）のほか、臨時会（11回）や委員協議会（17回）等が頻繁に開催され、学校訪問（24回）や各種行事への出席（34回）を積極的に行うなど、全国的にみても活発な活動がなされている。

現代行政における情報公開の重要性については、今さら強調するまでもない。この点、教育委員会のホームページでは、活動内容がかなり詳細に公表されている。特に、議事録に各委員の氏名入りで発言内容が掲載されている点は高く評価できる。平成24年度からは、過去の教育委員会の開催内容や移動教育委員会の活動状況等に加え、管内視察や県中学校校長会との意見交換の様子なども掲載され、平成27年度からは傍聴者数を議事録に記載するなど、一段と充実した内容となっている。平成30年度からは会議資料の掲載も試みられており、今後とも、速やかな更新やさらなる内容の充実を期待したい。

平成27年度から県知事との総合教育会議が開催されるなど、教育委員会制度の改革が実施されつつある中、学校現場との対話をいっそう活発化し、現状と課題を的確に把握することにより、県民の視点に立って県の教育行政をこれまで以上に積極的に牽引していくことを期待したい。

3 教育施策の推進状況について

内容が多岐にわたるので、以下では、全体的な感想のほか、大学教員・法学研究者として筆者が特に関心をもっている事項を取り上げて、意見を述べることにしたい。

(1) 記載のスタイルについて

前年度までと同様、各施策を原則として、見開き2頁とし、記載事項として「主な取組・事業」、「指標」、「成果」、「課題」、「対応」を設け、あわせて図表も数多く掲載している。

注釈を本文下に記載し、「成果」、「課題」、「対応」を簡潔に示す文章をゴシック体で記載するなど、読者にとって読みやすくする工夫が施されている。さらに、一昨年度からは、「課題」と「対応」に同じ番号が付され、両者の関係がより明確になった。また、本年度からは、特に重要と思われる項目について、4頁にわたって詳細な説明がなされており、メリハリのきいたものとなった。なお、「指標」については、既に達成された数値が挙げられるなど、目標としてやや低いのではないかとと思われる項目も散見されるので、継続的な精査をお願いしたい。

(2) 全体の構成について

前回までは、5つの柱が評価項目とされ、それが、11の項目、28の施策に細分されていたが、今回は、7つの柱、13の項目、28の施策に分けられている。施策については、目標を達成した「耐震化の推進」がなくなり、代わって「ICTを活用した教育活動の推進」が新設されるなど、適切なアップデートが行われている。もっとも、第1の柱に28施策中18施策が含まれるなど、ややバランスを欠くような印象もあり、引き続き検討をお願いしたい。

(3) 個別の評価項目について

(a) 「学力、体力、豊かな心」を育成する (I)

「確かな学力向上のための取組の推進」(施策1)については、一般に学生・生徒の学力低下が指摘されており、大学教員としても日々実感しているところである。特に本県の場合、累次の調査において子どもの学力が必ずしも高くないとの結果が出てきたことから、最優先で取り組むべき課題の一つである。この間、小学校については一定の改善が見られ、平成29年度は国語の成績が標準化得点を上回った。他方で、中学校については、改善傾向にあるものの、依然として標準化得点を下回っている。調査結果に一喜一憂する必要はないが、これまでの取組を検証した上で、対策を講じる必要があると思われる。特に、地域間での学力差が大きいことから、学習習慣を含む総合的な施策が必要ではないかと考えられる。平成29年度から、中学校の学力向上を目的としたカリキュラム・組織マネジメントの資的向上が「基本的なねらい」に掲げられ、学力調査の対象として新たに中学1年を追加されており、その成果が期待される。

「体力向上のための取組の推進」(施策2)については、本県における子どもの体力がこれまで全国的にみて低位であったことから、重点的に取り組むべき課題の一つである。平成29年度の調査によれば、小・中学校女子が初めて全国平均値を上回り、小学校男女および中学校男女すべての区分で県平均値が全国平均値を上回った。週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合も、目標の50%にはなお到達していないものの、改善傾向にある。オリンピック・パラリンピックに向けて県民の関心がさらに高まると思われることから、児童・生徒の自主性を尊重しつつ、体力向上に向けた取組を引き続き進めていただきたい。

「体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり」(施策3)については、運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合が48.4%となり、前年度の49.6%からやや低下してい

る。中・高等学校運動部活動活性化プロジェクトが実施されており、その効果を見守りたい。運動部活動の適正な運営のために、部活動指導員が配置されるとともに、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」をもとに、福岡県の運動部活動の在り方に関する方針を作成するとのことである。子どもの人権に関わる重要な問題であり、効果的な体制の構築と着実な実施が肝要である。

「いじめや不登校等への対応」(施策7)についても、県民の関心が非常に高いと思われる。いじめ問題については、平成27年度に改訂された「新福岡県いじめ問題総合対策」に基づき、いじめ問題等学校支援チームの設置、いじめ問題対策強化事業など、様々な施策が実施されているが、いじめの認知件数のうち解消した件数の割合が低下傾向にあることは気になる点である。国のいじめ防止基本方針が改定されたことによるのかもしれないが、事前防止に努めるとともに、いじめ等の問題が発生した後も、隠蔽などが行われないう、適切に対処する体制を構築する必要がある。不登校については、小中学校及び高校のいずれについても減少傾向にあるが、引き続き防止に向けた取組を行っていただきたい。

「少年の非行防止と健全育成」(施策8)については、本県においては薬物乱用等による検挙者数が多いことから、重点的に取り組むべき課題の一つである。薬物乱用防止教室の実施率は平成26年度に目標の100%に達したが、参加体験型学習も順調に普及している。危険ドラッグの問題なども含めて、内容をいっそう充実していただきたい。インターネットについては、これまでの「ネットいじめ防止」が「インターネットの適正利用」に変更されており、ネット依存症の問題がクローズアップされる中、適切な対応と思われる。

「児童生徒の安全確保」(施策15)については、子どもが犠牲となる事件が後を絶たず、県民の関心がとりわけ高い問題であると思われるので、関係機関との緊密な協力の下、実効的な安全確保をさらに進めていただきたい。また、地震や集中豪雨などが頻発していることから、実践的安全教育総合支援事業の成果をすべての学校に普及させることが重要と思われる。地震に関する避難訓練の実施率は、高校では100%となったものの、小中学校では低下しており、徹底が望まれる。交通安全教室を実施している学校の割合が高まりつつあるが、自転車の不適切な運転(無灯火運転、スマホ運転など)や事故が少なくないことから、運転マナーをしっかりと身につけさせる必要がある。

「学校施設の整備・充実」(施策16)については、ハッキングやランサムウェアによる被害が増えていることから、本県においても、セキュリティ対策を再点検すべきではないかと思われる。

「教員の指導力・学校の組織力の向上」(施策18)については、教員採用試験の改善、「ふくおか教員養成セミナー」の実施、教員評価の充実、副校長等新たな職の配置等が進んでいる。正規職員の比率向上、教職員の勤務条件改善等は、近年における社会の要請でもあり、是非とも成果に結びつけていただきたい。また、精神性疾患を理由とする休職者の割合が依然として高い状況にあるとのことであり、メンタルヘルス対策のさらなる充実強化

が望まれる。

(b) 「社会にはばたく力」を育成する (II)

「特別支援教育の推進」(施策 20) については、特別支援学校に在籍する子どもの数が増加していること等が大きな課題となっている。特別支援学校の整備、個別の指導計画・教育支援計画の作成、医療的ケアの整備など進められているが、個々の子どもの個別的なニーズに応えうる体制を整備していただきたい。

「キャリア教育・職業教育の推進」(施策 21) については、すべての県立高等学校でインターンシップ体験率を上げるとともに、質の向上を図ることが重要である。また、特別支援学校では、「デュアルシステム型現場実習」が導入されており、就職希望率の上昇につながっている。

(c) 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する (III)

「国際的視野を持つ人材の育成」(施策 22) は、国際コミュニケーション能力が社会人にとって必須となっている中、ますます重要性が高まっている課題である。留学助成金の支給、留学説明会・報告会の実施、外国語指導助手の活用など、施策が強化されており、海外留学の増加につながることを期待している。また、小学校における英語教育が強化されつつあるが、他教科の学習にも配慮しつつ、効果的な学習方法の確立を目指していただきたい。

以上

資料等

関係法令

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（平一一法八七・平一九法九七・平二四法六七・一部改正、平二六法七六・旧第二十六条繰上・一部改正）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平一九法九七・全改、平二六法七六・旧第二十七条繰上・一部改正）

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）（抜粋）（19文科初第535号 平成19年7月31日 文部科学事務次官通知）

第一 改正法の概要

1 教育委員会の責任体制の明確化

(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとしたこと。（法第27条 ※現第26条（平成27年4月1日改正））

第二 留意事項

1 教育委員会の責任体制の明確化

(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

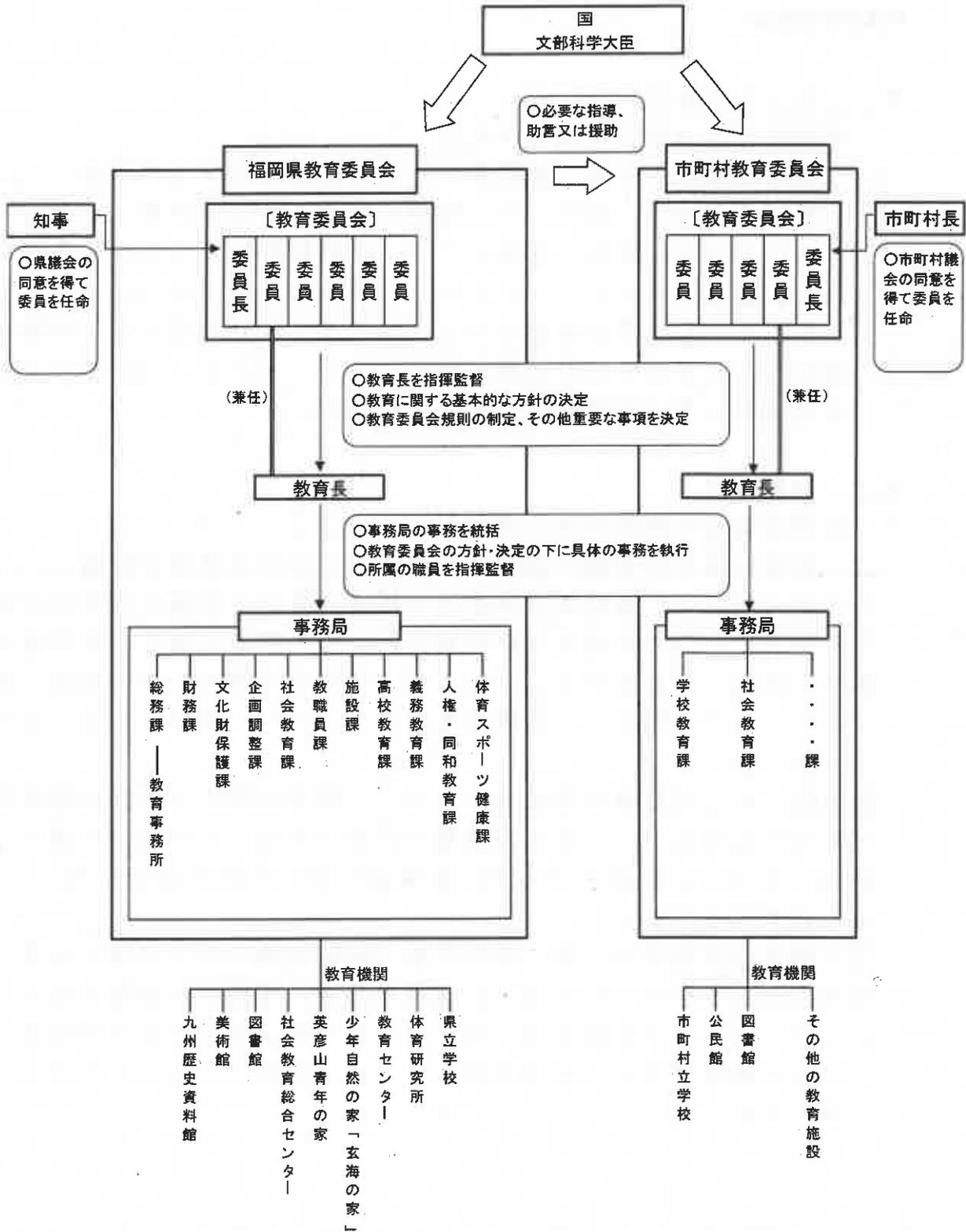
① 今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものであること。

② 現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取組を行っている場合には、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。

③ 点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。

福岡県教育行政の仕組み

平成29年 5月 1日現在



福岡県内学校数等一覽

平成29年5月1日現在

学 校 種 別	設置者		学校数		学級数	児童・生徒数			教員数（本務者）			職 員 数			
			本校	分校		計	男	女	計	男	女				
幼 稚 園	計		455	1	2,841	62,895	32,083	30,812	4,978	352	4,626	836			
	国		1		3	49	22	27	6	1	5				
	公		46		145	2,826	1,452	1,374	258	13	245	17			
	私		408	1	2,693	60,020	30,609	29,411	4,714	338	4,376	819			
小 学 校	計		742	6	11,249	278,932	142,545	136,387	16,838	5,796	11,042	2,932			
	国		3		43	1,292	650	642	62	45	17	8			
	公		730	6	11,118	275,145	140,930	134,215	16,616	5,681	10,935	2,881			
	私		9		88	2,495	965	1,530	160	70	90	43			
中 学 校	計		365	3	4,684	136,806	69,633	67,173	9,763	5,322	4,441	1,333			
	国		3		30	1,091	542	549	55	36	19				
	公	小計		335	3	4,424	128,543	66,039	62,504	9,218	5,014	4,204	1,243		
		県		4		30	1,188	503	685	59	37	22	4		
		市町村 組合		331	3	4,394	127,355	65,536	61,819	9,159	4,977	4,182	1,239		
	私		27		230	7,172	3,052	4,120	490	272	218				
高 等 学 校	全 日 制	計			161		1,931	127,199	64,071	63,128	8,214	5,447	2,767	1,828	
		公	小計			101		1,931	73,660	36,836	36,824	5,126	3,322	1,804	1,211
			県			92		1,756	66,993	34,295	32,698	4,607	3,010	1,597	1,125
			市町 組合			9		175	6,667	2,541	4,126	519	312	207	86
			私			60			53,539	27,235	26,304	3,088	2,125	963	617
	定 時 制	計			21	2	168	3,230	1,697	1,533	349	249	100	57	
		県			21		157	3,114	1,622	1,492	320	231	89	54	
		市町				2	11	116	75	41	29	18	11	3	
	通 信 制	計			6			3,158	1,749	1,409	63	42	21	15	
		県			1			1,262	618	644	26	18	8	5	
		私			5			1,896	1,131	765	37	24	13	10	
		専 攻 科	計			12			957	120	837				
	中 等 教 育 学 校	計			2		24	705	318	387	59	41	18	14	
		県			1		18	624	280	344	49	37	12	10	
私				1		6	81	38	43	10	4	6	4		
特 別 支 援 学 校	計			38		1,424	5,945	3,834	2,111	3,178	1,203	1,975	505		
	県			20		681	2,923	1,845	1,078	1,569	659	910	329		
	市			18		743	3,022	1,989	1,033	1,609	544	1,065	176		

福岡県行政資料

分類記号
IA

所属コード
2120212

登録年度
30

登録番号



^{きた}
"鍛えて、ほめて、伸ばす! 子どもの可能性"

^{きた}
～「鍛ほめ福岡メソッド」展開中～

問い合わせ先：福岡県教育庁教育総務部総務企画課

電話 092-643-3882 (教育政策推進室)

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>